太宰府の景観まちづくり

■ 太宰府市景観まちづくり計画

平成22年12月

【平成29年6月変更】

【平成31年3月変更】

【令和3年3月変更】

■ 太宰府市景観計画

平成22年12月

【平成29年6月変更】

【平成31年3月変更】

【令和3年3月変更】

ごあいさつ

本市は、福岡平野の南端に位置し、宝満山や四王寺山などの山々に囲まれ、御笠川が貫流する 豊かな自然に抱かれた地です。ここは、古来から大陸文化の窓口であり、多くの文化遺産がかた ちづくられてきました。

太宰府の「景観」は、このように恵まれた自然環境の中で人々の生活が幾重にも積み重ねられることで形成されたもので、市民のかけがえのない財産となっています。

このため、市内いたるところで、生活の積み重ねの証として身近な自然や文化遺産が息づいて おり、その保全と育成、さらに建築行為や開発行為との調和が課題となっています。

調和とは、規制や制限だけで図れるものではなく、そこには「まちづくり」としての視座が必要となります。本書を「太宰府の景観まちづくり」として集成したのはこの理由によるものです。

市民共有の財産である「景観」をいつくしみを持って「育てる」、さらに未来を見据え「創造する」持続的なまちづくりが必要なのです。

今後は、市民が住み続けたいと願い、来訪者もまた訪れたいと願う太宰府市を創るため、多様 な分野に高い浸透性があり、かつ環境への圧力が低い「手入れ」を主眼とする景観形成事業を実 施していく必要があります。

この素晴らしい太宰府の景観を後世に引き継いでいくため、「百年後も誇りに思える美しいまち・太宰府」を目指し、持続的なまちづくりを展開していきますので、市民の皆様には主体となって積極的な活動をお願いいたします。

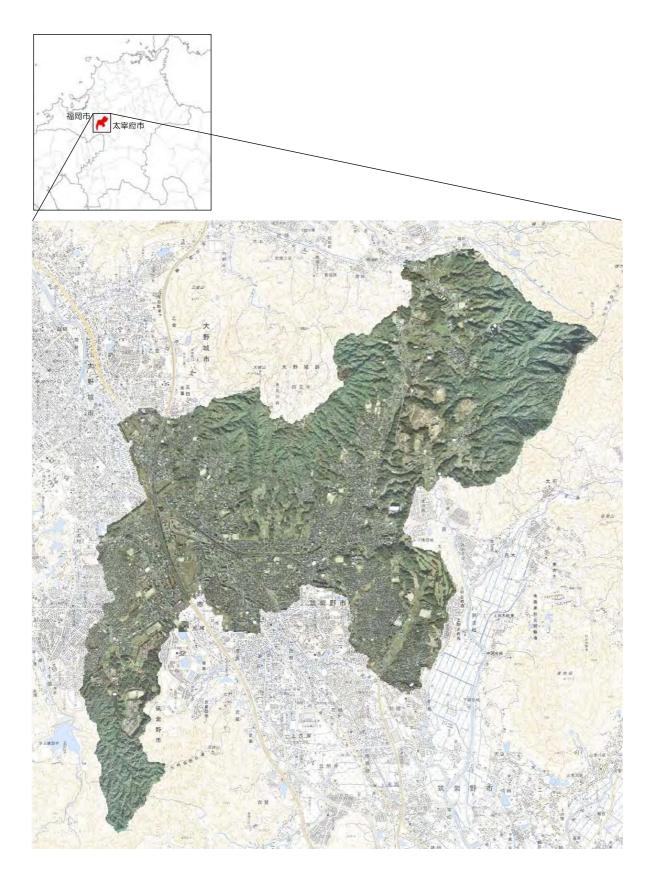
最後になりますが、本計画の策定にご尽力いただいた「景観計画策定委員会」の皆様、そして 良好な景観の形成のため、協働による景観まちづくりの実践をいただいている多くの市民の皆様 に心より感謝いたします。

そして、この計画書を多くの皆様にご活用いただけることを心より願っております。

平成 22 年 12 月 22 日

太宰府市長者上門人類





太宰府市のすがた ※国土地理院発行 1/25,000 地形図「福岡南部」、「太宰府」、「不入道」、 「二日市」を使用



天拝山(筑紫野市)山頂より太宰府市域を俯瞰する 左に緑の帯の水城跡、中央に四王寺山、右に宝満山を観る

本書の活用にあたって

【第1部 太宰府市景観まちづくり計画】

良好な景観の保全と創造のためには、景観形成をまちづくりとしてとらえることが必要であり、そのための景観施策と市民・事業者・行政との協働による景観形成の基本的な方針や考え方を示しています。

一般市民の方や自治会役員の方、NPO法人、ボランティア、学校、事業者の方などに 是非読んでいただきたい計画です。

【第2部 太宰府市景観計画】

良好な景観の形成のためのルールを定めたものであり、景観法に基づく法定計画(法律に基づいて効力を持つ計画)です。

市内で以下の行為を行われる方(施主、設計者、施工者)は、この計画を読んでいただき、その方針と基準に準拠していただく必要があります。

- 建築物の建築等及び工作物の建設等
- 開発行為(都市計画法第4条第12項に規定する開発行為)
- 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- 屋外における物件の堆積
- 路外駐車場(不特定多数の人が利用できる一般公共の用に供する駐車場で料金を 徴収するもの。)の新設等
- 特定照明(夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う照明。ライトアップ。)

なお、一定規模以上の行為は市へ届出が必要になります。

【参考資料】

良好な景観の形成のため、設計の参考資料等を示しています。

本計画は、平成 22 年に策定し、平成 29 年、平成 31 年および令和3年に一部計画変更を行っております。

序 章 良好な景観の保全と創造について 2 1 策定の背景 2 計画策定の目的と見直しの時期 3 景観まちづくりの定義 4 景観まちづくり計画及び景観計画の位置づけ 第1章 太宰府の景観特性と課題 5 1 太宰府の景観特性 2 太宰府の景観まちづくりの取り組み 3 市民の評価と景観まちづくりの課題 第2章 景観まちづくりの基本的な考え方 12 1 景観まちづくりの将来像 2 景観まちづくりの基本姿勢

第1部 太宰府市景観まちづくり計画

- 1 協働の景観まちづくりを支える組織体制の整備
- 2 市民主体の景観まちづくり活動への支援と連携
- 3 良好な景観形成のためのルールづくり
- 4 良好な景観形成のための事業の展開

一 施策体系 一

一 推進スケジュール と進捗状況一

第2部 太宰府市景観計画

序	章	景観計画の策定にあたって			
	1	観計画の構成			
	2	好な景観形成のためのルールづくりの前提			
第	章	景観計画の区域			
		【景観法第8条第2項第1号】			
第2	2章	良好な景観の形成に関する方針と行為の制限に関する事項 32			
		【景観法第8条第2項第2号】 【景観法第8条第2項第3号】			
	1	本方針			
	2	観計画区域の良好な景観の形成に関する方針と行為の制限に関する事項			
	3	観育成地区の良好な景観の形成に関する方針と行為の制限に関する事項			
	4	彩基準と緑化基準について			
	5	準の運用に係る特記事項			
第(3章	景観資源等の活用に関する事項			
V 10	•				
	1	観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針【景観法第8条第2項第4号】			
	2	観重要公共施設の整備に関する事項【景観法第8条第2項第5号口】			
	3	外広告物等に関する表示等についての行為の制限に関する事項			
第4	4章	景観形成の進め方について			
	1	観形成のための推進体制			
	2	観形成に関する協議等の仕組み			
	参	6資料			
	Οお	すめ樹種と緑化面積の算出方法			
	〇当	計画策定の経緯			
	〇計	見直しの経緯			
	O用				
	〇景	計画総括図 138			
	〇太宰府の成り立ちと現況				

第1部 太宰府市景観まちづくり計画

序章 良好な景観の保全と創造について

1 策定の背景

太宰府市は、古代における大陸文化の窓口、防衛・外交の要衝として大宰府政庁が置かれたところであり、国指定特別史跡である大宰府跡や水城跡をはじめとして、観世音寺、戒壇院、太宰府天満宮などの数多くの文化遺産を有しています。また、外縁を宝満山、四王寺山などの山と丘陵が囲み、中央の平坦部を御笠川、鷺田川、大佐野川などの河川が貫流する豊かな自然に恵まれています。

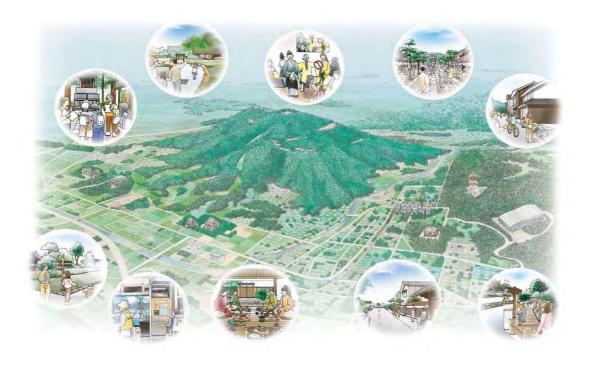
太宰府固有の景観は、このような環境の中で人々の生活が幾重にも積み重ねられることにより形づくられてきました。

本市では、都市計画制度や独自の条例、要綱により良好な景観形成に取り組んでいます。また、まる ごと博物館(まちぐるみ歴史公園)の一環である太宰府市民遺産(以下「市民遺産」という)の取り組 みにより、歴史的環境の保全と育成も併せて進めています。

このような中、平成16年9月景観法制定の時期に合わせ、失われつつある太宰府固有の景観を守り育てながら都市としての魅力をさらに高めていくため「太宰府市景観まちづくり懇話会」を設置し、これからの「景観まちづくり制度について」の諮問を行いました。

そして、平成19年2月に受けた答申では、「市民、事業者及び行政がそれぞれお互いの立場や役割を理解し、認め合い、連携・協働すること」、「歴史・文化はもとより、まちの賑わい、人々の暮らしや生業なども観点に加えること」、「太宰府市民遺産の取り組みと連動すること」などを本市の景観まちづくりに求めています。

長い歴史の中で育まれてきた郷土の景観を受け継ぐとともに地域の記憶を掘り起こし、それらを守り育てながら後世に引き継いでいくことは、行政はもとより市民一人ひとりに課せられた大切な使命です。市民の誇りうる自然と歴史に抱かれた美しい太宰府の景観を市民一人ひとりの手で紡いでいくため、景観まちづくり計画を策定することにしました。



2 計画策定の目的と見直しの時期

(1)目的

景観まちづくり計画は、「長期的な視点に立って景観まちづくりの基本的な考え方と今後取り組むべき景観施策を総合的に示すこと」及び「市民・事業者・行政との協働による景観形成の進め方を提示すること」を目的としています。

したがって、景観法による規定の活用と、市独自の施策を一体として良好な景観の保全と創造を実現 するための仕組みを位置づけています。

(2) 見直しの時期

景観の形成には長い年月を要します。そのため、目標の達成状況を確認し施策に反映させるための見直しの時期を当初令和2年(概ね10年後)に設定していましたが、運用開始によって見えてきた修正点を平成28年度、平成30年度および令和2年度に見直しました。

今後も、社会経済情勢の変化や関連計画との整合などにより改訂が必要となった場合は、時期によらず見直しを行います。

3 景観まちづくりの定義

(1) 太宰府市の景観まちづくりにおける「景観」とは

景観とは、人の意思によって形づくられたまちの姿であり、目に映るものだけでなく、音や薫りなども含め五感で認識するものです。

本市には、「宝満山、四王寺山、御笠川などの自然」、「大宰府跡や水城跡などの遺跡」、「学校、職場、住まいなどの建物」、「道路を行き交う自転車や車」、「太宰府天満宮参道の賑わい」、「川のせせらぎや観世音寺の鐘の音」、「梅やクスノキの香り」、「人々の日常生活」など、それらが結びつき一体となった様々な景観があります。

今あるこれらの姿は、長い時間をかけて太宰府に関わった一人ひとりの生活が積み重なってきた結果です。

(2) 「景観まちづくり」とは

景観まちづくりとは、市民、事業者及び行政の協働により、豊かな自然と数多くの文化遺産を生かしながら、古都の風情と都市の生活が調和した美しい景観を守り、創り、生かし、育てていくことです。 そして、このことを通じて地域コミュニティの成長を促し、忘れかけていた共生・共助・共育のこころを取り戻す試みでもあります。

太宰府市の「文化遺産」と「市民遺産」

【文化遺産】

「文化遺産」とは、次世代に伝え守りたいモノ(形あるもの)やコト(形に現れないこと)です。 モノやコトについては、人が生活していくために意思を持って関わり、丁寧に手入れをしながら引き継いで きた鎮守の森、樹木、ため池・水路、棚田、建築物、美術・工芸、行事などを幅広く捉えるようにしています。

【市民遺産】

「市民遺産」とは、伝えていきたい太宰府固有の「物語」と、それを証拠づける「文化遺産」と、その文化 遺産の「育成プラン」の3つを合わせたものです。

「市民遺産」=「物語」+「文化遺産」+「育成プラン」

文化遺産は、市民遺産の一部になることによりその存在と他の文化遺産との関係が明確となり、市民の中に分かりやすい情報となって共有化されます。

文化遺産は、重要な景観資源の一部であるとの考え方に基づき、市民遺産の取り組みと景観まちづくりは連動していきます。

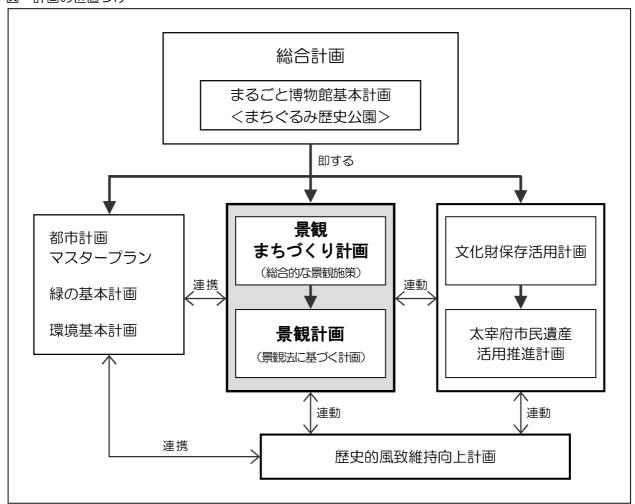
市民遺産の取り組みは、太宰府市独自の市民主体によるまちづくりです。

4 景観まちづくり計画及び景観計画の位置づけ

景観まちづくり計画は、総合計画をはじめとする上位関連計画と整合のもと、景観まちづくりにおける市民・事業者・行政の行動指針として定めます。

そして、景観計画は、景観まちづくり計画に基づき良好な景観形成のためのルール(誘導指針)として定めるもので、同時に景観法(平成 16 年法律第 110 号)に基づく法定計画となるものです。 両計画と関連計画の関係は下図のとおりです。

図 計画の位置づけ



「太宰府市民遺産活用推進計画」と「歴史的風致維持向上計画」

「太宰府市民遺産活用推進計画」は、平成16年度に策定した「文化財保存活用計画」で提案した市民遺産の考え方について、その認定の方法、市民活動への助言、市民遺産を構成する多種多様な文化遺産の把握と管理の方法などについて詳述する計画です。

また、「歴史的風致維持向上計画」は、平成20年5月に制定された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(以下「歴史まちづくり法」という)に基づき、地域固有の歴史と伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物と市街地が一体となって形成してきた良好な市街地の環境を維持向上するため、社会資本の整備や市民活動の支援を行う事業計画です。

したがって、本市の景観まちづくり計画は、これら2つの計画と連動することでより質の高い太宰府らしい景 観形成を実現することが可能となります。

第1章 太宰府の景観特性と課題

1 太宰府の景観特性

太宰府の自然と人々の営みが形づくってきた本市の景観には、次のような特性があります。

(1) 山を仰ぎ川を臨む地勢の自然景観

本市では、北に四王寺山、北東に宝満山を仰ぎ見て、振り返ると南に天拝山(筑紫野市)と基山(基山町)が遠望できます。そして、平地の中央には宝満山から博多湾に流れる御笠川や、その支流の鷺田川を臨むことができます。

また、市街地には社寺林やため池も多く残っていることから、いつも身近に緑と水を感じられる心地よい囲われ感のある自然景観を有しています。



(2) 1300年の積み重ねを有する歴史景観

太宰府は、古代の大宰府政庁と寺院、中世の太宰府天満宮と山城・岩屋城、近世の宰府宿と農村集落といった様々な時代の積み重ねを経てきました。そして、現在でも大宰府跡、水城跡、観世音寺、太宰府天満宮などの文化遺産が時代を超えて残っています。

このため、各時代における文化遺産と現代の農業・商業・観光業等の生業や住宅団地の生活が共存する重層的な歴史景観を有しています。



(3) 盆地に形成された市街地景観

古代、条坊制による市街地は大野城、基肄城といった山城と周囲の丘陵や水城に守られた盆地に築かれてきました。そして、中世・近世には太宰府天満宮の社家町・宿場町が発展し、さらに近代・現代では鉄道駅周辺に商業地が形成されました。

このため、盆地の中に条坊を引き継ぐ道路や参詣道の 道標など、各時代のなごりがある変化に富んだ市街地景 観を有しています。



(4) 丘陵地の住宅景観

本市では、福岡都市圏の拡大に伴い、昭和 40 年代以降急速な市街化が進み、東は高雄、西は大佐野・向佐野の丘陵地等に大規模な住宅団地が形成されました。

このため、周囲を緑に囲まれた、戸建て住宅による丘 陵地の住宅景観を有しています。



(5) 福岡都市圏を結ぶ交通軸と沿道・沿線景観

市域西側の平坦部は、九州自動車道、国道3号、JR鹿児島本線、西鉄天神大牟田線などの交通軸が集中して発達しており、また太宰府馬車鉄道に端を発した西鉄太宰府線が地域の重要な交通手段となっています。

このため、様々な用途の建物や屋外広告物による沿道・ 沿線景観を有しています。

また、高校や大学が幹線道路沿いに数多く立地していることから、車窓などから望む学校景観も際立っています。



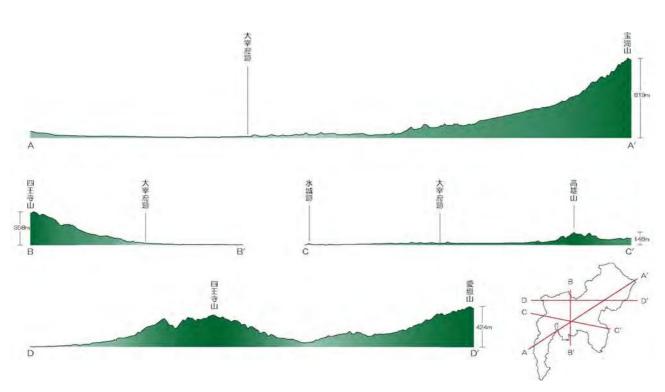


図 太宰府市の地形

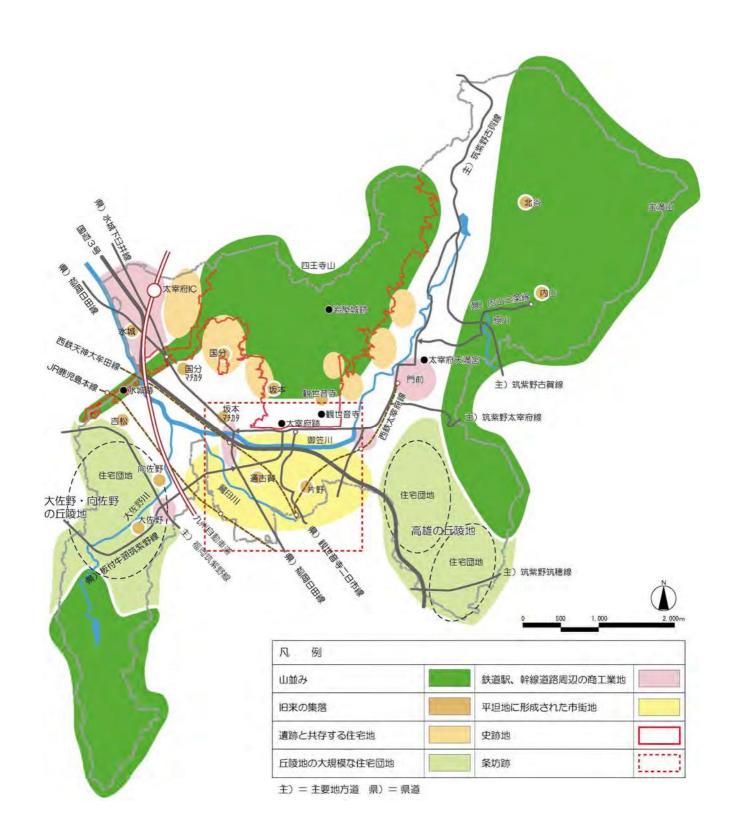


図 太宰府市の景観特性

2 太宰府の景観まちづくりの取り組み

本市は、大正10年の大宰府跡、水城跡の史跡指定以来、昭和30年代後半以降の「保存」と「開発」のせめぎあいの渦のなか、行政と市民との話し合いの中で今日の姿を選び取ってきました。その結果、面積が市域の16%を占めるという他市に例を見ない広大な史跡地によって、豊かな自然と文化遺産からなる太宰府固有の素晴らしい景観が継承されています。

このような景観まちづくりに関する諸施策について、本計画策定前までの取り組みを次の5点で整理します。

(1) 史跡地の指定と拡大

年		取り組み	
大正 10 年	1921年	大宰府跡、水城跡史跡指定	
昭和 7年	1932年	大野城跡史跡指定	
昭和 28 年	1953年	大宰府跡、水城跡、大野城跡を特別史跡に変更	
昭和 39 年	1964年	史跡地公有化事業開始	
昭和 45 年	1970年	大宰府学校院跡、観世音寺境内及び子院跡史跡指定	

(2) 独自の景観保全制度の創設

年		取り組み	
昭和 58 年	1983年	太宰府市生垣推進等に関する条例施行	
昭和 59 年	1984年	太宰府市景観保全に関する指導要綱による美観地区の指定	
昭和 63 年	1988年	太宰府市建築協定条例施行	
平成 6年	1994年	太宰府市緑地の保全に関する条例施行	

(3) 事業による景観整備

年	=	取り組み
平成 元年	1989年	天神様のほそみち建設事業
平成 4年	1992年	大宰府政庁前通り事業
平成 17年	2005年	散策路整備事業(国博通り)

(4) 都市計画制度による景観誘導

年	=	取り組み
平成 7年	1995年	20m 絶対高度地区 決定
平成 12 年	2000年	15m 絶対高度地区 決定
平成 12 年	2000年	門前町特別用途地区 決定

(5) 景観に関連する諸計画の策定

年		取り組み
昭和 62 年	1987年	太宰府ルネサンスー21策定
平成 4年	1992年	まほろばの里景観整備計画策定
平成 14 年	2002年	太宰府市景観形成基本計画策定
平成 16 年	2004年	太宰府市門前町美しいまちづくり計画策定

3 市民の評価と景観まちづくりの課題

(1) 景観まちづくりに関する市民の評価

平成 20 年度に実施した「景観に関する市民意識調査」や平成 20・21 年度の「景観まちづくり市民会議」等の意見に基づき、本市の景観に関する市民の評価や問題点を整理します。

ア 「歴史のまち」として評価

本市のイメージについて、多数の市民が「歴史のまち」と答えています。太宰府らしさを感じさせる 景観には、大宰府跡、太宰府天満宮、観世音寺、水城跡、^{かまで} 電門神社、戒壇院など、本市の歴史を物語る 文化遺産が多く取り上げられています。

また、自然環境やまちなみに対する関心も高く、多くの市民が緑の豊かさを高く評価し、本市の景観 に誇りや愛着を感じています。

イ 「大規模な建物の目立つ色彩」や「大規模な屋外広告物」などを懸念

「歴史のまち」を評価する一方、大規模な建物の色彩や幹線道路沿道の大規模な屋外広告物などが目立つことを問題としています。

また、近年増えている中層マンションの周辺の戸建て住宅への配慮や背景の山並みとの調和も必要と 感じています。

ウ 協働による景観まちづくりの推進

美しい景観を守り育てるためには、多くの人が「市民、事業者と行政が十分話し合い、施策を協働で 進めていくべきだ」と考えています。

行政が果たすべき役割として、「情報の提供」や「市民参加の仕組みづくり」が重要だと捉えています。

また、市民が果たすべき役割として「景観をより良くすることを意識して自ら活動すること」、事業者が果たすべき役割として「自らの活動が地域に及ぼす影響が大きいことを自覚し、積極的に良好な景観形成に努めること」が求められています。

さらに、広域的な景観形成の視点から、福岡平野全体の市町と協力して景観まちづくりを進めていく ことを望んでいます。





(2) 景観まちづくりの課題

景観特性と、景観まちづくりに関する市民の評価を併せて、本市における景観まちづくりの課題を次の5点で整理します。

ア 文化遺産の保存と育成

社寺などの歴史的建造物に加え、東中塔や恵比寿様などの小さな石造物も、市街地の景観を構成している重要な資源です。ところが、隣接地での建て替えや道路工事などに伴い、いつの間にかその姿がなくなってしまうことがあります。

そこで、市民が大切に感じているあらゆる歴史的所産を本市の文化遺産として捉え、その文化遺産を 守り育てていくことが必要です。

イ 緑と水の修復・保全・創出

宝満山や四王寺山の山並みや紅葉、鎮守の森などが悠久の歴史と美しい四季の移ろいを伝えている一方で、外来種の増加や荒廃竹林、緑が無くなった採掘後の土取り場などが問題となっています。

そこで、在来の緑を適切に管理し、修復と保全を試みるとともに、本市にふさわしい樹木や生垣など に囲まれた庭や緑地の創出が必要です。

また、河川やため池などの水辺では、親水性に乏しいコンクリートブロック等の護岸により動植物の 生息が困難な箇所も見られます。生物多様性のある水辺への修復が必要です。

ウ 周辺環境に配慮した建築物等の誘導

建築物も景観を構成している一つの要素です。近年では、住宅団地における古い建築物の建て替えや外装の変更、大規模建築物の建築、駐車場の増加などに伴い、周りから見た際に目立ちすぎる建築物や緑の少ない敷地なども増えてきました。

緑豊かな歴史のまちのイメージに影響を与える建築行為や開発行為等に対して、周辺環境と調和した 規模、配置、形態意匠等となるような基準をつくり、誘導を図っていくことが必要です。













エ 沿道景観の形成

幹線道路の沿道では、様々に自己主張している建物や屋外広告物が山並みを隠している箇所もあり、 そこでの景観は緑に囲まれた太宰府の魅力を感じ取ることはできません。

本市を訪れた人々に、太宰府の特徴を感じてもらえるような沿道沿線の建物や屋外広告物の誘導が必要です。また、季節感のある街路樹の植栽により、宅地の植栽と調和のとれた潤いのある沿道景観の形成も必要です。

オ 広域的な景観形成

景観は市域を越えて見渡せることから、本市のみで景観まちづくりを進めても不十分です。

古代の大宰府は、水城、大野城、基肄城。などを一体として形成された羅城。とも言われていることから、その広域的なまちづくりの発想を受け継ぎ、周辺自治体との連携による広域的な景観まちづくりが必要です。



図 自然地形を利用した大宰府での羅城イメージ

第2章 景観まちづくりの基本的な考え方

1 景観まちづくりの将来像

本市の景観特性と課題を踏まえ、本市の景観が百年後も今の価値を失うことなく、さらに魅力的なものとなるように長期的な景観まちづくりの将来像を定め共有化を図ります。

【景観まちづくりの将来像】

百年後も「古都太宰府の風景」が映えるまち

本市には、古代以降人々の営みによって積み重ねられてきた結果としての景観があります。この景観に、子どもの頃から学んできた太宰府の歴史認識が加わり「古都太宰府の風景」が個人固有のイメージとして形成されています。

そこで、景観まちづくりの将来像としてふさわしいものは「これが「古都太宰府の風景」です」と自信を持って紹介できるまちの姿であると考えます。

そのために、『百年後も「古都太宰府の風景」が映えるまち』を将来像に掲げ、市民一人ひとりが理想の「古都太宰府の風景」を描き、市民・事業者・行政の協働によって、徐々にその姿に近づけていくことを目指します。

「景観 10 年、風景 100 年」と言われています。百年後の理想の風景に向けて、私たち一人ひとりが今、次代の財産となる景観を形づくっていることを認識し、自覚を持って行動することが求められます。

一人ひとりの意思ある創造が、協働のなかで交わり、重なり合い、新たな太宰府の文化を生み、地域 で共有される景観まちづくりの作法として培われていくことを目指します。

「古都太宰府の風景」とは

- ●古代、中世・近世、近代・現代と、各時代の文化遺産を生かし、過去と未来のつながりを大切に して多様な文化遺産とともに今を暮らす市民の姿
- ●山並みの緑や紅葉が美しく、樹木や草花が市街地や住宅地を結び、花や実が香り、川のせせらぎが聞こえる豊かな自然の中に人々の暮らしが見え隠れする様子
- ●四季折々の伝統行事や日々の生活習慣などを通じて、市民が近隣の人々や来訪者と親交を深めている様子
- ●宝満山や四王寺山を背景に、統一感のあるまちなみが続く様子

将来像と併せて、百年後に実現したい「古都太宰府の風景」をより具体的に描き、現在の太宰府市民から未来の太宰府市民へのメッセージとして掲げます。

百年後に体験してほしい「古都太宰府の風景」

- ○宝満山、四王寺山、田園、大宰府政庁跡などを借景とした絵になる風景がたくさんあるまち
- 〇古都の歴史を伝える大宰府政庁跡・水城跡等の遺跡や観世音寺・戒壇院・国分寺等の社寺がしっかりと保存されているまち
- ○自然護岸の水辺で遊び、生き物と触れ合える川があるまち
- ○星空が美しく、ホタルや灯籠などの光が映えるまち
- ○太宰府で育った樹木により修復された文化遺産があるまちなみ
- ○休憩スポットもあり、歩いて回りたくなる道が整備されたまち
- 〇石積に生垣、漆喰の外壁、瓦葺き、緑陰のある伝統を基調とした住宅がたくさんあるまちなみ
- ○自然や文化遺産と調和した、新しいデザインの建築物があるまちなみ
- ○駅周辺や幹線道路沿道など、新しさの中にも落ち着きと風格のあるまちなみ
- ○電柱、電線や鉄塔のないまちなみ
- 〇市民が誇りを持って伝統建築物を生かしながら暮らせるまち













2 景観まちづくりの目標

(1) 手入れの行き届いた自然のあるまち

市街地の背景となる山並みや前景となる河川は、多様な生物の生息地としても重要な役割を担っています。

このため、かつての里山や竹林の維持・管理を進めながら災害や土石の採掘によって失われた樹林を修復するとともに、コンクリートブロック等の護岸を多自然型護岸に修復していきます。特に、荒廃したかつての里山や竹林については、市民に潤いややすらぎを与える身近な樹林地として新たな価値づけをおこない、人による手入れが欠かせないという認識を共有していきます。

また、丘陵地の住宅団地では、以前その場所が緑で覆われていたことを示唆できる敷地内緑化を行い、平坦な市街地では、鎮守の森の保全や街路樹による緑陰の形成等を行っていきます。

そして、市域全体を緑でつなげ、手入れの行き届いた自然のあるまちを目指します。

(2) 固有の文化遺産を生かしたまち

古代から現代まで、各時代で培われ受け継がれてきた多種多様な文化遺産を本市の本質を表す根幹的な景観要素として生かし、育てていきます。

大宰府跡や水城跡などの遺跡、観世音寺や戒壇院などの寺院、太宰府天満宮と門前のまちなみ、伝統行事、北谷や内山の棚田、河川やため池、観世音寺や坂本の集落、集落ごとの氏神様、祠、石碑、道標、梅ヶ枝餅や飛梅など菅原道真にまつわる伝承、昔ながらの道路や河川の線形、地割、地名など、本市の文化遺産は枚挙にいとまがありません。

これらの文化遺産を市民が大切にしたい、次代に伝え守りたいという想いに沿って保存・活用し、固有の文化遺産が光る美しいまちを目指します。

(3) 住まいと生業(なりわい) に魅力と活力のあるまち

交通利便性が高く、自然に囲まれた快適な住宅都市として潤いのある住環境を守り育てていくとともに、まちの顔にふさわしい駅周辺の賑わいのあるまちなみづくりや文化遺産を結び楽しく回遊できる道づくりなど、生活感のある観光都市としての魅力を高めていきます。

さらに、農業については棚田をはじめとした農地を貴重な文化遺産として捉えるとともに、近隣都市 圏の住民との交流も視野に入れ、集落環境を守り育てていきます。そして、住民と来訪者との交流を通 じて地域の活性化を図り、住み続けたい、訪れてみたい魅力と活力のある美しいまちを目指します。

(4) 自然、歴史、人々の暮らしが調和したまち

「自然」、「歴史」、「暮らし」が一体的に感じられる姿が「古都太宰府の風景」であると言えるため、 市街地や賑わいの場でも生物多様性へ配慮を行うとともに、山の辺や川の辺にも人の姿が見られる景観 を創り生かしていきます。

そして、四季折々の風物、緑・水や生活の音と香り、祭りの灯、電車やバスの車窓の風景などの要素を大切にしながら、全体として太宰府らしい美しい風景を醸し出し、自然景観、歴史景観、暮らし景観が調和した美しいまちを目指します。

3 景観まちづくりの基本姿勢

(1) 快適な「古都太宰府」の暮らしを一人ひとりが実践する景観まちづくり

「古都太宰府の風景」は、山と丘陵に囲まれた盆地を土台に、大宰府跡や水城跡、太宰府天満宮と門前、神幸式や鬼すべなどの伝統行事、北谷や坂本の農村集落、丘陵地の住宅開発など、様々な自然や歴史が積み重なって形成されていることから、この積み重ねを尊重した景観の形成を目指します。

そこで、本市の景観まちづくりに関わる人一人ひとりが太宰府の自然や歴史を学びながら地域にとって大切な資源を知り、次代への引き継ぎに向けてしっかりと見守りながら荒れたままの状態で放置せず、 きちんと手入れをしていくことができるような取り組みを進めます。

そのことが、ひいては防災意識を高め、地域の習わしなどを通した良好なご近所づきあいの維持など、 安心して快適に暮らせる環境づくりにつながります。

(2) 市民の力を引き出す協働の景観まちづくり

市民をはじめ地域コミュニティ、NPOや事業者など、多様な主体と連携・協働した景観まちづくりを進めます。美しい景観が現在及び将来における市民の「共有財産」であることを十分認識し、市民一人ひとりが主体的に景観まちづくりに参加し、かつ実践を通じて美しい景観を守り育てていくことができるように、人づくり、仕組みづくり、ルールづくり、場づくりの施策を進めます。

そのために市民、事業者及び行政の役割と協働の考え方を以下のとおり示します。

ア 市民の役割

景観まちづくりの主役は市民です。市民が主体となり、自分たちのまちは自分たちでより良いものに していこうという意識を持って景観まちづくり活動に積極的にかかわることが欠かせません。

美しい景観が現在及び将来における市民の「共有財産」であることを認識し、市民一人ひとりが自主的かつ積極的に地域の景観まちづくり活動を積み重ねながら、全市的な景観まちづくりへとつなげていくような展開を目指します。そのために、本市が実施する良好な景観の形成に関するさまざまな施策や事業に積極的に参画することが必要です。

イ 事業者の役割

事業者は、地域社会の一員としての社会的責任を自覚し、国や県をはじめ、本市の景観まちづくりの考え方やその方針等を理解し、本市が実施する良好な景観の形成に関する施策や事業に積極的に参画することが必要です。

そして、自らの事業活動が地域の景観形成に影響を与えるものであることを認識して、地域住民などが実践する景観まちづくりの取り組みに積極的に参画し、共に協力しながら自主的かつ積極的に行動していくことが必要です。

ウ 行政の役割

景観まちづくりの施策や手法は多岐にわたることから、景観法はもとより関係諸制度をうまく組み合わせながら総合的かつ計画的に施策を進めていくことが必要です。また、協働の景観まちづくりの推進にあたっては、市民一人ひとりが気軽に参加できるような情報の提供をはじめ場づくりや機会づくりなど、具体的な協働の仕組みの構築が必要です。

さらに、本市が景観に配慮した公共事業を実施することはもちろんのこと、国・県の公共事業についても国や県等と緊密に連携、調整を図りながら、良好な景観の形成に先導的役割を果たします。

また、経済が縮小に向かう時代の流れを読みながら、地産地消を旨とする持続的な地域経済の活性化に取り組むことが必要です。

(3) 息の長い持続可能な景観まちづくり

現在の本市の景観は、実に長い時間と努力のうちに形成されてきたものです。これを守り、創り、生かし、育てていくためには息の長い取り組みが必要です。

多様な主体との連携と協働のための推進体制の構築や継続的かつ安定的な基金の確保などの条件を整えながら、持続可能かつ発展的な景観まちづくりを目指します。

また、「古き良きものと新しいもの」、「都市の景観と都市の活力」など、調和とバランスに配慮しながら歴史的文脈に沿った太宰府らしい本物の景観まちづくりを進めていきます。

(4)総合的な景観まちづくり

景観まちづくりを進めるための施策は、景観はもとより歴史・文化、環境、都市計画、観光・産業、 教育、地域コミュニティなど、行政の多くの分野に直結するものです。

したがって、庁内における担当部門を中心に、柔軟で横断的な組織体制を構築するなど、推進体制の 充実、強化を図っていきます。

また、庁外においては、関係機関やNPO・市民団体等とも緊密に連携を図るなど、庁内外が一体となって総合性を持った景観まちづくりを進めていきます。









第3章 景観まちづくりの推進施策

一 施策体系 一

良好な景観の保全と創造のため、景観まちづくりで推進していく施策は下表のとおりです。 今後は、それぞれの施策ごとに具体的な工程を描き、市民、事業者及び行政の協働のもと、実効性を 高めながら進めていきます。

表 景観まちづくりの推進施策

	ス 京航なグラへりの推進地域					
	施策の柱	推進の方向	推進施策			
1	協働の景観ま ちづくりを支 える組織体制 の整備	 (1)景観まちづくり団体等のネットワーク形成 (2)計画内容等に関する協議・調整 (3)景観・市民遺産の価値を高めるための支援 (4)計画の策定及び変更等の客観的な判断 	○景観・市民遺産育成員の募集 ○景観・市民遺産育成団体の登録 ○景観・市民遺産会議の設置支援 ○景観・市民遺産アドバイザーの登録 ○太宰府市景観・市民遺産審議会の設置			
2	市民主体の景観まちづくり活動への支援と連携	(1)市民遺産によるまちづくりの展開(2)主体的な市民活動への支援(3)かつての里山や農地の保全と活用(4)景観まちづくり資金の確保	○景観教育の推進○顕彰制度の創設○生垣助成制度の拡充○文化遺産育成支援制度の検討○緑地保全管理活動への支援			
3	良好な景観形成のためのルールづくり	(1)景観法に基づく景観計画の策定及び推進(2)市民の自主的なルールづくりの促進(3)関連法によるルールの活用(4)定期的な景観形成の検証と評価	 ○太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例の制定・施行 ○太宰府市屋外広告物等に関する条例の制定・施行 ○景観・市民遺産会議による定性的な景観評価 ○景観協定、地区計画、建築協定の活用○高度地区の決定検討 ○特別緑地保全地区、緑化地域等の指定等の検討 ○史跡保存管理計画の再検討 ○建築基準法委任条例の制定検討 			
4	良好な景観形 成のための事 業の展開	(1)文化遺産の把握と共有 (2)歴史まちづくり法の活用 (3)公共事業による工事等の景観誘導	○文化遺産情報ファイルの作成・更新○歴史的風致形成建造物や遺跡の修理・修景○歴史的な通りとまちなみの整備○公共施設の景観形成の指針の作成			

1 協働の景観まちづくりを支える組織体制の整備

市民、事業者及び行政の協働による景観まちづくりを持続可能なものとするための推進体制を明らかにします。また、多様な協議の機会を通じて、景観まちづくりの方向性を市民、事業者及び行政が共有していく仕組みを整えていきます。

(1) 景観まちづくり団体等のネットワーク形成

市民、事業者、NPOなどが様々な景観まちづくりに 関わりを持てるように、景観施策や景観事業の情報を積 極的に提供します。

併せて、各主体が景観形成や市民遺産の提案など、積極的にまちづくりに関わることができる組織の育成や連携強化を図ります。

【推進施策】

- ○景観・市民遺産育成員*の募集
- ○景観・市民遺産育成団体*の登録 (実績) 17団体登録



(2)計画内容等に関する協議・調整

景観上重要な地区の指定、景観重要建造物・樹木の指定、景観重要公共施設の設定や市民遺産の認定・変更などについて、市民、事業者及び行政が協議を行いながらその方向性を定めていくことが必要です。そのため、良好な景観形成と市民遺産の育成を併せて協議・調整する組織の創設を支援するとともに、市民等による景観計画、歴史的風致維持向上計画、市民遺産などに関する提案を行える仕組みを整えます。

【推進施策】

○景観・市民遺産会議*の設置支援 (実績)景観市民遺産会議(認定会議)10回開催

(3) 景観・市民遺産の価値を高めるための支援

市民遺産の育成に関する取り組み、景観法に基づくルールづくりなど、市民、事業者、NPOなどの自主的な取り組みの様々な段階において、各分野の専門家による支援が受けられる制度を検討します。 また、専門家が市の景観整備事業や市民遺産の価値等について意見を述べることができる仕組みを検討します。

【推進施策】

○景観・市民遺産アドバイザー*の登録 (実績) アドバイザー5名登録

(4)計画の策定及び変更等の客観的な判断

景観まちづくりに係る計画の変更、勧告・命令及び市民遺産育成団体の認定などについて審議を行う 機関を設置します。

また、市民の主体的な取り組みの支援や協議によって定めた内容を実現していくために、庁内に横断的な調整組織を設け、関係課の連携を強化します。

【推進施策】

○太宰府市景観・市民遺産審議会*の設置

(実績)通算22回開催

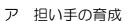
2 市民主体の景観まちづくり活動への支援と連携

市民主体の景観まちづくり活動は、地域の景観は自分たちで守り、育てていくという市民一人ひとりの草の根活動から始まります。そして、その活動が組織として継続的に実践され、良好な景観の形成に 資すると判断された場合には、必要な支援が受けられる体制を構築していきます。

(1) 市民遺産によるまちづくりの展開

太宰府の豊かな自然と固有の文化遺産を守り・育てていくという観点から、多種多様な文化遺産を太宰府固有の物語でまとめた「市民遺産」の取り組みをさらに推進していきます。 守り・育てられる文化遺産は、太宰府の景観資源となり

(実績) 市内で把握されている文化遺産の数:約5000件



ます。

文化遺産の大切さを認識し、伝統の継承や良好な景観形成に積極的に取り組む人材を育成するために、学校教育を通じて次代を担う世代の景観学習及び市民や事業者等を対象とした講習会の開催などに取り組みます。

なお、机上での知識の習得だけに頼らず、体験型の内容も 盛り込みながら進めていきます。

(実績)・各育成団体毎に普及啓発事業を展開

•「太宰府市民遺産展」の開催等による啓発

イ 市民遺産の登録

市民遺産は、景観・市民遺産育成団体が「物語」と「物語に欠かせない文化遺産」と「守り育てるためのプラン」を明らかにし、景観・市民遺産会議が認定します。市は、その内容を登録、公表し、良好な景観の形成に役立てていきます。

(実績) 認定市民遺産の数:16件

ウ 景観・市民遺産会議による公開協議

建築行為や開発行為等によって市民遺産を構成する文化 遺産の喪失等が発生する場合は、必要に応じて景観・市民遺 産会議の公開協議により市民遺産としての価値の存続方法を 検討します。これは、市民、事業者及び行政が協働で良好な 景観形成の実現を図る重要な取り組みです。

【推進施策】

○景観教育の推進







*景観・市民遺産育成員、景観・市民遺産育成団体、景観・市民遺産会議、景観・市民遺産アドバイザー、太宰府市景観・市民遺産審議会については、P107「表 各組織の役割と構成」参照。

(2) 主体的な市民活動への支援

市民が主体的に景観まちづくりに取り組んでいけるよう、景観資源を発見する段階から活用・管理まで、各段階における支援を検討します。

市民遺産については、(財)古都大宰府保存協会など実績のある団体と協力しながら情報の提供を行い、他の市民活動の参考となるように配慮します。

併せて、先進的な景観まちづくりへの取り組み、魅力的な景観を形成している建造物やまちなみなどを表彰し、広く紹介する仕組みを検討します。

また、市民や事業者が所有している建築物の敷地などの 緑化促進のため、生垣等への助成制度を拡充します。

【推進施策】

○顕彰制度の創設

(実績) だざいふ景観賞6回実施

- ○生垣助成制度の拡充
- ○文化遺産育成支援制度の検討



(3)かつての里山や農地の保全と活用

間伐や下草刈り等によるかつての里山や竹林の保全、景観作物の植付けや里親制度等による棚田の保全、環境美化活動等による河川環境保全などの持続的な市民活動を支援していきます。

また、広範囲な環境保全活動と併せて推進していくため、 NPO等の各種まちづくり団体との連携を強化します。

【推進施策】

○緑地保全管理活動への支援

(実績)太宰府市歴史的風致維持向上計画との連動による環境保全活動団体への支援



施策の実施にあたり、国庫補助金や交付金を効果的に活用していきます。歴史まちづくり法に基づく 各種国庫補助制度や交付金制度の特長を精査し、それぞれの施策推進に有効な制度の組み合わせを検討 します。

また、まちづくり基金・ふるさと納税の活用など、景観まちづくりの継続的な推進に向けた資金の確保も検討します。



3 良好な景観形成のためのルールづくり

実効性のある景観誘導を行うため、景観法や関連法を活用した規制・誘導を推進するとともに、柔軟なルールづくりが可能な仕組みを併せて整えていきます。

(1) 景観法に基づく景観計画の策定及び推進

景観法に基づく景観計画を策定し、届出・勧告制度による良好な景観形成のための規制や景観資源の 保全等を実施していきます。

なお、本市の景観形成は地勢、土地利用及び歴史・文化の積み重ねを重視することから、景観まちづくりの目標を念頭に、土地の文脈を生かしつつ、さらに区域の重複を許容した重層的な区域設定と景観 誘導を進めていきます。

また、景観計画は固定した計画とはせず、地域の取り組み状況に応じて適宜拡充を図ります。

ア 区域の特性に応じた景観形成

市全域を景観まちづくりの目標である「自然」、「歴史」、「暮らし」の視点で区分し、各区域の特性に 応じた景観形成の方針と景観形成基準を定めます。

イ 区域を越えた一体的な景観形成

道路や鉄道、河川、眺望など、区域を越えて体験する景観については特に留意すべき事項を景観形成の方針として定めます。

眺望については、市内の特徴的、代表的な眺望点を位置づけ、それぞれの眺望景観の特性を踏まえて 景観形成の方針を定めます。

ウ 景観上重要な地区の景観形成

市民遺産において、文化遺産を守り・育てるために一定の区域設定が必要となった場合は、当該区域を景観計画において景観上重要な地区として位置づけ、積極的に良好な景観の形成に取り組みます。

景観育成の方針と景観育成基準については、原則として当該市民遺産の景観・市民遺産育成団体を中心として説明会などを開催し、地区住民と合意形成を図りながら定めていきます。

エ 景観資源の保全・活用

建造物と樹木のうち、景観形成上重要なものは景観重要建造物・景観重要樹木として指定をしていきます。特に、市民遺産を構成する文化遺産は積極的に指定をしていきます。

また、道路、河川等で本市の骨格となるものは景観重要公共施設として指定し、景観整備に取り組んでいきます。

適切に管理された里山や農地も重要な景観資源であることから、管理の支援策も含め市民と協働で保全・活用していきます。

オ 屋外広告物等の規制・誘導

屋外広告物等については、幹線道路や鉄道、眺望点から見た際の留意事項を中心に表示等の方針を定めます。また、景観上重要な地区で屋外広告物等への配慮が特に必要な区域においては、屋外広告物等の表示及び屋外広告物等を掲出する物件の設置に関する基準を定められるような仕組みを検討します。

【推進施策】

- ○太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例の制定・施行
- (実績) 平成 22 年 10 月制定、平成 23 年 4 月施行、平成 25 年 6 月、平成 29 年 6 月、 令和 3 年 3 月一部改正
- ○太宰府市景観計画の策定
- (実績) 平成22年12月制定、平成29年、平成31年および令和3年変更
 - ・だざいふ景観賞6回開催
 - •景観重要建造物51件指定
- 〇太宰府市屋外広告物等に関する条例の制定・施行
 - (実績)平成28年6月制定、平成29年4月施行、平成31年3月一部改正
- ○景観・市民遺産会議による定性的な景観評価

(2) 市民の自主的なルールづくりの促進

市民が地域の実情に応じた柔軟なルールづくりを自主的に行えるよう、景観法に基づく景観協定や都市計画法に基づく地区計画、建築基準法に基づく建築協定などの制度を積極的に活用します。

【推進施策】

- ○景観協定、地区計画、建築協定の活用
 - (実績) 平成 28 年観世音寺地区歴史的風致維持向上地区計画(以下「歴まち地区計画」と記す)の 指定

(3) 関連法によるルールの活用

建築物の高さ規制や緑地保全、まちなみ誘導などについては、都市計画法に基づく高度地区、都市緑地法に基づく緑化地域、建築基準法に基づく委任条例の活用等を検討します。

【推進施策】

- ○高度地区の決定・検討
 - ・水城の一部で絶対 20m高度地区決定
- ○特別緑地保全地区、緑化地域の指定等の検討
- ○史跡保存管理計画の再検討
- ○建築基準法委任条例の制定・検討
 - 第85条の2(景観重要建造物である建築物に対する制限の緩和)条例の制定
 - 第40条(地方公共団体の条例による制限の付加)条例の制定検討

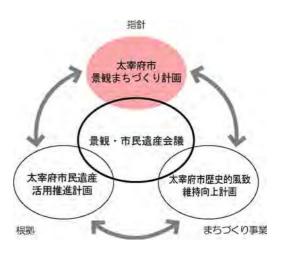
(4) 定期的な景観形成の検証と評価

一定の期間一定のルールにより景観形成を図ってきた場合、そのルールが良好な景観を形成する上で 十分に機能を果たし過不足がなかったかを検証し、適正に評価した上で景観計画や関連施策の見直しを 行っていきます。

4 良好な景観形成のための事業の展開

良好な景観の形成に向け、景観まちづくりの根拠となる「市民遺産活用推進計画」、事業計画となる「歴史的 風致維持向上計画」を連動させながら、実効性のある景 観まちづくりを展開していきます。

その際、事業内容について調整が必要となった場合は、 景観・市民遺産会議で協議を行いながら進めていきます。



(1) 文化遺産の把握と共有

市民遺産を育て、太宰府固有の景観まちづくりを展開していくために、その根拠となる文化遺産の把握と情報の管理を推進します。

また、文化遺産の基礎的な情報を公開・更新することにより、太宰府らしい建築行為等が定着するよう役立てていきます。

【推進施策】

〇文化遺産情報ファイルの作成・更新



図 文化遺産情報ファイルのイメージ

(2) 歴史まちづくり法の活用

歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画を策定し、景観上重要な文化遺産、歴史的な通りやまちなみの整備事業を推進します。

【推進施策】



(3) 公共施設整備等の機会を活かした景観誘導

国・県と連携し、公共施設整備や市街地開発事業等の機会を有効に活用して、一体感・統一感のある 景観誘導を推進します。

【推進施策】

○公共施設の景観形成の指針の作成

推進スケジュールと進捗状況 —



	短期	中長期
1 協働の景観まちづくりを支える 組織体制の整備	令和3年	令和12年
○景観・市民遺産育成員の募集	適宜募集	適宜募集
)景観・市民遺産育成団体の登録 【実績】17団体登録	適宜登録	 適宜登録
)景観・市民遺産会議の設置支援 【実績】認定会議等10回開催	適宜開催	適宜開催
)景観・市民遺産アドバイザーの登録 【実績】5名登録	適宜登録・更新	適宜登録•更新
D太宰府市景観・市民遺産審議会の設置 【実績】通算22回開催	定期的に開催	定期的に開催
2 市民主体の景観まちづくり活動 への支援と連携		
O景観教育の推進 【実績】学校・地域の出前講座等17件	プログラムの検討・実施	適宜実施
D顕彰制度の創設 【実績】「だざいふ景観賞」6回開催	募集対象の検討	፟ ┃ 継続実施 ┊
)生垣助成制度の拡充	適宜見直し	継続実施
)文化遺産育成支援制度の検討	適宜見直し	継続実施
)緑地保全管理活動への支援 【実績】歴まち計画と連動し支援実施	募集対象の検討	継続実施
3 良好な景観形成のためのルール づくり		
O太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例 D制定・施行	適宜見直し	適宜見直し
)太宰府市屋外広告物等に関する条例の制 E・施行	適宜見直し	適宜見直し
)景観・市民遺産会議による定性的な景観評価	定点観測・ルールの検証等の実	
)景観協定、地区計画、建築協定の活用 【実績】歴まち地区計画の決定	適宜見直し	適宜見直し
〇高度地区の決定・検討	適宜見直し	適宜見直し
O特別緑地保全地区、緑化地域等の指定等の 検討	地区の検討・指定	
) 史跡保存管理計画の再検討	計画の再検討・実施	
D建築基準法委任条例の制定・検討	適宜見直し	適宜見直し
4 良好な景観形成のための事業の 展開		
○文化遺産情報ファイルの作成・更新	適宜更新	適宜更新
D歴史的風致形成建造物や遺跡の修理・修景 【実績】建造物18件指定、修理	候補件を随時指定、歴まち事業	により修理
)歴史的な通りとまちなみの整備 【実績】計画事業のうち19事業を完了	事業計画に沿って事業を展開	
〇公共施設の景観形成の指針の作成	適宜施設管理者	と協議・調整

第2部 太宰府市景観計画

序章 景観計画の策定にあたって

1 景観計画の構成

太宰府市は、景観まちづくりの基本的考え方と今後取り組むべき景観施策を総合的に示す「太宰府市景観まちづくり計画」を策定し、将来像として『百年後も「古都太宰府の風景」が映えるまち』を掲げています。

「太宰府市景観計画」は、「太宰府市景観まちづくり計画」の「第3章 景観まちづくりの推進施策」に基づいて構成されており、市内で建築行為や開発行為等を行う場合におけるルールを定めています。

図 景観計画の構成

太宰府市景観まちづくり計画(抜粋)

第2章 景観まちづくりの基本的な考え方

1. 景観まちづくりの将来像

百年後も「古都太宰府の風景」が 映えるまち

2. 景観まちづくりの目標

- (1) 手入れの行き届いた自然のあるまち
- (2) 固有の文化遺産を生かしたまち
- (3) 住まいと生業に魅力と活力のあるまち
- (4) 自然、歴史、人々の暮らしが調和したまち

第3章 景観まちづくりの推進施策

- 3. 良好な景観形成のためのルールづくり
- (1) 景観法に基づく景観計画の策定及び推進
 - ア 区域の特性に応じた景観形成
- イ 区域を越えた一体的な景観形成
- ウ 景観上重要な地区の景観形成
- エ 景観資源の保全・活用
- オ 屋外広告物等の規制・誘導

太宰府市景観計画の構成

序章 景観計画の策定にあたって

「景観まちづくり計画」の概略と、本計画の 構成及びルールづくりの前提

第1章 景観計画の区域

市全域を景観計画区域とし、積極的に良好な景観を創出する地区を景観育成地区に指定

第2章 良好な景観の形成に関する方針と 行為の制限に関する事項

市全域と景観育成地区それぞれについて景 観形成(育成)の方針と景観形成(育成)基 準を設定

第3章 景観資源等の活用に関する事項

景観重要建造物・樹木、景観重要公共施設、 屋外広告物等に関する方針の設定

第4章 景観形成の進め方について

景観形成の推進体制、協議等の仕組みを提示

2 良好な景観形成のためのルールづくりの前提

本計画の策定にあたっては、将来像を実現するために次の3点を前提としています。

(1) 市全域で「古都太宰府の風景」を形成する

「古都太宰府の風景」は、「大宰府」が発祥した古代から現在にいたるまで、自然と人の営みが時代の積み重ねを経て固有のものとして発展してきた姿であり、「古都太宰府の風景」は、市域全体に広がっています。

また、平成 14 年に「太宰府市景観形成基本計画」を策定し、既に全市を対象とした景観形成に取り組んでいます。

このため、市全域で「古都太宰府の風景」を形成することにします。

(2)「古都太宰府の風景」を3つの階層で捉える

本市では、全市を対象とする景観形成に加え重要な地区においてきめ細かな景観形成が図れるよう、 「古都太宰府の風景」を3つの階層で捉え重層的に景観誘導を推進します。

ア 自然と歴史と暮らしを表す5つの景観(階層1)

景観まちづくりの目標を踏まえ、「古都太宰府の風景」を現在及び未来の太宰府に照らし「自然」、「歴史」、「暮らし」の視点で全市を区分し、区域ごとの特性に沿って景観形成の方針及び景観形成基準を定めます。

イ 自然と歴史と暮らしをつなぐ3つの景観(階層2)

市全域で一体感のある景観を形成するために道路、鉄道、河川、眺望など、区域を越えて体験する 景観について要素ごとに景観形成の方針を定めます。

なお、道路や河川などの公共施設は景観を形成するうえで重要な位置を占めますが、施設の種類や 規模によって管理者が異なるため、統一感を持った整備が行われてきませんでした。

そのため、各管理者が景観に関して協議する場の設置を検討していきます。

ウ 景観上重要な地区ごとの景観(階層3)

本市における景観上重要な地区は、原則として市民遺産の内容に基づき、良好な景観形成を図る地区として位置づけたものを対象とします。また、地区ごとの景観育成の方針及び景観育成基準は、原則として当該市民遺産の育成団体等と協議のうえ定めます。

したがって、市民遺産の認定とともに、適宜地区指定を検討していきます。

(3) 市民遺産を構成する文化遺産を景観資源として保全・活用する

市民遺産を構成する文化遺産は、市民が積極的に係わりを持った文化遺産です。

そのため、市民遺産を構成する文化遺産のうち、特に重要なものについては景観法に基づく「景観 重要建造物」や「景観重要樹木」として指定するなど、積極的に保全・活用していきます。

図 「古都太宰府の風景」の3つの階層と重層的な景観誘導の流れ

市内で建築行為や開発行為等を行う場合には、以下の点に留意した計画を立案します。 〇本市の成り立ちと現況、文化遺産を守り・育てる視点をもった計画とします。 ○該当するすべての景観形成(育成)の方針、景観形成(育成)基準に準拠した計画と します。 景観上重要な地区ごとの景 観(階層3) ○区域を確認 ○景観育成の方針と景観育成基 準を把握く上乗せ> ○「市民遺産カルテ」を把握 さらに 自然と歴史と暮らしをつな ぐ3つの景観(階層2) ○あてはまる要素を確認 ○景観形成の方針を把握<上乗 せ> そして 自然と歴史と暮らしを表す 5つの景観(階層1) ○区域を確認 ○景観形成の方針と景観形成基 準を把握<基本> 次に 太宰府の成り立ちと現況、 文化遺産情報 ○「太宰府の成り立ちと現況」で 特性を把握 ○「文化遺産情報」で近くの文化 遺産を把握(市公式ホームペー はじめに

ジにて閲覧)

第1章 景観計画の区域

●景観計画の区域

本計画は、<u>市全域を景観計画区域として定める</u>ものとします。また、景観計画区域のうち、本市の景観形成上重要な地区で、<u>積極的に良好な景観の形成を図る地区を景観育成地区として定める</u> (P58 参照) ものとします。

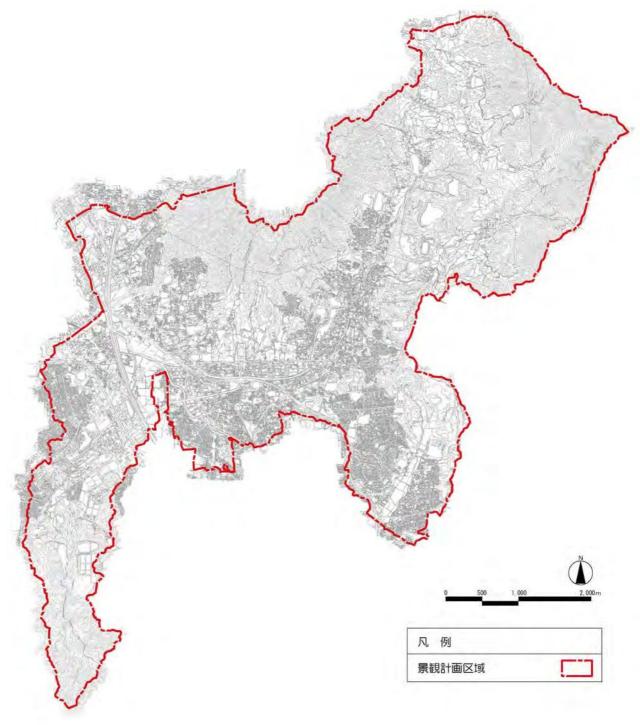


図 対象区域

第2章 良好な景観の形成に関する方針と行為の制限に関する事項

1 基本方針

「古都太宰府の風景」を形成するために、全市共通の基本方針を次のように定めます。

(1) 景観資源を認識し、保全・活用する

本市の山並み、まちなみは古代から現代にいたるまで時代の積み重ねがあり、自然と人の営みにより受け継がれてきたものです。そのため緑地や水辺、農地、建造物、通りや公園、伝統行事や生活習慣、それらを維持向上させる技術など多様な景観資源を有しています。

そこで、景観形成に取り組む際は「太宰府の成り立ちと現況(本紙参考資料)」と「文化遺産情報(市公式ホームページ)」を確認し、行為地周辺の景観資源を把握したうえで現地を踏査します。そして、 踏査結果に基づき景観資源を保全・活用することを前提とした計画を立案します。

大規模な建築行為や開発行為の場合は、景観資源が支障になる場合が出てくるかもしれません。その 場合は、景観資源の改変や移設について協議をしていきます。

なお、これまでの土地利用と異なる新規開発地や、鉄道駅や学校周辺など多くの人が行き交う場所における行為については、百年後に新たな古都太宰府の景観資源となることを目指します。

(2) 太宰府固有の緑を修復・保全・創出する

本市では、市を代表するウメやクスノキをはじめ、宝満山や四王寺山の紅葉、社寺の巨木と鎮守の森、庭先の柿やミカンなど、多くの樹木を通じて悠久の歴史と美しい四季の移ろいを実感でき、在来の樹木や草花が太宰府は歴史のまちであることを伝えています。

そこで、在来の樹木や草花を積極的に増やし、緑豊かな歴史のまちを修復・保全・創出します。特に、大宰府跡、水城跡など、市を代表するような文化遺産周辺では、在来種を取り入れた植栽を積極的に行います。

在来種や万葉植物、本市を特徴づけている樹木を選定した「おすすめ樹種」を参考に、各場所の特性に適した緑化を進めていきます。

なお、これはガーデニングなどで外来種を用いることを妨げるものではありません。

(3) 周辺環境との調和を図る

本市は、三方を山や丘陵に囲まれ、地形に守られるように市街地が形成されており、このことが人々に心地よさや安心感を与えています。また、連続した数軒が隣と高さや色彩、生垣などを揃えたまちなみを形成している姿は、コミュニティが維持され、住民が協力し合って生活している様子が伝わり住みやすさが感じられます。

そこで、自らが行う建築行為や開発行為等が道路や鉄道、眺望点などからどのように見えるのか点 検し、背景となる緑への映り方に配慮します。

また、建築行為では隣接する建築物と規模や高さ、壁面の位置などが極端に違わないように配慮しますが、不可能な場合は圧迫感の軽減を検討します。そして、作業場や屋外駐車場などは、堆積物や駐車した車などが周囲から無造作に見えないよう工夫します。

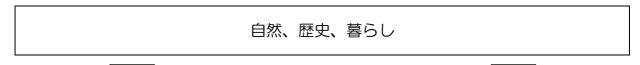
2 景観計画区域の良好な景観の形成に関する方針と行為の制限に関する事項

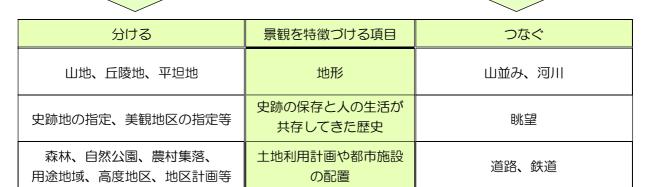
(1) 景観計画区域における景観の形成

景観計画区域である市全域を自然と歴史と暮らしを表す景観として5つに区分し、区域ごとの特性 にそった景観形成を進めます。

一方で、区分を越えた一体的な景観形成も不可欠です。そこで自然、歴史、暮らしをつなぐ景観と して3つの要素を設定し、要素ごとの景観形成を併せて進めます。

表 自然と歴史と暮らしを表す5つの景観(階層1)と自然と歴史と暮らしをつなぐ3つの景観(階層2)







自然と歴史と暮らしを表す5つの景観 (階層1)	自然と歴史と暮らしる (階層		の景観
山並み共生区域	交通軸	河川軸	眺望点
(宝満山や四王寺山などの山並みと生業が溶け 合う区域)	国道3号、主)福岡筑紫野線、主)筑紫野古賀線、	御笠川、 大佐野川、	四王寺山、宝満山、竈
遺跡共生区域 (大宰府跡や水城跡などの遺跡と住環境が一体 化した区域)	主)筑紫野太宰府線、主) 筑紫野筑穂線、県) 板付 牛頸筑紫野線、県) 水城	灣田川、	門神社、政 庁跡、朱雀 大通り、坂
丘陵住宅区域 (丘陵地の緑に囲まれた住宅区域)	下臼井線、県)福岡日田線、県)観世音寺二日市線、県)内山三条線、九		本集落、水城跡東門跡、メモリ
賑わい区域 (賑わいや活力の中にも古都の風格が漂う区域)	州自動車道、JR鹿児島 本線、西鉄天神大牟田 線、西鉄太宰府線		アルパーク
平坦市街地区域 (条坊の地割などを受け継いだ秩序ある市街地 の区域)			

(2) 自然と歴史と暮らしを表す5つの景観(階層1)の方針と行為の制限に関する事項 景観区分を行った5つの区域について、各々の方針と景観形成基準を定めます。

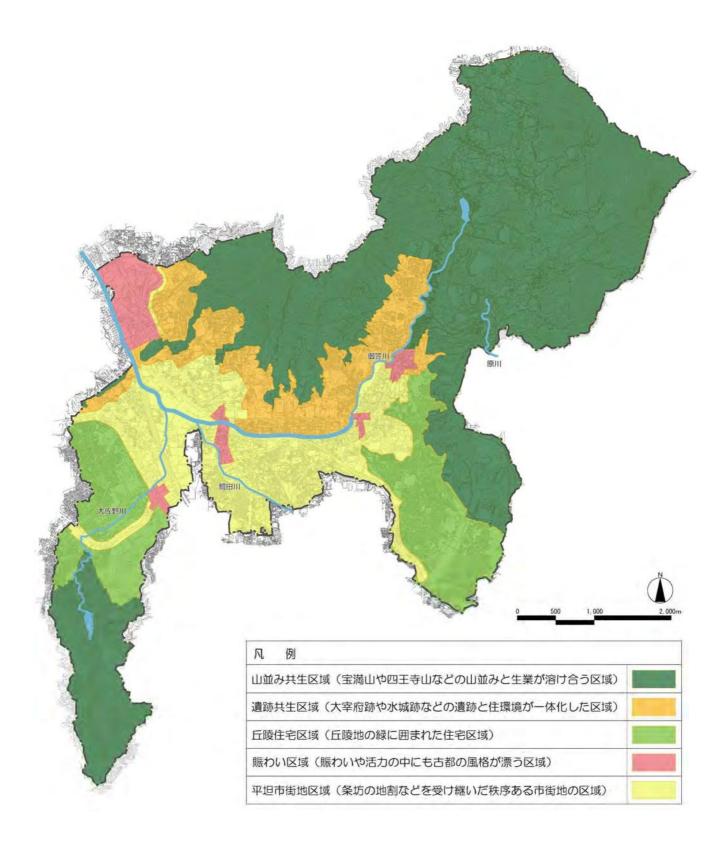


図 自然と歴史と暮らしを表す5つの景観(階層1)

ア 山並み共生区域 ~宝満山や四王寺山などの山並みと生業が溶け合う区域~

(ア) 区域の特性と景観形成の基本的な考え方

本市には、北に古代の山城大野城が築かれていた四王寺山、北東に霊峰宝満山が位置し、西には平地を横切るように築かれた水城跡があります。古代の大宰府政庁は、大陸からの侵攻を防ぐためにこの地勢を生かした都市を形成したことから、本区域の山の姿を守ることが古都太宰府の風景を形成するうえで必要不可欠です。

現況では、北谷、内山などの美しい農村集落が守られていますが、同時に工場や資材置き場、土取り場などの生産活動により緑が失われている箇所も見られます。

したがって、本区域では農業、工業などの生産環境が緑を保全・創出・再生することによって、宝 満山や四王寺山などの山並みと溶け合うような景観形成を目指します。







(イ) 景観形成の方針

基本方針	景観形成の方針
景観資源を認識し、	○行為地周辺の景観資源を「太宰府の成り立ちと現況」と「文化遺産情報」で確認
保全・活用する	し、それらの生かし方を検討するとともに、次の点に留意した計画を立案する。
	・建築行為等の前後における四王寺山や宝満山などの山並みの周辺からの見え方
	・宝満石による石積み、北谷や内山の棚田など、地域固有の素材の活用と技術
	の継承
	・北谷の水路・棚池など、集落固有の生活習慣の継承
	・竈門神社の宝満山峰入りなど、伝統行事の通り道となる場合は、行事のおも
	むきや味わいの継承
太宰府固有の緑を修	〇既存の樹木・樹林はできる限り保存する。
復・保全・創出する	〇造成を行う場合は、切り土・盛り土を最小限にとどめる。
	〇行為地内を緑化する。特に工場や資材置き場などでは、道路から用地内の作
	業状況が直接見えないよう、緑化に努める。
	〇土取り場などの採掘が終わった箇所は、順次緑地を再生するように努める。
周辺環境との調和	○建築物等の形態、素材、色彩は、周辺の緑になじむものとし、特に以下の点
を図る	に配慮する。
	・建築物は、大規模な連続した壁面を避け、分節化などにより地形になじむ形
	態とする。
	素材は、経年変化により味わいが出るものとする。
	・ガラスや金属板等の反射素材を外壁・屋根等に用いる場合は、眩光を防止す
	る 。
	・建築物の外壁・屋根、工作物の外観は、景観まちづくり市民会議で選定したおすす
	め色を参照する。
	〇建築物の付帯施設は、周辺から見た際に目立たないよう配慮する。
	〇建築物等の点検や樹木の剪定など、安全で快適な環境維持のために適切な管理を
	行う。

(ウ) 景観形成基準

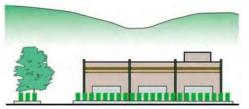
		景観形成基準
建築物の	素材•	○建築物の外壁・屋根の外観の色彩は、山の緑や土、石など自然にある色に近い、柔らかく自然
建築等*	色彩	な表情の得られる色彩とし、各見付面の基調色は色彩基準に基づくものとする。
		・なお、社寺等の歴史的建造物や遺跡の周辺では、景観まちづくり市民会議で選定したおすすめ
		色(A)の採用を検討する。
	外構•	○敷地内を緑化する。その際、在来の樹木や花の種類を工夫し、緑化基準に基づく緑化率を確保す -
	緑化	3.
		○擁壁などを設ける場合は、開発許可基準等に準拠しつつ、宝満石など地域固有の素材や技術を生
T /r=+m - 0.7=	1≡Ω. <i>Φ</i> Σ *	かすよう努める。
工作物の建	設寺	〇工作物の外観の色彩は、山の緑や土、石など自然にある色に近い、柔らかく自然な表情の得られる色彩とし、各見付面の基調色は色彩基準に基づくものとする。
		れる色彩とし、各党的国の基調色は色彩基準に基づくものとする。 ・なお、社寺等の歴史的建造物や遺跡の周辺では、景観まちづくり市民会議で選定したおすすめ
		・ない、社会等の歴史的建造物や遺跡の周辺では、京観よりラくり中氏会議で選定したのすすめ 色(A)の採用を検討する。
建築物又は	工作物の	○建築物の外壁・屋根、工作物の外観の色彩は、山の緑や土、石など自然にある色に近い、柔ら
外観の変更		かく自然な表情の得られる色彩とし、各見付面の基調色は色彩基準に基づくものとする。
712000		・なお、社寺等の歴史的建造物や遺跡の周辺では、景観まちづくり市民会議で選定したおすすめ
		色(A)の採用を検討する。
開発行為*		○樹木の伐採は最小限にとどめるよう配慮する。
		〇地形など自然条件を生かし、長大なのり面や擁壁を避け、以下のとおり計画する。
		・連続するのり面(擁壁、小段を含む)の高さは、都市計画区域内で高さ 10m以下、それ以外の区
		域では高さ 15m以下とする。
		・ただし、のり面が安定した状態で、高木の植生が回復可能な勾配の確保又は工法の採用が可能な場
		合はこの限りでない。
1 W = 0050		〇道路や眺望点*などからのり面、擁壁が見える場合は、緑化等の修景に努める。
土地の開墾		〇樹木の伐採は最小限にとどめるよう配慮する。 ○ 5 大きの 7 天 1 大学 1
採取、鉱物		○長大なのり面や擁壁を避け、以下のとおり計画する。
の他の土地 変更	別が負の	・連続するのり面(擁壁、小段を含む)の高さは、都市計画区域内で高さ 10m以下、それ以外の区域では高さ 15m以下とする。
交史		・ただし、のり面が安定した状態で、高木の植生が回復可能な勾配の確保又は工法の採用が可能な場
		合はこの限りでない。
		○ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
		〇伐採した樹木の根株や表土などを利用して、早急に緑地の再生に努める。
屋外における物件の		〇周辺から用地内の堆積物が直接見えないよう、緑化等による修景に努める。
堆積		
路外駐車場の新設等		○外周に樹木、塀、花などを配置し修景に努める。
*		〇透水性舗装や緑化ブロックなど保水性・透水性のある舗装材の使用に努める。

- *建築物の建築等:建築物の新築、増築、改築若しくは移転
- *工作物の建設等:次に掲げる工作物の新設、増築、改築若しくは移転
 - ・煙突、鉄筋コンクリートの柱、鉄柱、木柱、鉄塔その他これらに類するもの
 - ・装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
 - ・高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの

 - ・観光用エレベーター又は観光用エスカレーター、コースター、観覧車その他これらに類するもの ・コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設
 - 擁壁、塀その他これらに類するもの
 - ・橋梁、歩道橋、高架の道路、高架の鉄道その他これらに類するもの
- *建築物又は工作物の外観の変更等: 建築物又は工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- *開発行為:都市計画法第4条第12項に規定する開発行為
- *道路や眺望点:原則として、「自然と歴史と暮らしをつなぐ景観」に位置づけられた場所をいう。
- *路外駐車場の新設等:路外駐車場(道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設)の新設、増設又は改修

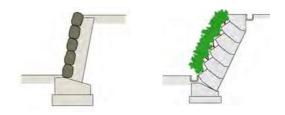
【景観形成の参考例】

■建築物等の形態意匠

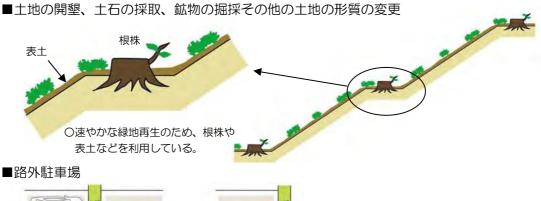


○連続した大壁面は避け、分節化している。 ○外壁の基調色に周辺の緑になじむ色彩を用いている。

■外構・緑化



○擁壁を設ける際、自然石や緑化ブロックを用いている。





- ○外周の緑化により、修景を行っている。
- ○透水性舗装や緑化ブロックなど保水性・透水性のある舗 装材を使用している。

(工) 届出対象行為

_ `	DV25/12 1/9	
対象行為		対象規模
建築物の建	築等	高さが 10mを超えるもの、又は延べ面積が 500 ㎡を超えるもの
工作物の 煙突、柱、鉄塔、 建設等 遊戯施設等		高さが 15mを超えるもの
	擁壁等	高さが3mを超えるもの、又は1面の見付面積が100mを超えるもの
	橋梁、歩道橋、 高架の道路等	長さが 20mを超えるもの
建築物又は	工作物の外観の	上記記載の各物件の対象規模を超えるもので且つ変更部分が外観の合計見付面積の
変更等		1/2 を超えるもの
開発行為		
土地の開墾	、土石の採取、	面積が 2,000 ㎡を超えるもの、
鉱物の掘採その他の土地の		又は高さが5mを超えるのりが生じるもの
形質の変更		
屋外における物件の堆積		堆積の高さが5mを超えるもの、
		又は堆積を行う土地面積の合計が 500 ㎡を超えるもの
路外駐車場の新設等		面積が 500 ㎡以上のもの

- ※景観育成地区の届出対象行為は別途定める。
- ※行為地が景観育成地区(階層 3)と重なる場合は、当該地区の届出対象行為に基づき特定照明の届出が必要となる(P58
- ※届出が不要な軽微な行為等は別途定める。

イ 遺跡共生区域 ~大宰府跡や水城跡などの遺跡と住環境が一体化した区域~

(ア) 区域の特性と景観形成の基本的な考え方

四王寺山の麓に位置し、古代には大宰府政庁、国分寺、観世音寺、原山無量寺等が築かれ、中世には崇福寺をはじめとする有力な寺院が開かれ、近世以降は灌漑施設の進展により農村として発展した区域です。大宰府跡をはじめとする遺跡の存在は、中世のころには既に知られており、文字通り遺跡と人の暮らしが共存してきたことから、遺跡の中に人が暮らし共に生き続ける姿を次代に引き継ぐことが古都太宰府の風景を形成するうえで必要不可欠です。

現況では、四王寺山の緑に包まれた中に史跡指定を受ける大宰府跡、水城跡、筑前国分寺跡などの 遺跡が点在し、史跡指定地内にある坂本や観世音寺の集落は、姿は変わりつつも遺跡と自然環境と市 民の暮らしが良好な関係で維持されています。また、史跡指定地周辺には水城台、国分台、観世、大 原、三条台などの住宅団地が形成されています。

したがって、本区域では集落や住宅団地等が低層で緑豊かな環境を保全・形成することによって、 大宰府跡や水城跡などの遺跡と一体化した景観形成を目指します。







(イ) 景観形成の方針

基本方針	景観形成の方針
景観資源を認識し、	〇行為地周辺の景観資源を「太宰府の成り立ちと現況」と「文化遺産情報」で確認
保全・活用する	し、それらの生かし方を検討するとともに、次の点に留意した計画を立案する。
	・建築行為等の前後における四王寺山や宝満山などの山並みの周辺からの見え方
	・戒壇院の土塀の赤土や坂本の棚田など、地域固有の素材の活用と技術の継承
	・坂本八幡宮のお祭りや朝日地蔵の清掃など、集落や住宅地固有の生活習慣の継承
	・古都の光など、地域行事の際の通り道となる場合は、行事のおもむきや味わ
	いの継承
太宰府固有の緑を修	〇既存の樹木・樹林はできる限り保存する。
復・保全・創出する	〇造成を行う場合は、切り土・盛り土を最小限にとどめる。
	〇行為地内を緑化する。特に接道部分の緑化に努める。
周辺環境との調和	○建築物等の形態、素材、色彩は、周辺の緑になじむものとし、特に以下の点
を図る	に配慮する。
	・配置などの工夫により背景となる山並みへの見通しを確保する。
	・素材は、経年変化により味わいが出るものとする。
	・ガラスや金属板等の反射素材を外壁・屋根等に用いる場合は、眩光を防止す
	ි
	・建築物の外壁・屋根、工作物の外観は、景観まちづくり市民会議で選定したおすす
	め色を参照する。
	〇建築物の付帯施設は、周辺から見た際に目立たないよう配慮する。
	〇建築物等の点検や樹木の剪定など、安全で快適な環境維持のために適切な管理を
	行う。

(ウ) 景観形成基準

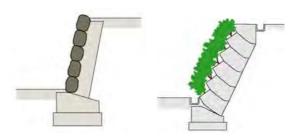
		景観形成基準
建築物の	素材•	〇建築物の外壁・屋根の外観の色彩は、古都太宰府の歴史文化を象徴するまちなみ景観の継承に
建築等*	色彩	配慮し、自然素材に近い落ち着いた色彩とし、各見付面の基調色は色彩基準に基づくものとす
		వ .
		・なお、社寺等の歴史的建造物や遺跡の周辺では、景観まちづくり市民会議で選定したおすすめ
		色(A)の採用を検討する。
	外構・	○敷地内を緑化する。その際、在来の樹木や花の種類を工夫し、緑化基準に基づく緑化率を確保す
	緑化	3.
		○擁壁などを設ける場合は、開発許可基準等に準拠しつつ、宝満石など地域固有の素材や技術を生
工作物の建	┃ ₽≡ル <u>∽</u> た*	かすよう努める。 ○工作物の外観の色彩は、古都太宰府の歴史文化を象徴するまちなみ景観の継承に配慮し、自然
	可	O工作初の外観の色彩は、口部本学的の歴史文化を家徴するようなの景観の極単に配慮し、自然
		・なお、社寺等の歴史的建造物や遺跡の周辺では、景観まちづくり市民会議で選定したおすすめ
		一名の、「自身の歴史的建造物で漫画の周辺では、京画のラフィッドの公職で歴史のたいすすの一色(A)の採用を検討する。
建築物又は	は工作物の	○建築物の外壁・屋根、工作物の外観の色彩は、古都太宰府の歴史文化を象徴するまちなみ景観
外観の変更		の継承に配慮し、自然素材に近い落ち着いた色彩とし、各見付面の基調色は色彩基準に基づく
		ものとする。
		・なお、社寺等の歴史的建造物や遺跡の周辺では、景観まちづくり市民会議で選定したおすすめ
		色(A)の採用を検討する。
開発行為*		○樹木の伐採は最小限にとどめるよう配慮する。
		〇地形など自然条件を生かし、長大なのり面や擁壁を避け、以下のとおり計画する。
		・連続するのり面(擁壁、小段を含む)の高さは、都市計画区域内で高さ 10m以下、それ以外の区
		域では高さ15m以下とする。
		・ただし、のり面が安定した状態で、高木の植生が回復可能な勾配の確保又は工法の採用が可能な場 合はこの限りでない。
土地の開墾		○ ○ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
		- ○ 日本ののでは、日本ので
の他の土地		・連続するのり面(擁壁、小段を含む)の高さは、都市計画区域内で高さ 10m以下、それ以外の区
変更		域では高さ 15m以下とする。
		・ただし、のり面が安定した状態で、高木の植生が回復可能な勾配の確保又は工法の採用が可能な場
		合はこの限りでない。
		○道路や眺望点などからのり面、擁壁が見える場合は、緑化等の修景に努める。
		〇伐採した樹木の根株や表土などを利用して、早急に緑地の再生に努める。
屋外における物件の		〇周辺から用地内の堆積物が直接見えないよう、緑化等による修景に努める。
路外駐車場の新設等		〇外周に樹木、塀、花などを配置し修景に努める。
*		○透水性舗装や緑化ブロックなど保水性・透水性のある舗装材の使用に努める。

- *建築物の建築等:建築物の新築、増築、改築若しくは移転
- *工作物の建設等:次に掲げる工作物の新設、増築、改築若しくは移転
 - ・煙突、鉄筋コンクリートの柱、鉄柱、木柱、鉄塔その他これらに類するもの
 - ・装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
 - ・高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
 - ・観光用エレベーター又は観光用エスカレーター、コースター、観覧車その他これらに類するもの
 - ・コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設
 - ・ 擁壁、塀その他これらに類するもの
 - ・橋梁、歩道橋、高架の道路、高架の鉄道その他これらに類するもの
- *建築物又は工作物の外観の変更等:建築物又は工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- *開発行為:都市計画法第4条第12項に規定する開発行為
- *道路や眺望点:原則として、「自然と歴史と暮らしをつなぐ景観」に位置づけられた場所をいう。
- *路外駐車場の新設等:路外駐車場(道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設)の新設、増設又は改修

【景観形成の参考例】

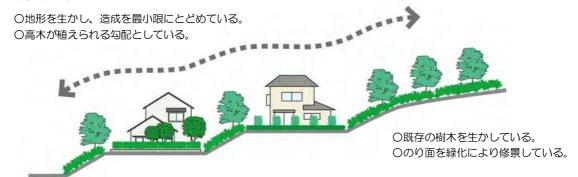


○敷地内を緑化するとともに、外周の緑化により 駐車場を修景している。

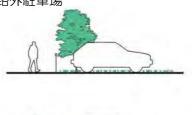


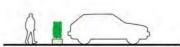
○擁壁を設ける際、自然石や緑化ブロックを用いている。

■開発行為



■路外駐車場





- ○外周の緑化により、修景を行っている。
- ○透水性舗装や緑化プロックなど保水性・透水性のある舗 装材を使用している。

(工) 届出対象行為

対象行為		対象規模
建築物の建築等		高さが 10mを超えるもの、又は延べ面積が 500 ㎡を超えるもの
工作物の 煙突、柱、鉄塔、 建設等 遊戯施設等		高さが 15mを超えるもの
	擁壁等	高さが3mを超えるもの、又は1面の見付面積が100mを超えるもの
	橋梁、歩道橋、 高架の道路等	長さが 20mを超えるもの
建築物又は 変更等	工作物の外観の	上記記載の各物件の対象規模を超えるもので且つ変更部分が外観の合計見付面積の 1/2 を超えるもの
開発行為		
土地の開墾	、土石の採取、	面積が1,000 ㎡を超えるもの、
鉱物の掘採その他の土地の 形質の変更		又は高さが5mを超えるのりが生じるもの
屋外における物件の堆積		堆積の高さが5mを超えるもの、 又は堆積を行う土地面積の合計が500 ㎡を超えるもの
路外駐車場の新設等		面積が 500 ㎡以上のもの

[※]景観育成地区の届出対象行為は別途定める。

[※]行為地が景観育成地区(階層 3)と重なる場合は、当該地区の届出対象行為に基づき特定照明の届出が必要となる(P58~参照)。

ウ 丘陵住宅区域 ~丘陵地の緑に囲まれた住宅区域~

(ア) 区域の特性と景観形成の基本的な考え方

西の大佐野・向佐野、東の高雄の丘陵地において、土地区画整理事業や民間住宅開発によって形成された計画的な住宅団地です。1970年代以前に開発された湯ノ谷、1970年~75年に開発された青葉台、長浦台、東ヶ丘、星ヶ丘、梅香苑、高雄台など、大部分は1975年以前(昭和40年代)に開発されたものです。住宅地としては歴史も古く、既に多くの住宅が建てられています。

これら住宅団地は、緩やかな丘陵地に形成されているため遠景に美しい四王寺山や宝満山を望むことができます。また、生垣や庭木の豊かな低層住宅のまちなみが形成され、落ち着いた良好な住環境を有しています。

したがって、本区域では低層で緑豊かな住環境を保全・形成することによって、丘陵地の緑に囲まれた住宅地景観の形成を目指します。







(イ) 景観形成の方針

基本方針	景観形成の方針
景観資源を認識し、	〇行為地周辺の景観資源を「太宰府の成り立ちと現況」と「文化遺産情報」で確認し、それらの生かし
保全・活用する	方を検討するとともに、次の点に留意した計画を立案する。
	・建築行為等の前後における四王寺山や宝満山などの山並みの周辺からの見え方
	・生垣や庭の樹木など、計画的に形成された住宅地としての景観に配慮した素材の使用
	・住宅地の道路や河川の清掃、住宅団地の建築協定など、地域コミュニティ活動への配慮や環境
	維持のためのルールの継承
	・夏祭りなど、地域行事の通り道となる場合は、行事のおもむきや味わいの継承
太宰府固有の緑を修	〇地域で親しまれている緑地や樹木はできる限り保存する。
復・保全・創出する	〇造成を行う場合は、切り土・盛り土を最小限にとどめる。
	〇行為地内を緑化する。
周辺環境との調和を	〇建築物等の形態、素材、色彩は、周辺の緑になじむものとし、特に以下の点に配慮する。
図る	・素材は、経年変化により味わいが出るものとする。
	・ガラスや金属板等の反射素材を外壁・屋根等に用いる場合は、眩光を防止する。
	・建築物の外壁・屋根、工作物の外観は、景観まちづくり市民会議で選定したおすすめ色を参照する。
	〇建築物の付帯施設は、周辺から見た際に目立たないよう配慮する。
	〇建築物等の点検や樹木の剪定など、安全で快適な環境維持のために適切な管理を行う。

(ウ) 景観形成基準

		景観形成基準
建築物の	素材•	〇建築物の外壁・屋根の外観の色彩は、周辺のまちなみや背景とする自然環境と調和した色彩と
建築等*	色彩	し、各見付面の基調色は色彩基準に基づくものとする。
		・なお、社寺等の歴史的建造物や遺跡の周辺では、景観まちづくり市民会議で選定したおすすめ
		色(B)の採用を検討する。
	外構•	○敷地内を緑化する。その際、在来の樹木や花の種類を工夫し、緑化基準に基づく緑化率を確保す
	緑化	 వె.
		○擁壁などを設ける場合は、開発許可基準等に準拠しつつ、宝満石など地域固有の素材や技術を生
		かすよう努める。
工作物の建	設等*	〇工作物の外観の色彩は、周辺のまちなみや背景とする自然環境と調和した色彩とし、各見付面
		の基調色は色彩基準に基づくものとする。
		・なお、社寺等の歴史的建造物や遺跡の周辺では、景観まちづくり市民会議で選定したおすすめ
		色 (B) の採用を検討する。
建築物又は		〇建築物の外壁・屋根、工作物の外観の色彩は、周辺のまちなみや背景とする自然環境と調和し
外観の変更	等	た色彩とし、各見付面の基調色は色彩基準に基づくものとする。
		・なお、社寺等の歴史的建造物や遺跡の周辺では、景観まちづくり市民会議で選定したおすすめ
BB 37.7- ** *		色(B)の採用を検討する。
開発行為* 		〇樹木の伐採は最小限にとどめるよう配慮する。
		○地形など自然条件を生かし、長大なのり面や擁壁を避け、以下のとおり計画する。
		・連続するのり面(擁壁、小段を含む)の高さは、都市計画区域内で高さ 10m以下、それ以外の区 はるけっさ 45mm NT トオス
		域では高さ 15m以下とする。 ・ただし、のり面が安定した状態で、高木の植生が回復可能な勾配の確保又は工法の採用が可能な場
		でにしている。 合はこの限りでない。
		○道路や眺望点*などからのり面、擁壁が見える場合は、緑化等の修景に努める。
土地の開墾		○ □ ○ ○ □ ○ □ ○ □ ○ □ □ ○ □ □ □ □ □ □ □
採取、鉱物		○長大なのり面や擁壁を避け、以下のとおり計画する。
の他の土地		- ・連続するのり面(擁壁、小段を含む)の高さは、都市計画区域内で高さ 10m以下、それ以外の区
変更	J. 0.27/12 J. 0.2	域では高さ15m以下とする。
		・ただし、のり面が安定した状態で、高木の植生が回復可能な勾配の確保又は工法の採用が可能な場
		合はこの限りでない。
		○道路や眺望点*などからのり面、擁壁が見える場合は、緑化等の修景に努める。
		〇伐採した樹木の根株や表土などを利用して、早急に緑地の再生に努める。
屋外におけ	る物件の	〇周辺から用地内の堆積物が直接見えないよう、緑化等による修景に努める。
堆積		
路外駐車場の新設等		○外周に樹木、塀、花などを配置し修景に努める。
*	_	○透水性舗装や緑化ブロックなど保水性・透水性のある舗装材の使用に努める。
L		·

- *建築物の建築等:建築物の新築、増築、改築若しくは移転
- *工作物の建設等:次に掲げる工作物の新設、増築、改築若しくは移転
 - ・煙突、鉄筋コンクリートの柱、鉄柱、木柱、鉄塔その他これらに類するもの
 - ・装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
 - ・高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの

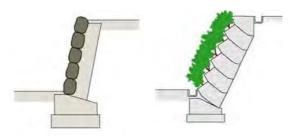
 - ・観光用エレベーター又は観光用エスカレーター、コースター、観覧車その他これらに類するもの ・コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設
 - 擁壁、塀その他これらに類するもの
 - ・橋梁、歩道橋、高架の道路、高架の鉄道その他これらに類するもの
- *建築物又は工作物の外観の変更等: 建築物又は工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- *開発行為:都市計画法第4条第12項に規定する開発行為
- *道路や眺望点:原則として、「自然と歴史と暮らしをつなぐ景観」に位置づけられた場所をいう。
- *路外駐車場の新設等:路外駐車場(道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設)の新設、増設又は改修

【景観形成の参考例】

■外構・緑化

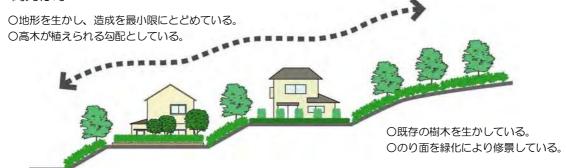


○敷地内を緑化するとともに、外周の緑化により 駐車場を修景している。

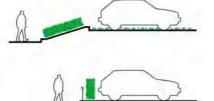


○擁壁を設ける際、自然石や緑化ブロックを用いている。

■開発行為



■路外駐車場



- ○外周の緑化により、修景を行っている。
- ○透水性舗装や緑化ブロックなど保水性・透水性のある舗 装材を使用している。

(工) 届出対象行為

対象行為		対象規模
建築物の建	築等	高さが 10mを超えるもの、又は延べ面積が 500 ㎡を超えるもの
工作物の 煙突、柱、鉄塔、 建設等 遊戯施設等		高さが 15mを超えるもの
	擁壁 等	高さが3mを超えるもの、又は1面の見付面積が100 mを超えるもの
	橋梁、歩道橋、 高架の道路等	長さが 20mを超えるもの
建築物又は	工作物の外観の	上記記載の各物件の対象規模を超えるもので且つ変更部分が外観の合計見付面積の
変更等		1/2 を超えるもの
開発行為		
土地の開墾	と、土石の採取、	面積が1,000 ㎡を超えるもの、
鉱物の掘採その他の土地の		又は高さが5mを超えるのりが生じるもの
形質の変更		
屋外における物件の堆積		堆積の高さが5mを超えるもの、
		又は堆積を行う土地面積の合計が 500 ㎡を超えるもの
路外駐車場の新設等		面積が 500 ㎡以上のもの

- ※景観育成地区の届出対象行為は別途定める。
- ※行為地が景観育成地区(階層 3)と重なる場合は、当該地区の届出対象行為に基づき特定照明の届出が必要となる(P58
- ※届出が不要な軽微な行為等は別途定める。

エ 賑わい区域 ~賑わいや活力の中にも古都の風格が漂う区域~

(ア) 区域の特性と景観形成の基本的な考え方

太宰府天満宮の門前や西鉄五条駅周辺など、多くの観光客や買物客で賑わう区域に西鉄都府楼前駅 周辺、大佐野交差点、太宰府 I C付近を加えた計5箇所が対象です。

太宰府天満宮の門前は、初詣をはじめ年間を通じて多くの参拝客が訪れ、梅ヶ枝餅をはじめ土産物を扱う商店等が参道や小鳥居小路に軒を連ね、中には重厚な伝統的建築物で商いを続ける商店も見ることができます。

また、西鉄五条駅は市役所、中央公民館などの主要公共施設の最寄り駅であり、その周辺は地元住民にとって身近な商店街となっています。大佐野交差点や太宰府 I C 周辺ではロードサイド型のパチンコ店、飲食店、衣料店などが進出しており、賑わいはあるもののどこでも見られるような画一的なまちなみが形成されています。

これらは性格が異なりますが、いずれも市民や来訪者が「太宰府に帰ってきたな」、「太宰府に来たな、また来てみたいな」と実感できる特徴のあるまちなみづくりが求められる区域です。

したがって、本区域では連続感のあるまちなみの保全・創出や多様な緑化を推進することにより、 賑わいや活力の中にも古都の風格が漂う景観形成を目指します。













(イ) 景観形成の方針

基本方針	景観形成の方針
景観資源を認識し、 保全・活用する	 ○行為地周辺の景観資源を「太宰府の成り立ちと現況」と「文化遺産情報」で確認し、それらの生かし方を検討するとともに、次の点に留意した計画を立案する。 ・建築行為等の前後における観光客や買物客が行き交う通りや人々が休息する公園などからの周囲の山の緑の見え方 ・昔ながらの商店やまちなみの連続性、門前のまとまりなどに配慮した素材の使用 ・通りや公園の清掃、恵比寿様の維持など、地域コミュニティ活動や生活習慣の継承 ・天満宮の年中行事、商店街や商工会の主催によるイベントなど、買物客や観光客が楽しみながら歩き回れる通りの雰囲気
太宰府固有の緑を修 復・保全・創出する	〇行為地の外周を緑化する。特に、駐車場や空地などは、まちの賑わいやまちなみの連続性に寄 与するよう、接道部分の緑化に努める。
周辺環境との調和を図る	 ○建築物等の形態、素材、色彩は、周辺のまちなみになじむものとし、特に以下の点に配慮する。 ・建築物の壁面の位置をそろえて、連続性のあるまちなみをつくる。 ・大規模な連続した壁面を避け、分節化などにより背景となる山並みから浮き立たない陰影を生じる外観とする。 ・周囲を圧迫しないような配置、外壁の意匠及び色彩とする。 ・ガラスや金属板等の反射素材を外壁・屋根等に用いる場合は、眩光を防止する。 ・建築物の外壁・屋根、工作物の外観は、景観まちづくり市民会議で選定したおすすめ色を参照する。 ○建築物の付帯施設は、周辺から見た際に目立たないよう配慮する。 ○建築物等の点検や樹木の剪定など、安全で快適な環境維持のために適切な管理を行う。

(ウ)景観形成基準

	ガルが全	F
		景観形成基準
建築物の	素材•	〇建築物の外壁・屋根の外観の色彩は、周辺のまちなみや背景とする自然環境と調和した色彩と
建築等*	色彩	し、各見付面の基調色は色彩基準に基づくものとする。
		・なお、社寺等の歴史的建造物や遺跡の周辺では、景観まちづくり市民会議で選定したおすすめ
		色(B)の採用を検討する。
	外構・	○敷地内を緑化する。その際、在来の樹木や花の種類を工夫し、緑化基準に基づく緑化率を確保す
	緑化	る。外構緑化が困難な場合は、屋上緑化や壁面緑化を検討する。
工作物の建	: :設等*	〇工作物の外観の色彩は、周辺のまちなみや背景とする自然環境と調和した色彩とし、各見付面
		の基調色は色彩基準に基づくものとする。
		・なお、社寺等の歴史的建造物や遺跡の周辺では、景観まちづくり市民会議で選定したおすすめ
		色(B)の採用を検討する。
建築物又は	工作物の	〇建築物の外壁・屋根、工作物の外観の色彩は、周辺のまちなみや背景とする自然環境と調和し
外観の変更	等	た色彩とし、各見付面の基調色は色彩基準に基づくものとする。
		・なお、社寺等の歴史的建造物や遺跡の周辺では、景観まちづくり市民会議で選定したおすすめ
		色(B)の採用を検討する。
開発行為*		○樹木の伐採は最小限にとどめるよう配慮する。
		〇地形など自然条件を生かした計画とし、長大なのり面や擁壁を避け、以下のとおり計画する。
		・連続するのり面(擁壁、小段を含む)の高さは、都市計画区域内で高さ 10m以下とする。
		・ただし、のり面が安定した状態で、高木の植生が回復可能な勾配の確保又は工法の採用が可能な場
		合はこの限りでない。
		○のり面は緑化可能な勾配とし、 擁壁は自然素材や緑化ブロックの使用などにより修景に努める。
土地の開墾		○樹木の伐採は最小限にとどめるよう配慮する。
採取、鉱物の掘採そ		〇長大なのり面や擁壁を避け、以下のとおり計画する。 - 1000 日本のでは、1000 日本のとおり計画する。
の他の土地の形質の		・連続するのり面(擁壁、小段を含む)の高さは、都市計画区域内で高さ 10m以下とする。
変更		・ただし、のり面が安定した状態で、高木の植生が回復可能な勾配の確保又は工法の採用が可能な場
		合はこの限りでない。
		〇のり面は緑化可能な勾配とし、
屋外における物件の		○周辺から用地内の堆積物が直接見えないよう、緑化等による修景に努める。
堆積		

路外駐車場の新設等

〇外周に樹木、塀、花などを配置し修景に努める。

○透水性舗装や緑化ブロックなど保水性・透水性のある舗装材の使用に努める。

*建築物の建築等:建築物の新築、増築、改築若しくは移転

*工作物の建設等:次に掲げる工作物の新設、増築、改築若しくは移転

- ・煙突、鉄筋コンクリートの柱、鉄柱、木柱、鉄塔その他これらに類するもの
- ・装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
- ・高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- 観光用エレベーター又は観光用エスカレーター、コースター、観覧車その他これらに類するものコンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設
- ・擁壁、塀その他これらに類するもの
- ・橋梁、歩道橋、高架の道路、高架の鉄道その他これらに類するもの
- *建築物又は工作物の外観の変更等:建築物又は工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- *開発行為:都市計画法第4条第12項に規定する開発行為
- *道路や眺望点:原則として、「自然と歴史と暮らしをつなぐ景観」に位置づけられた場所をいう。
- *路外駐車場の新設等:路外駐車場(道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設)の新設、増設又は改修

【景観形成の参考例】

■建築物等の形態意匠

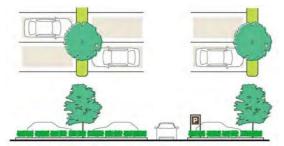


○連続した大壁面は避け、凹凸のある形態や 色彩により壁面を分節化している。



○隣棟間隔や高さに配慮し、隣接する戸建て住宅への圧 迫感を軽減している。

■路外駐車場



- 〇外周の緑化により、修景を行っている。
- ○透水性舗装や緑化ブロックなど保水性・透水性のある舗 装材を使用している。

(工) 届出対象行為

対象行為		対象規模
建築物の建築等		高さが 10mを超えるもの、又は延べ面積が 500 ㎡を超えるもの
工作物の 煙突、柱、鉄塔、 建設等 遊戯施設等		高さが 15mを超えるもの
	擁壁等	高さが3mを超えるもの、又は1面の見付面積が100 mを超えるもの
	橋梁、歩道橋、 高架の道路等	長さが 20mを超えるもの
建築物又は工作物の外観の		上記記載の各物件の対象規模を超えるもので且つ変更部分が外観の合計見付面積の
変更等		1/2 を超えるもの
開発行為		
土地の開墾	と、土石の採取、	面積が1,000 ㎡を超えるもの、
鉱物の掘採	その他の土地の	又は高さが5mを超えるのりが生じるもの
形質の変更		
屋外における物件の堆積		堆積の高さが5mを超えるもの、
		又は堆積を行う土地面積の合計が 500 ㎡を超えるもの
路外駐車場の新設等		面積が 500 ㎡以上のもの

[※]景観育成地区の届出対象行為は別途定める。

[※]行為地が景観育成地区(階層 3)と重なる場合は、当該地区の届出対象行為に基づき特定照明の届出が必要となる(P58~参照)。

オ 平坦市街地区域 ~条坊の地割などを受け継いだ秩序ある市街地の区域~

(ア) 区域の特性と景観形成の基本的な考え方

大野城が築かれた四王寺山、基肄城が築かれた基山、そして信仰の山である宝満山と天拝山に囲まれ、中央部を御笠川や鷺田川が貫流する盆地に位置します。ここでは、古来より大宰府政庁を中心として形成された条坊が市街地の基盤となってきました。

旧日田街道やどんかん道などの旧道沿いに通古賀をはじめとする旧集落や重厚な緑が維持された 榎社が位置しており、それらをつなぐように道標、庚申塔、猿田彦等の石造物が往時の賑わいを今に 伝えています。

その一方で、近年は派手な意匠の建築物や大規模な建築物が増え、太宰府らしさを伝えることが難しくなっています。

したがって、本区域では連続感のあるまちなみ形成や緑地の保全・創出を推進することにより、歴 史や文化を感じることのできる秩序ある市街地景観の形成を目指します。







(イ) 景観形成の方針

基本方針	景観形成の方針	
景観資源を認識し、 保全・活用する	 ○行為地周辺の景観資源を「太宰府の成り立ちと現況」と「文化遺産情報」で確認し、それらの生かし方を検討するとともに、次の点に留意した計画を立案する。 ・建築行為等の前後における四王寺山や宝満山、御笠川の川辺などの周辺から見た場合における当該建築物等の見え方 ・条坊、通古賀や吉松等の集落、どんかん道、旧日田街道など、歴史的な遺構などに配慮した施設の配置や素材の使用 ・道路、河川、社寺境内の清掃や道標、庚申塔の管理など地域コミュニティ活動や生活習慣の継承 ・夏祭りなど、地域行事の通り道となる場合は、行事のおもむきや味わいの継承 	
太宰府固有の緑を修復・保全・創出する	○地域で親しまれている緑地や樹木はできる限り保存する。○行為地内を緑化する。特に隣接地と樹種や生垣の位置などをそろえて、連続性のあるまちなみ形成に努める。	
周辺環境との調和を図る		

(ウ) 景観形成基準

		景観形成基準
建築物の	建築物の │ 素材・ │ ○建築物の外壁・屋根の外観の色彩は、周辺のまちなみや背景とする自然環境と調和	
建築等* 色彩		し、各見付面の基調色は色彩基準に基づくものとする。
		・なお、社寺等の歴史的建造物や遺跡の周辺では、景観まちづくり市民会議で選定したおすすめ
		色(B)の採用を検討する。
	外構•	○敷地内を緑化する。その際、在来の樹木や花の種類を工夫し、緑化基準に基づく緑化率を確保す
	緑化	る。外構緑化が困難な場合は、屋上緑化や壁面緑化を検討する。
		○擁壁などを設ける場合は、開発許可基準等に準拠しつつ、宝満石など地域固有の素材や技術を生
		かすよう努める。
工作物の建	設等*	〇工作物の外観の色彩は、周辺のまちなみや背景とする自然環境と調和した色彩とし、各見付面
		の基調色は色彩基準に基づくものとする。
		・なお、社寺等の歴史的建造物や遺跡の周辺では、景観まちづくり市民会議で選定したおすすめ
		色(B)の採用を検討する。
建築物又は		○建築物の外壁・屋根、工作物の外観の色彩は、周辺のまちなみや背景とする自然環境と調和し
外観の変更	等	た色彩とし、各見付面の基調色は色彩基準に基づくものとする。
		・なお、社寺等の歴史的建造物や遺跡の周辺では、景観まちづくり市民会議で選定したおすすめ
		色(B)の採用を検討する。
開発行為*		○樹木の伐採は最小限にとどめるよう配慮する。
		〇地形など自然条件を生かした計画とし、長大なのり面や擁壁を避け、以下のとおり計画する。
		・連続するのり面(擁壁、小段を含む)の高さは、都市計画区域内で高さ 10m以下とする。 ・ただし、のり面が安定した状態で、高木の植牛が回復可能な勾配の確保又は工法の採用が可能な場
		・/こと、 のり国が女足した小窓 C、 高木の恒土が回復可能な勾配の確保文は工法の採用が可能な場 合はこの限りでない。
		□はこの成りでない。 ○のり面は緑化可能な勾配とし、擁壁は自然素材や緑化ブロックの使用などにより修景に努める。
土地の開墾	 ! +万の	○ ○ 付上の代表による。
土地の角型		○長大なのり面や擦壁を避け、以下のとおり計画する。
の他の土地	у - > 3/шз- (- С	- 連続するのり面(擁壁、小段を含む)の高さは、都市計画区域内で高さ 10m以下とする。
変更		・ただし、のり面が安定した状態で、高木の植生が回復可能な勾配の確保又は工法の採用が可能な場
		合はこの限りでない。
		○のり面は緑化可能な勾配とし、擁壁は自然素材や緑化ブロックの使用などにより修景に努める。
屋外における物件の		〇周辺から用地内の堆積物が直接見えないよう、緑化等による修景に努める。
堆積		
路外駐車場の新設等		○外周に樹木、塀、花などを配置し修景に努める。
*		○透水性舗装や緑化ブロックなど保水性・透水性のある舗装材の使用に努める。

- *建築物の建築等:建築物の新築、増築、改築若しくは移転
- *工作物の建設等:次に掲げる工作物の新設、増築、改築若しくは移転
 - · ・煙突、鉄筋コンクリートの柱、鉄柱、木柱、鉄塔その他これらに類するもの
 - ・装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
 - ・高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの

 - 観光用エレベーター又は観光用エスカレーター、コースター、観覧車その他これらに類するものコンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設
 - 擁壁、塀その他これらに類するもの
 - 橋梁、歩道橋、高架の道路、高架の鉄道その他これらに類するもの
- *建築物又は工作物の外観の変更等: 建築物又は工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- *開発行為:都市計画法第4条第12項に規定する開発行為
- *道路や眺望点:原則として、「自然と歴史と暮らしをつなぐ景観」に位置づけられた場所をいう。
- *路外駐車場の新設等:路外駐車場(道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設)の新設、増設又は改修

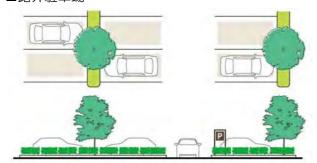
【景観形成の参考例】

■建築物等の形態意匠



○隣棟間隔や高さに配慮し、隣接する戸建て住宅への圧 迫感を軽減している。

■路外駐車場



- ○外周の緑化により、修景を行っている。
- ○透水性舗装や緑化ブロックなど保水性・透水性のある舗 装材を使用している。

(工) 届出対象行為

対象行為		対象規模
建築物の建築等		高さが 10mを超えるもの、又は延べ面積が 500 ㎡を超えるもの
工作物の 建設等	煙突、柱、鉄塔、 遊戯施設等	高さが 15mを超えるもの
	擁壁等	高さが3mを超えるもの、又は1面の見付面積が100 mを超えるもの
	橋梁、歩道橋、 高架の道路等	長さが 20mを超えるもの
建築物又は工作物の外観の		上記記載の各物件の対象規模を超えるもので且つ変更部分が外観の合計見付面積の
変更等		1/2 を超えるもの
開発行為		
土地の開墾	、土石の採取、	面積が1,000 ㎡を超えるもの、
鉱物の掘採	その他の土地の	又は高さが5mを超えるのりが生じるもの
形質の変更		
屋外における物件の堆積		堆積の高さが5mを超えるもの、
		又は堆積を行う土地面積の合計が 500 ㎡を超えるもの
路外駐車場の新設等		面積が 500 ㎡以上のもの

[※]景観育成地区の届出対象行為は別途定める。

[※]行為地が景観育成地区(階層 3)と重なる場合は、当該地区の届出対象行為に基づき特定照明の届出が必要となる(P58~参照)。

(3) 自然と歴史と暮らしをつなぐ3つの景観(階層2) の方針と公共施設景観協議

市全域の景観をつなぐ交通軸、河川軸、眺望の3つの要素について各々の方針を定めます。各要素の方針は、道路や鉄道、河川に面する行為地及び眺望点から望むことができる行為地において景観形成を進める際に配慮すべき事項として定めます。

また、交通軸や河川軸については、大部分が国、県、市が管理する公共施設となるため「(仮称) 公共施設の景観形成の指針」の策定を検討し、良好な景観を形成するための公共施設の役割を明確に し、先導的役割を持たせます。

「(仮称)公共施設の景観形成の指針」では、景観形成について公共施設管理者が協議する場として公共施設景観協議を位置づけます。

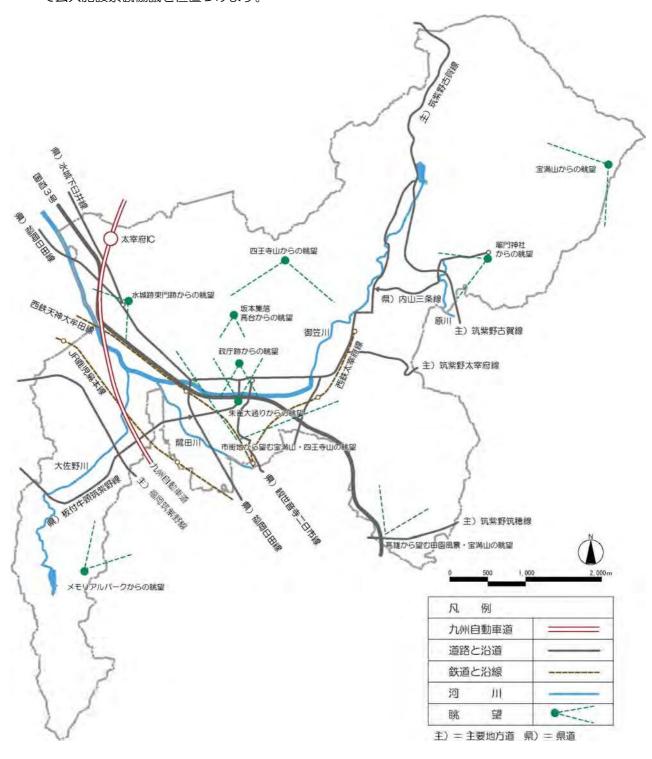


図 自然と歴史と暮らしをつなぐ3つの景観(階層2)

ア 交通軸(幹線道路沿道及び鉄道沿線)

(ア) 景観形成の基本的な考え方

市域西側の平坦部を九州自動車道、国道3号、主要地方道福岡筑紫野線、県道福岡日田線、JR鹿児島本線、西鉄天神大牟田線などの交通網が集中して発達しており本市の骨格的な交通軸となっています。また、九州自動車道の太宰府 I Cが北西に位置し、福岡都市圏の玄関口となっています。

現況では、道路の植樹帯や沿道の緑化など、周辺の遺跡や山並みとの調和を図っている区間もありますが、目立つことだけを目的としたような沿道の建築物や屋外広告物も見られます。

したがって、これら交通軸においては、連続した緑空間の形成や秩序あるまちなみ形成によって緑陰と統一感のある景観形成を目指します。







(イ) 景観形成の方針

-	T	
基本方針	景観形成の方針	
景観資源を認識し、	〇次の道路や鉄道に面する行為地は、当該道路や鉄道の歴史や特徴を把握し、	
保全・活用する	まちなみの連続性や車窓からの見え方に配慮した計画とする。	
	•国道3号、主)福岡筑紫野線、主)筑紫野古賀線、主)筑紫野太宰府線、主)	
	筑紫野筑穂線、県)板付牛頸筑紫野線、県)水城下臼井線、県)福岡日田線、	
	県)観世音寺二日市線、県)内山三条線、九州自動車道	
	JR鹿児島本線、西鉄大牟田線、西鉄太宰府線	
太宰府固有の緑を修	○行為地の道路に面する部分を緑化し、連続した緑の生け垣をつくる。	
復・保全・創出する 〇街路樹と連携し、低・中・高木による立体的な緑化に努める。		
	○空気浄化作用に配慮した、緑陰のある連続した街路樹整備を推進する。【道路	
	管理者】	
周辺環境との調和	□ ○道路から見た際に、建築物や工作物の高さや形態意匠に秩序が感じられるス	
を図る カイラインとする。		
	〇目じるしや象徴となっている文化遺産への視界を確保する。	

(ウ) 公共施設景観協議

景観形成の方針に位置づけた道路については、景観重要道路の候補とし、第3章2. 景観重要公共施設の整備に関する事項に基づいて良好な公共施設景観の形成を進めます。

なお、公共施設整備による景観形成は先導的な役割を担うものであり、また本市全域の一体感や連続性に配慮した整備を推進する必要があることから、景観重要道路の指定に平行して「(仮称)公共施設の景観形成の指針」の策定を検討します。指針では、公共施設景観協議を位置づけ、複数の公共施設が太宰府の景観を意識した整備を実施できる体制をつくります。そして、道路を車で走ったり歩いたりする各場面において、太宰府らしさを実感できる整備を推進します。

イ 河川軸(河川及び河岸)

(ア) 景観形成の基本的な考え方

御笠川は、宝満山を水源とし、大佐野川や鷺田川と合流して博多湾に注ぐ河川で、市民にとって最も身近な水辺です。

現況では、桜並木や遊歩道などが整備され、憩いの場として親しまれていますが、コンクリートブロックの護岸や統一感のない防護柵など、親水性に欠け、動植物の生息が困難な箇所も見られます。また、河川に面する箇所が裏側になっている建築物の中には、管理が行き届かず雑然としているものもあります。

したがって、これら河川軸においては、流下能力の確保を図りながら、緑地の回復・保全・創出や 川に顔を向けたまちなみ形成によって、河川が山並みやまちなみと一体になった自然であることが実 感できるような景観形成を目指します。







(イ) 景観形成の方針

基本方針	景観形成の方針
景観資源を認識し、	〇次の河川に面している行為地は、河川の歴史や特徴を把握し、河川に沿った
保全・活用する	まちなみの連続性や河岸からの見え方に配慮した計画とする。
	• 御笠川
	• 大佐野川
	• 鷺田川
	• 原川
太宰府固有の緑を回	〇行為地の河川に面する部分を緑化し、河川と一体になった親水空間をつくる。
復・保全・創出する	○河岸緑地や並木道を保全・創出する。 【各公共施設管理者】
周辺環境との調和	○建築物等の形態、素材、色彩は、各区域の景観形成の方針による。
を図る	〇川に面する建築物外壁の形態意匠、素材、色彩は河岸の風景になじむものと
	し、設備類は周囲の遮へいなどにより修景を行う。

(ウ) 公共施設景観協議

景観形成の方針に位置づけた河川については、景観重要河川の候補とし、第3章2. 景観重要公共施設の整備に関する事項に基づいて良好な公共施設景観の形成を進めます。

なお、公共施設整備による景観形成は先導的な役割を担うことから、景観重要河川の指定に平行して「(仮称)公共施設の景観形成の指針」の策定を検討します。指針では、公共施設景観協議を位置づけ、複数の公共施設が太宰府の景観を意識した整備を実施できる体制をつくるとともに生物の多様性に配慮した多自然型の整備を推進します。

ウ眺望点

(ア)景観形成の基本的な考え方

景観に関する市民意識調査と、景観まちづくり市民会議の意見に基づいて定めた眺望点からの眺め を対象とします。

本市には、目じるしとなる自然や文化遺産が多数ありますが、とりわけ宝満山と四王寺山は市街地 のあらゆる場所から同時に望むことのできるシンボルです。また、四王寺山の眺望点のひとつである 岩屋城跡や水城東門跡などは、市街地を一望できる場所として整備されています。

そこから緑の多さや土砂崩れが起きた箇所、整った屋根並みや突出した建築物や工作物など、様々な特徴が認識できることから、眺望は「古都太宰府の風景」にふさわしい自然の風景やまちなみが保全・創出されているか、市民一人ひとりが確かめるうえで不可欠な要素です。

したがって、連続性のあるまちなみの形成、まとまりのある緑地の保全によって、スカイラインの 整った古都太宰府の眺望景観を形成します。また、併せて眺望点の整備を行います。













(イ) 眺望点共通の景観形成の方針

1 / 切上		
基本方針	景観形成の方針	
景観資源を認識し、	〇眺望点から望むことのできる建築行為等は、屋根、壁面、のり面、擁壁、屋	
保全・活用する 外広告物の見え方を把握し、眺望景観に配慮した計画とする。		
	○次の眺望点は、古都太宰府の風景を眺める代表的な視点場として整備・修景	
	を行う。	
	・四王寺山、宝満山、竈門神社、メモリアルパーク	
	・坂本集落の高台	
	• 水城東門跡	
	・政庁跡、朱雀大通り	
太宰府固有の緑を回	○斜面緑地を保全する。	
復・保全・創出する	○社寺林、屋敷林及びそれらと一体となった樹林地を保全し、景観上重要な樹	
	林地の木竹を適切に管理する。	
周辺環境との調和	○建築物等の形態、素材、色彩は、各区域の景観形成の方針による。	
を図る	〇目じるしや象徴となっている文化遺産への視界を確保する。	
	〇山並みの輪郭を隠さないようにする。	
	〇視点場から俯瞰した際、周囲から突出しないような高さや色彩とする。	

(ウ) 類型別の景観形成の方針

眺望点と眺望の対象		景観形成の方針
見下ろす	四王寺山、宝満山、竈門	〇視点場とアクセス路の整備、維持・管理を推進する。【各施
(俯瞰)	神社、メモリアルパーク	設管理者】
	から見る市全景	○視点場周辺の樹木等の管理を適切に行い、見晴らしを確保
		する。
	坂本集落の高台から見	〇棚田や集落への視界を確保したい視点場を定め、見晴らし
	る棚田、集落景観	を確保する。
		〇高台から目立つ位置に農業用施設などを配置する場合は、
		屋根の色彩や周囲の緑化などにより修景を施す。
	水城東門跡、政庁跡から	○視点場周辺の樹木等の管理を適切に行うとともに、遺跡周辺の
	見る市街地	建築物等の高さを抑え、遺跡全体の見晴らしを確保する。
		○建築物の屋根形態や工作物などは、視点場から見た際に秩
		序が感じられるとものとする。
見上げる	市街地から望む宝満	○交差点や幹線道路の特定区間など、山並みへの視界を確保
(仰観)	山・四王寺山、高雄から	したい視点場を定める。
	望む田園風景と宝満山	○建築物等の配置や形態は、定めた視点場から山並みの輪郭
		を隠さないようなものとする。
	政庁跡、朱雀大通りから	○街路樹の維持・管理を適切に行うとともに、沿道の緑化を
	見る四王寺山	推進し、遺跡と一体となったまちなみを保全・創出する。

(工) 行為の制限及び景観協議について

建築物等の高さについては、類型別の景観形成の方針に沿って都市計画法に基づく高さ制限と連携することにより、良好な眺望景観の保全・形成を図ります。

さらに、大規模な行為(景観計画区域における届出対象行為)などについては、景観形成の方針に 位置づけた眺望点から望んだ際の見え方について事前協議ができる仕組みを検討していきます。

(オ) 建築物の高さ

a 高さ制限の基本的な考え方

本市では、都市計画法に基づいて用途地域、高度地区、地区計画を定め、建築物の高さを制限しています。今後も、山並みや遺跡群が身近に感じられるよう、市街地や住宅地から見る山並みへの眺望などを保全するために建築物の高さ制限を維持・推進します。

b 高さ制限の方針

- 〇遺跡と一体となった市街地景観を形成するため、水城跡周辺の高度地区指定を検討します。(平成25年3月指定)
- ○太宰府天満宮参道などのきめ細かな高さ制限については、住民等の意見を踏まえ、高度地区に加えて景観地区や地区計画を定めることも併せて検討します。

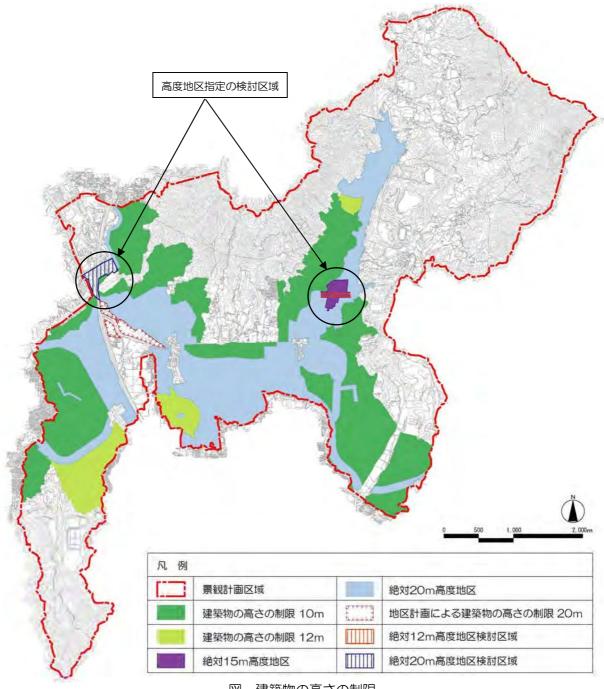


図 建築物の高さの制限

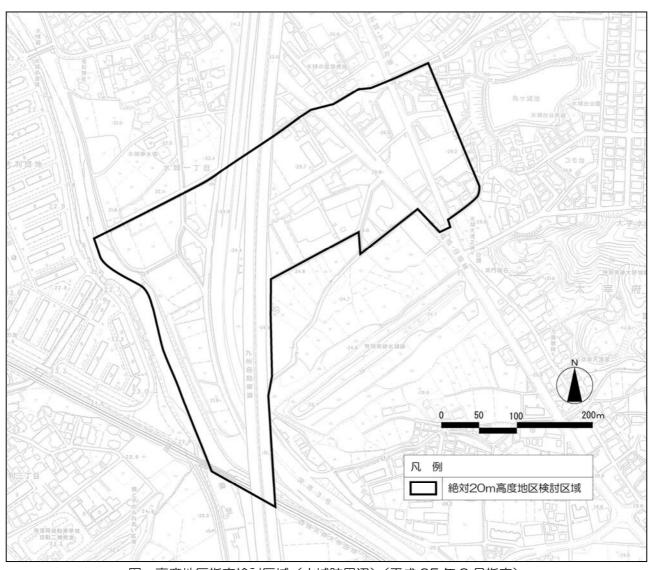


図 高度地区指定検討区域(水城跡周辺)(平成25年3月指定)

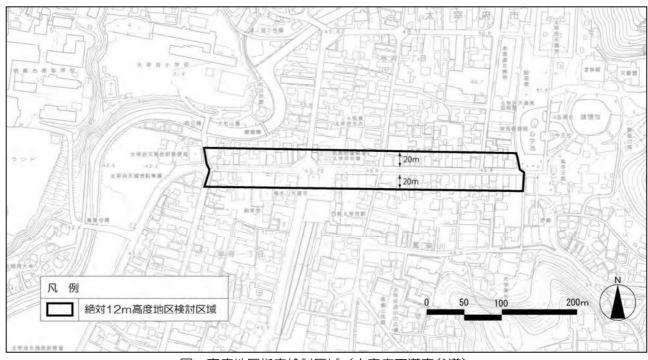


図 高度地区指定検討区域(太宰府天満宮参道)

3 景観育成地区の良好な景観の形成に関する方針と行為の制限に関する事項

(1) 景観育成地区の指定の方針

景観育成地区は、景観上重要な地区で建築行為等に対するきめ細かな基準による規制、国・県・市等による重点的な景観整備等により、積極的に良好な景観の形成を図る地区として指定します。

その際は、原則として市民遺産の内容に基づき、住民や育成団体等と協議を踏まえて指定します。 市民遺産の認定によらず、行政が先導的に進める必要がある地区においても将来的には市民遺産とな ることを目指します。

本計画においては、これまでの景観保全やまちなみ形成の取り組みに基づいて「人と遺跡の共存史地区」と「天満宮と宰府宿地区」の2地区を位置づけますが、当該地区の根拠となる市民遺産の認定に伴い「市民遺産カルテ」が作成され、市ホームページ等で公開された場合には、その内容を確認し、市民遺産を守り育てる視点に立った行為のあり方を検討します。

今後は、市民遺産をその土地の文脈を端的に表す根拠として位置づけ、市民遺産の認定に応じて適 宜景観育成地区の拡充を図ります。

なお、都市計画決定を伴う景観地区の指定は、景観育成地区の指定要件を満たすこととします。

表 景観育成地区の指定要件

	地区の種類	地区の特徴
ア	市の顔となる地区	• 駅周辺地区
		・歴史的なまちなみが形成されている地区
		・官庁施設、学校など、主要な施設が立地する地区
1	生業と歴史が一体となって継承	・商業地、観光地など、賑わいと活気が歴史とともに醸成
	されている地区	されている地区
		・農業を振興し、集落環境を保全している地区
ウ	良好な沿道・沿線景観を有する又	• 歴史的な建造物や行事などを受け継ぐ通り
	は形成しようとする地区	• 市民遺産を構成する文化遺産を結ぶ道路、散策路
		・都市の骨格をなす交通軸、河川軸
エ	良好な住宅地・集落景観を有する	・緑豊かなまちなみを保全又は形成する住宅地
	又は形成しようとする地区	・伝統的な農家住宅や石積、生垣等を受け継ぐ集落

表 景観育成地区の指定地区と指定を検討する地区

	地区名	指定要件
指定地区	人と遺跡の共存史地区	イ、エ
16年16区	天満宮と宰府宿地区	ア、イ、ウ

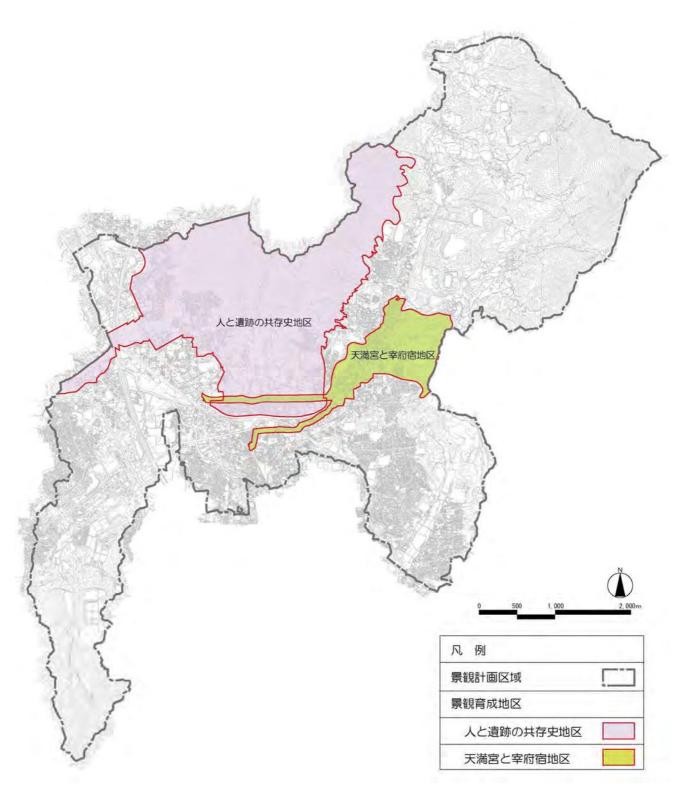


図 対象区域

(2) 個別の景観育成地区(階層3) の方針と行為の制限に関する事項

ア 「人と遺跡の共存史」景観育成地区の方針と行為の制限に関する事項

(ア) 区域の特性と景観形成の基本的な考え方

四王寺山とその麓に位置する集落及び水城跡と隣接する低層住宅地からなる地区です。

本地区の遺跡群は、文化財保護法に基づく史跡地に指定して保存するという制度が誕生する前から、 遺跡であることを人々に検証されてきました。そして、人々は保存と開発について話し合いながら遺 跡と共に暮らしてきました。

この事実を表徴する遺跡群と周辺の農地、集落、かつての里山が一体となった姿を継承していくことが、景観を形成していくうえで必要不可欠です。

また、市では「太宰府市景観保全に関する指導要綱」に基づいて、史跡地及びその周辺の景観保全のために美観地区を定め、建築物の形態意匠について景観誘導を進めてきました。

したがって、本地区では美観地区の取り組みを景観法に基づく景観誘導へ移行し、山並みと農村集落、住宅団地などの調和を育成することによって、人と遺跡が共に歩んできた歴史の重層を物語る景観形成を目指します。







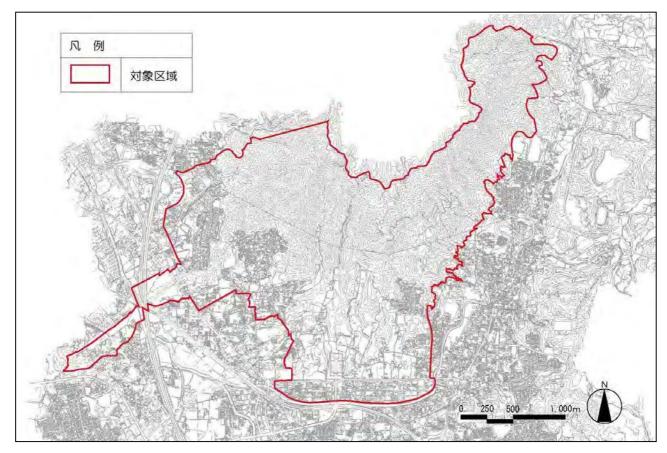


図 人と遺跡の共存史地区の区域

(イ) 景観育成の方針

基本方針	景観育成の方針	
景観資源を認識し、	〇「人と遺跡の共存史」に関する市民遺産が認定されている場合は、当該市民	
保全・活用する	遺産カルテを確認し、市民遺産を守り育てる視点に立った計画とする。	
	また、必要に応じて市民遺産登録者などに聞き取りを行う。	
太宰府固有の緑を修	〇社寺林やかつての里山と一体になった樹木や緑地を保全する。	
復・保全・創出する	〇行為地内を緑化する。特に駐車場の外周部分の緑化に努める。	
周辺環境との調和	〇本地区内の行為は、四王寺山、水城跡、大宰府跡、観世音寺、戒壇院などの	
を図る	景観資源に隣接し、視覚的に一体のものとなる。このため、これらの景観資	
	源を主役と見立て、周辺における行為が単独で目立ち過ぎないよう、次の点	
	に留意した計画とする。	
	・建築物等は、戒壇院、観世音寺宝蔵、坂本八幡神社、衣掛天満宮その他の社	
	寺や既存の住宅と協調し、その家並みが一体となって視覚的リズムを形成す	
	る形態意匠とする。	
	・建築物の屋根は、背景となる四王寺山や月山、蔵司などの丘陵の輪郭に合わ	
	せた形態意匠とする。	
	・照明は、月山上空の月、大宰府跡の水路のホタル、四王寺山上空の星空、朝	
	日地蔵の祭りの灯など、歴史的な雰囲気を損なわないよう配慮する。	
	【なお、史跡地については別途文化財保護部局と十分協議を行う必要がある。】	

(ウ) 景観育成基準

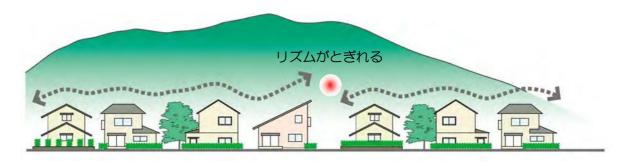
		景観育成基準
建築物の	形態意匠	〇史跡地及びその周辺の良好な景観の保全に配慮した形態意匠とする。
建築等、工	屋根	〇勾配及び軒の出があるものとする。
作物の建		・ただし、設備計画上困難な部分*を除く。
設等及び		〇屋根の勾配は極端な緩勾配・急勾配としない。
建築物又	設備類	〇公共の場から目立たない場所に配置し、周囲の遮へいなどにより修景を
は工作物		施す。
の外観の	色彩•素	〇屋根の色彩は周囲の山並みと調和した明度、彩度がともに低い黒系、茶系、
変更等	材	鼠色系とする。
		〇金属板葺き屋根の場合は光沢の少ない落ち着いたものとする。
	外構・緑化	〇敷地の接道部分は、木柵や生垣、茶系のフェンス等の採用に努める。
開発行為		〇のり面、擁壁はできる限り生じないよう努める。
		〇やむを得ず道路や公園などから目立つ位置にのり面、擁壁が生じる場合は、
		緑化等による修景に努める。
土地の開墾	・土石の採	〇のり面、擁壁はできる限り生じないよう努める。
取、鉱物の	掘採その他の	〇やむを得ず道路や公園などから目立つ位置にのり面、擁壁が生じる場合は、
土地の形質の変更		緑化等による修景に努める。
屋外における物件の堆		
積		〇周辺から用地内の堆積物が直接見えないよう、緑化等による修景に努める。
特定照明*		○演色性の高い光源を採用する。
		〇効率的な照射により生態系や周辺環境への光害とならないよう努める。

^{*}設備計画上困難な部分:用途上大型の空気調和設備機器又は電気設備機器若しくは衛生設備機器が必要な建築物において、当該設備機器を屋根上に設置する場合に必要とされる最小限の部分。

^{*}特定照明: 夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う照明。ライトアップ

【主要な景観育成の方針・景観育成基準】

■建築物等の形態意匠



○屋根の形態は山並みの流れと合わせ、緩やかで同じリズムとなるようにする。 ○同じリズムや流れを損なうような片流れは避ける。2軒一対のデザインや緑化修景などでリズムを 保っている場合はこの限りでない。

(工) 届出対象行為

対象行為	対象規模等				
建築物の建築等	プラグス 1本会				
工作物の建設等	- 建築確認申請を要するもの* 				
建築物又は工作物の外	外壁の合計見付面積の2分の1を超えるもの、又は道路からの見付面を含む				
観の変更等	もの。				
開発行為					
土地の開墾、土石の採	面積が 500 ㎡を超えるもの、又は高さが3mを超えるのりが生じるもの				
取、鉱物の掘採その他					
の土地の形質の変更					
屋外における物件の堆	堆積の高さが2mを超えるもの、又は堆積を行う土地面積の合計が 100 ㎡				
積	を超えるもの				
特定照明	対象規模に該当する建築物及び工作物に行われる特定照明の新設、増設、改設				
	若しくは移設又は色彩等の照明方式の変更で期間が14日を超えるもの				
路外駐車場の新設等	自然と歴史と暮らしを表す5つの景観(階層1)の規模による				

- ※届出が不要な軽微な行為等は別途定める。
- ※建築確認申請を要するもの:建築物の建築等にあっては建築基準法第6条第1項1号から4号までに掲げる規模の建築物(<u>都市計画区域内、準都市計画区域内の全ての建築物</u>)であり、工作物の建設等にあっては建築基準法第88条第1項及び第2項に掲げる<u>指定工作物</u>である。

イ 「天満宮と宰府宿」景観育成地区の方針と行為の制限に関する事項

(ア) 区域の特性と景観形成の基本的な考え方

太宰府天満宮は、「学問の神」 菅原道真の墓所の上に社殿を造営して その御霊を祀った神社です。歴史ある天満宮には、「神幸式」、「鬼すべ」、 「うそ替え」といった多くの伝統行事が受け継がれています。

「さいふまいり」は、近世から学問の神信仰として流行した天満 宮参詣と観光を兼ねた旅行で、今も多くの人で賑いをみせています。

「さいふまいり」の通り沿いには、歴史的建築物、商売繁盛や豊作の神として祀られる恵比寿様が数多く点在し、まちなみに変化を与えています。また、関屋の交差点には道標と一の鳥居が残されており、人々の往来の歴史を今に伝えています。

そこで、これらを継承していくことが景観を形成していくうえで 重要です。

したがって、本地区では太宰府天満宮の参道、さいふまいりの道

筋であった政庁通り、そして神幸式の御神幸が通るどんかん道をはじめとする旧道を中心に、それぞれの歴史と伝統を尊重した景観形成を目指すため、地区を特性に応じた 5 つのゾーンに区分して景観形成を進めます。

また、参道には参詣者の利便性を高めるために、沿道住民により明治 28 年まで遡る 1 階の下屋 庇・付庇等(以下、「下屋庇等」とする。)を出し、日除け、雨除けに供する景観が維持更新され、現代まで参詣者へのおもてなしとして太宰府天満宮参道の個性ある景観を保ち続けています。

この下屋庇等がある参道景観を保全するため、下屋庇等を設置している建築物、さらには記録などで下屋庇等があったことが履歴としてたどれる建築物がある地区を、太宰府天満宮参道景観保全地区(以下「保全地区」とする。)とし、景観重要建造物指定などを考慮しつつ景観の保全に取り組みます。

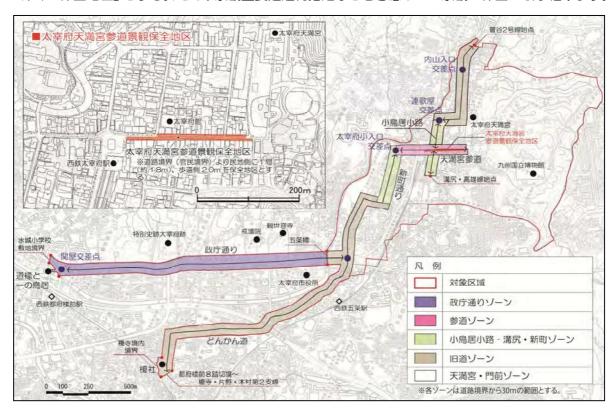


図 天満宮と宰府宿地区の区域とゾーン区分





(イ) 地区共通の景観育成の方針

基本方針	景観育成の方針					
景観資源を認	○「天満宮と宰府宿」に関する市民遺産が認定されている場合は、当該市民遺産カルテを確認し、市民遺産					
識し、保全・活	を守り育てる視点に立った計画とする。					
用する	また、必要に応じて市民遺産登録者などに聞き取りを行う。					
太宰府固有の	〇各ゾーンを特徴づける緑と連携しながら行為地内の緑化に努める。					
緑を修復・保						
全・創出する						
周辺環境との	○各ゾーンを特徴づける歴史的建造物などの文化遺産と連携・協調した建築物等の形態意匠とする。					
調和を図る	〇歴史的建築物の集積の度合いを検討のうえ、必要な場合は高さや壁面線の制限を行う。					
	〇照明は、各ゾーンを特徴づける伝統行事に配慮し、歴史的な雰囲気を損なわないように計画する。					
	〇建築物等と屋外広告物等の一体的な景観誘導を推進するために「広告物景観育成地区」を設定する。					
	・優れた伝統を尊重した屋外広告物の素材・形態					
	・まちなみの連続性と歩行者の安全性に配慮した屋外広告物の配置・形態・色彩					

(ウ) ゾーン別の景観育成の方針

	景観形成の方針						
基本方針	政庁通りゾーン	参道ゾーン	小鳥居小路 - 溝尻	旧道ゾーン	天満宮・門前		
			新町ゾーン		ゾーン		
景観資源を	○関屋の一の鳥居	〇太宰府天満宮を代表	○太宰府天満宮を代	〇太宰府天満宮を	○庚甲塔、恵比寿		
認識し、保	から天満宮に至	する祭り「神幸式」	表する祭り「神幸	代表する祭り	様など、地域の		
全・活用する	るまで、「さいふ	や氏子の火祭り「鬼	式」や氏子の火祭	「神幸式」や氏	歴史を伝える文		
	まいり」の歴史	すべ」の通り道であ	り「鬼すべ」の通	子の火祭り「鬼	化遺産との調和		
	がある。通りの	る。多くの歴史的建	り道である。	すべ」の通り道	の取れた計画と		
	良好な景観を保	造物や疎水など、歴	庚申塔、恵比寿様	である。東申塔、	する。		
	全しながらも、	史を裏付けるものと	など、地域の歴史	恵比寿様など、			
	回遊性を高める	の調和を図るため、	を伝える文化遺産	地域の歴史を伝			
	新たな景観の創	歴史的様式を踏襲し	との調和の取れた	える文化遺産と			
	造に配慮した計	た計画とする。	計画とする。	の調和の取れた			
	画とする。			計画とする。			
太宰府固有	〇行為地内を緑化	○参道の奥行の遠方に	〇行為地内を緑化す	〇行為地内を緑化	〇昔の里山や社寺		
の緑を修	する。特に接道部	見える社叢や昔の里	る。歴史的建造物	する。特に接道部	林と連携し行為		
復•保全•創	分の緑化に努め、	山の見え方に配慮す	と緑の調和に努	分の緑化に努め、	地内を緑化する。		
出する	街路樹のクスノ	ි	め、接続部分に緑	椋の木茶屋のム	○御笠川や藍染川		
	キと連携して緑	○間□が狭く、奥行き	化が施せない場合	クノキ、太宰府天	などの河川や水		
	陰を創る。	が深い敷地に特有な	にも中庭等による	満宮の大楠、金掛	路と連携し、親		
		中庭等による緑化を	緑化を検討し、入	りが ちけもち 梅、血方持さま	水性に配慮した		
		検討し、入口付近か	口付近から奥に緑	のエノキなど、	緑化に努める。		
		ら奥に緑がかいま見	がかいま見られる	緑の文化遺産と			
		られるように配慮す	ように配慮する。	連携を図る。			
		る。					
周辺環境と	○建築物等は、歴	○通りを構成する建築	○歴史的建造物の近	○照明は神幸式の	○歴史的建造物の		
の調和を図	史性に配慮した	物の素材感を統一す	辺では、その建造	提灯や鬼すべの	近辺では、その		
る	形態意匠とす	るため、使用する材	物に協調した形態	松明など、歴史	建造物に協調し		
	る。	料は伝統的素材や自	意匠の採用に努め	的な雰囲気を損	た形態意匠の採		
	〇照明は、月山上	然素材の採用に努め	る。	なわないよう配	用に努める。		
	空の月、四王寺	る。	〇小鳥居小路では、伝	慮する。	○照明は東軍塔、		
	山上空の星空、	○伝統建築物(狭い間□	統建築物(切妻造の		恵比寿様の祭り		
	社寺の深い軒と	で開放的、入母屋や切妻	屋根、下屋庇、格子		の灯など、歴史		
	樹木による陰影	の屋根、下屋庇、掃き	窓、硝子戸等)の継		的な雰囲気を損		
	など、歴史的な	出し縁等)の継承に努め	承に配慮する。		なわないよう配		

雰囲気を損なわ	る。		慮する。
ないよう配慮す	○照明は歴史的な雰囲		
る。	気を損なわないよう		
	配慮する。		

- ○自己の店舗や事務所のある敷地以外への屋外広告物の設置は避け、やむを得ず設置する場合は最小限にとどめる。 ○屋外広告物の地の色(文字以外の部分)は、建築物の外壁や屋根の色彩と調和した落ち着きのある色の採用に 怒める
- ○ネオンや点滅、動光を伴う屋外広告物は設置しないよう努める。
- 〇屋上広告物は設置しないよう努める。

■太宰府天満宮参道景観保全地区に見る下屋庇等がある景観

現在、参道東端には明治 28 年建立の石製鳥居が建っていますが、延壽王院前にて撮影された写真には、その鳥居が写り込んでいません。この写真から参道沿いの建築物に庇を出している様子が伺えることから、この頃には既に下屋庇等が設置されていたことが分かります。その後、建築基準法施行(昭和 25 年)前から参道沿いの人々によって参詣者の利便性向上を目的に随時更新されてきているのが見てとれます。



●延壽王院前【明治 28 年以前】



●参道の景観【大正8年】



●参道の景観【大正年間ごろ】



●参道の景観【大正 13年】

※掲載写真:個人所蔵

(工) 景観育成基準

				景観育成基準			
		政庁通りゾーン	参道ゾーン	小鳥居小路 - 溝尻 • 新町ゾーン	旧道ゾーン	天満宮・門前 ゾーン	
建 色 勿 ひ 聿	形態意匠	〇史跡地及びその周辺 の良好な景観の保全 に配慮した形態意匠 とする。	の出の連続性に配慮 ○歴史的建築物は、伝統	流様式を継承するために、では、景観重要建造物指定を	可能な限り本来の姿へ	の修復に努める	
築等及び工作物	屋根	○勾配及び軒の出があるものとする。 ・ただし、設備計画上困難な部分*を除く。 ○屋根の勾配は極端な緩勾配・急勾配としない。	○切妻、入母屋を基本 とし、勾配及び軒の 出があるものとす る。 ○屋根の勾配は極端な 緩勾配・急勾配としな い。	○勾配及び軒の出があるものとする。 ・ただし、設備計画上困難な部分*を除く。 ○屋根の勾配は極端な緩 勾配・急勾配としない。	があるものとす る。 ・ただし、設備計画	_	
か建設等	設備類	○公共の場から目立たない場所に配置し、周囲 の遮へいなどにより修 景を施す。	☑ ○通りから見えない場所に配置する。やむを得ない場合は、周囲 景を施す。			_ \いなどにより(
	色彩・素材	○屋根の色彩は、周囲の 山並みと調和した明 度、彩度がともに低い 黒系、茶系、鼠色系と する。 ○金属板葺き屋根の場 合は光沢の少ない落 ち着いたものとす る。	○後世に古都太宰府の記憶を引き継ぐため、自然素 材を用いた伝統の和瓦、漆喰壁や土壁、石材等の 採用に努める。 ○自然素材、伝統素材以外を使用する建築物等の外 壁の色彩は、古都太宰府の歴史・文化を象徴する まちなみ景観の継承に配慮し、ベージュ系、茶系、 グレー(無彩色調)系の深みを持った色彩とする。 ○伝統の和瓦以外の屋根の色彩は、伝統の家並みや 周囲の山並みと調和した明度、彩度がともに低い 黒系、茶系、鼠色系とする。 ○金属板葺き屋根の場合は光沢の少ない落ち				
	外構・緑化	○敷地の接道部分は、木 柵や生垣、茶系のフェ ンス等の採用に努め る。	着いたものとする。 〇塀や柵を設置する場合はプロック塀を避け、植栽を併せて配置する。 ○履歴に基づき、まちなみを構成していた石垣や石積、門や塀等の回復に努めて、 ○樹木や生垣、庭園等を保全する。				
	高さ*	_	○歴史的建築物の高 さを踏襲し、12m 以下とし、通りの景 観を揃えるため、通 り沿いの建築物外 観は階数3階を超 えないものとする。				
	壁面の位置	_	○旧状の位置を維持し ている歴史的建築物 を基準として2階の 壁面線をそろえる。				
開発:	行為	○のり面、擁壁はできるM		- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	3ルゲに トフルタョニカッチ	7	
の採 深 そ	の開墾、土石取、鉱物の掘の他の土地質の変更	〇のり面、擁壁はできる時	見り生じないよう努める。	面、擁壁が生じる場合は、A 面、擁壁が生じる場合は、A			
屋外	で における物 唯積	〇周辺から用地内の堆積物	か道接見えないよう、緑	化等による修景に努める。			
特定照明*		○演色性の高い光源を採用する。 ○効率的な照射により、生態系や周辺環境への光害とならないよう努める。					

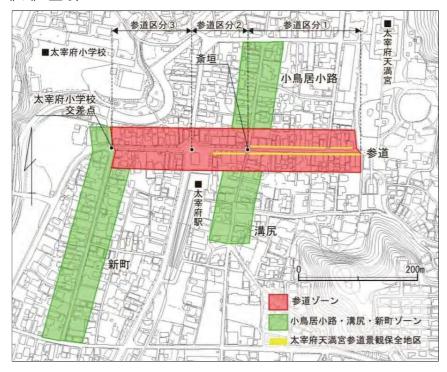
路外駐車場の新		〇外周に樹木、塀、花などを配置し修景に努める。
設等	_	〇透水性舗装や緑化ブロックなど透水性のある舗装材の使用に努める。

^{*}高さ:参道ゾーンにおける高さの制限は、道路端から20mの範囲とする。

【主要な景観育成の方針・景観育成基準】

◆参道ゾーン、小鳥居小路 - 溝尻・新町ゾーンにおける修理・修景のための技術的基準「天満宮と宰府宿」地区の中で社会変化が著しい保全地区を含む参道ゾーンならびに小鳥居小路 - 溝尻・新町ゾーン(以下、「区域内」とする)における景観育成にあたっての方針、修理・修景の際の技術的基準を次の通り定めます。

《1》区域



■景観育成地区

「天満宮と宰府宿」地区内の 育成ゾーン区分図 ※各ゾーンは、道路境界から30mの範 囲です。 【区分】

参道ゾーンは、歴史性から3つの区域に区分します。(以下、本文中では「参道区分」とします。 ①天満宮から斎垣まで

②斎垣から県道筑紫野古賀線まで ③県道筑紫野古賀線から太宰府小学 校交差点まで

太宰府天満宮参道景観保全地区

後述する下屋庇等の景観保全を目的として、建築基準法第44条を緩和するために設定した範囲



■参道(斎垣以西)の様子 大正年間

^{*}設備計画上困難な部分:用途上大型の空気調和設備機器又は電気設備機器若しくは衛生設備機器が必要な建築物において、当該設備機器を屋根上に設置する場合に必要とされる最小限の部分。

^{*}特定照明: 夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う照明。ライトアップ。

《2》区域内の景観づくりの方針

江戸時代から宰府宿に生きる人々の意識の積層として、現在のまちなみ景観が形づくられ、今私たちの眼前に展開しています。どの時代の景観を、天満宮参道をはじめとする宰府宿の景観とするのかは多様な考えがあり、一定の見解を示すことは困難です。したがって、本計画では、古写真等の資料を踏まえると、近世、近代の景観に統一的に戻すのではなく、歴史的建築物を範としつつ、その後の参道景観を形づくる様々な要素の積層を反映した多様な景観づくりを基礎に、区域内の景観づくりの方針を定めます。しかし、現代的価値観を評価をせずに取り入れることは、区域内の特性を失い、どこにでもあるまちなみ景観へと転化することにもなるため、次の諸点を踏まえ参道景観をつくる上での方針とします。

- ○通りに特徴的な歴史的建築物とその意匠を規範とした通り景観を維持します。
- 〇保全地区内の景観は、参詣者の利便性向上を目的とした下屋庇等のある歴史的 景観を育成します。

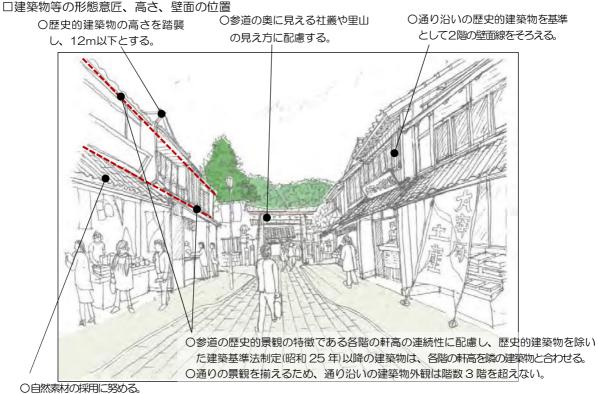
a 区域内における景観づくり

区域内の景観は、歴史的に見てその時々の積層の上に混在する様子が見て取れます。しかし、時代の流れを見たとき、一定の規範を定めなければ、どこにでもあるまちなみ景観へと転化していく恐れがあります。そこで、区域内の景観づくりの指針として、歴史的建築物の持つ要素を規範とし、歴史的建築物以外の建築物は、それを範として修景方針を定めます。

(a) 区域内の景観づくり

●参道ゾーン(参道区分(1)②)

参道ゾーンにおける景観育成にあたっての方針・景観育成基準を以下のように定め、保全地区内にあっては、下屋庇等の景観を維持向上するように努めます。



- ○伝統的な意匠の継承に努める。
- 〇保全地区内においては、景観重要建造物指定を考慮しつつ、下屋庇等の景観を維持向上するよう努める。

※ここに記載の無い基準については、(エ)景観育成基準【P66】を参照ください。

❷小鳥居小路 - 溝尻ゾーン、参道ゾーン(参道区分③)および新町ゾーン

小鳥居小路 - 溝尻ゾーン、参道ゾーン(参道区分③)、新町ゾーンにおける景観育成にあたっての方針・景観育成基準は、(ウ)ゾーン別の景観育成方針ならびに(エ)景観育成基準に定めます。

(b) 建築物個別の景観づくり

建築物個別の方針としては、その意匠を規範とした通りの景観を維持し、歴史的建築物については旧状に復する修理に努め、歴史的建築物以外の建築物については伝統様式を参考に、まちなみの調和を前提として修景に努めます。

●歴史的建築物の修理・修景の方針

歴史的建築物は、建築物に残された痕跡調査に基づき修理内容を検討し修理するとともに、痕跡が欠失する場合は、区域内の他の歴史的建築物意匠を参考に、建築物ごとに検討を行い修理・修景します。

②歴史的建築物以外の建築物の修景の方針

区域内の歴史的建築物が持つ意匠を参考にしつつ、これまで積み上げられてきた区域内の人々の意識を反映し修景を行います。ただし、「さいふまいり」を表現する通りであることから、日本の近世または近代の景観を基礎としつつ、この考えに基づいた区域内の景観づくりを進めていきます。

《3》区域内における建築物修理修景の技術的基準

a 歴史的建築物

(a)修理·修景基準

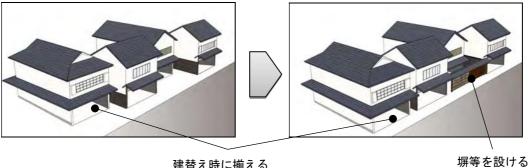
修理とは、可能な限り建築物が痕跡として残す履歴に基づき旧状に復するための行為であり、事前調査を 実施し可能な限り旧状復旧のための根拠探索を行った上で修理を行います。さらに根拠なき部分については、 他の歴史的建築物の意匠を参考に修景します。

b 歴史的建築物以外の建築物

歴史的建築物以外の建築物については、区域内にある歴史的建築物の意匠を範としつつ、以下に記載する 修景のための技術的基準を原則とし修景します。

(a) 修景基準

- ●通り沿いの建築物等の連続性に配慮する
 - ・壁面線を揃える

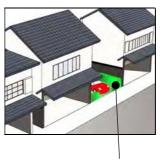


建替え時に揃える

- ■建替えの際に 壁面線を揃え
- ■建築物前面に 塀などを設 け、壁面線を 揃える。







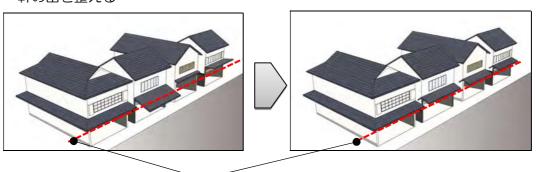
植栽で壁面線の欠如を補う

した扉を設け る。 ■駐車場前に植

■駐車場前に通 り景観に配慮

栽などを行 い、壁面線の 欠如を補う。

• 軒の出を整える



扉等を設ける

隣家の出幅・高さに合わせる

- ■軒の出を隣 家の出幅・高 さに合わせ る。
- ■保全地区内 にあっては、 従前の出幅 を上限とし て隣家の出 幅・高さを合 わせる。

※保全地区内の下屋庇等にあっては、別途基準を定めます。

・下屋庇等の高さと意匠

保全地区内の景観を特徴付ける下屋庇等の意匠は、古写真などから下屋庇を延長するものと下屋庇の下位に付庇を付けるものの2種に整理できます。一方で、現在、保全地区内にみることができる下屋庇等の意匠は、昭和25年(1950)以降の建築基準法施行に伴い、公道上に下屋を延長することができなくなったことに起因し、瓦を葺く下屋庇を参道に延長する意匠は失われ、既存の下屋庇を包み込み、屋根勾配とは異なる新たな意匠の下屋庇とするものが登場してきています。





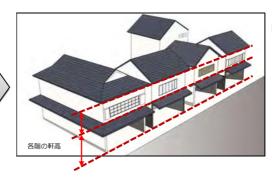
■下屋庇に瓦葺きと金属板葺きを 併用したもの

> ■既存の下屋庇を包み込み 新たな意匠の下屋庇とするもの

■下屋庇に瓦葺きと金属板葺きを併用したもの

^{のきだか} • 軒高景観を整える





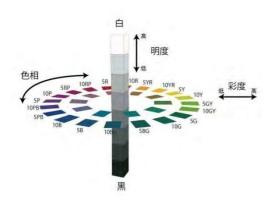
■通り沿いの 軒高の連続 性に配慮す る。

- ※各階の軒高は、歴史的建築物を除き、建築基準法制定 (昭和25年)以降の建築物については隣の建築物と同 じ高さとします。
- ※保全地区内では、歴史的建築物を範とし、2階または 3階を軒高基調としています。

2通り沿いの建築物等の色彩と意匠を整える

※色彩に関しての基本的な考え方は、P78、79の「4 色彩基準と緑化基準について」にて記載しています。

・色彩の考え方

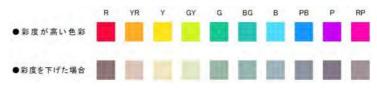


■色彩

色彩は、「色相」「明度」「彩度」という三つの要素の組合せによって 表現します。

「色相」は、色合いを表現し、「明度」は明るさを、「彩度」は鮮やか さの度合いを表わしています。

同じ色相でも明度や彩度を下げることで、まち並みに調和させること ができます。



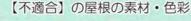
・ 建築物等の色彩を整える

隣家の色彩を考慮し、彩度、明度の調整を行い、周囲と調和した色彩となるように配慮します。





■屋根の色彩





【仕様・色彩ともに好ましくない】





金属板折板葺 【仕様が好ましくない】



平板スレート葺 【仕様が好ましくない】



【適合】の屋根の素材・色彩



桟瓦葺



金属板平葺





金属板瓦棒葺

■屋根素材

草葺き(茅葺き)に ついては、既存不 適格物件を除き、 建築基準法上新た に施工できませ ん。







- ■建具等の色彩・意匠 歴史的な意匠を参考に 落ち着いた色彩と歴史 的な意匠を採用する。
- ■店舗1階のシャッター 関係法令を遵守し歴史 的景観に配慮した色彩、 意匠を採用する。

❸付帯する設備等も景観に配慮する

・付帯設備等の修景











- ■室外機などは、通りから移設または修景を行う。
- ■電力メーターなどは木製箱などで修景する。

4數地

	項目	修景基準
敷地	間口	・現状維持とする。 ・通りの特性を保つため、開口方向への分筆・合筆をしない。
	地盤高•基礎高	・敷地の履歴に基づく敷地地盤高、基礎高とする。
	建築物の位置	・通りに対して正面を向ける。・周囲の歴史的建築物と合わせ、一体性と連続性を損なわないものとする。
	壁面線	・通り沿いの建築物は敷地境界線沿い、もしくは敷地境界線から半間程度後退した場所に建物を建て、また両隣と壁面線、軒高、軒の出をそろえる。 ・通りに面する3階以上の外壁面は、1階の外壁面より半間程度後退すること。
	車庫・駐車場	・通りに面して設けない。 ・通りに面して車庫・駐車場等開放された空地を設ける場合は、周囲の景観と調和した門又は塀を設置し修景に努める。

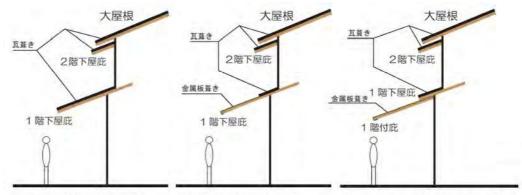
5建築物 ※ 建築基準法、消防法、他関係法令を遵守のうえ、基準の採用に努めること

項	目	修景基準					
構造	構造	• 木造軸組構造とする。					
規模		・上記以外の場合は、通りの歴史的景観に配慮した外装とする。					
	階数	・旧状の建築物を踏襲し、高さ12m以下とし、2階建てもしくは3階建てとする。					
	高さ	・各階の軒高は、歴史的建築物を除き、建築基準法制定(昭和 25 年)以降の建築物は隣の建築物と					
	同じ高さとする。						
	上記以外の場合は、通り沿いの軒高の連続性に配慮したものとする。						
	間口・通りいっぱいの間口とする。						
	・上記以外の場合は、周囲の景観と調和した門又は塀を設置し修景に努める。						
	梁間	• 歴史的建築物の持つ梁間を踏襲する。					
	軒高	• 歴史的建築物の高さを踏襲する。					
意匠		• 通りにある歴史的建築物の意匠を範とし、歴史的景観に配慮した和風の形態意匠とする。					
色彩 ・街なみに配成		・街なみに配慮した色彩とし、周囲の歴史的建築物と調和したものとする。					
		・自然素材、伝統素材を使用し通りの歴史的景観を損なわないものとする。また、材質を生かした					
		色彩または古色とする。					
		・自然素材、伝統的素材以外を使用する場合は、太宰府の歴史・文化を象徴する街なみ景観の継承					
		に配慮した、ベージュ系、茶系、無彩色調系の深みを持った色彩とする。					
基礎		・コンクリート面の露出が目立たないようにする。					
		・歴史的景観を損なわないものとする。					
屋根形式		・切妻造り(平入り)もしくは入母屋造り(妻入り)とする。					
		軒の出があるものとする。					
	勾配	・歴史的建築物の勾配を踏襲する。					
	・極端な緩勾配・急勾配としない。						

屋根	材料	 ・和瓦とし、黒色または銀黒色の瓦とする。 ・伝統の和瓦以外の材料を使用する場合は伝統の家並みや周囲の山並みと調和した明度、彩度がともに低い黒系、茶系、灰色系とする。 ・金属板葺き屋根の場合は、光沢のない落ち着いたものとする。 ・歴史的景観を損なわないものとする。 						
	軒	・歴史的建築物の意匠に合わせた形態意匠とする。・化粧垂木および化粧野地板露しまたは白漆喰塗とする。・木材および白漆喰以外の素材を使用する場合は、歴史的景観に配慮したものとする。						
	樋	 ・銅製または鋼製等で素材の質感を生かした濃褐色のものとする。 ・樹脂製を用いる場合は、黒色系、茶系等落ち着いた色とする。 ・歴史的建築物に合わせた形態意匠とする。 ■景観に配慮した樋(左: 樹脂製 右: 金属製)						
1階	外壁	・漆喰壁や土壁、または板壁(竪羽目板)、石材等自然系材料を使用する。 ・表構えには、外壁は設けない。 ・自然素材、伝統素材以外を使用する場合、歴史的景観を損なわず景観に配慮した、ベージュ系、						
		茶系、無彩色系の深みを持った色彩とする。 • 通りにある歴史的建築物の特性に合わせた形態意匠とする。						
	腰壁	・通りにある歴史的建築物の特性に合わせた形態意匠とする。 ・竪羽目板または簓子下見板張りとする。 ・木材以外の材料を使用する場合は、歴史的景観を損なわず景観に配慮したものとする。 ・歴史的建築物に合わせた形態意匠とする。						
	開口部	・正面は掃出しとする。						
	建具	・歴史的景観を損なわないものとする。 ・木製建具とし、通りの特性に合わせ開放的もしくは閉鎖的なものとする。 ・格子戸は外枠付縦格子戸とする。						
		・木材以外の材料を使用する場合は、歴史的景観に配慮したものとする。 ・歴史的建築物に合わせた形態意匠とする。						
	戸袋	・白漆喰塗、竪羽目板または簓子下見板張りとする。・自然系材料以外を使用する場合は、歴史的景観に配慮したものとする。・歴史的建築物に合わせた形態意匠とする。						
	下屋庇	・正面間口全体に浅く設ける(保全地区内については、「下屋庇等(保全地区内)」に基準を記す)。 ・和瓦とし、黒色または銀黒色の桟瓦葺きとする。 ・化粧垂木または化粧野地板露しとする。 ・伝統の和瓦以外の屋根を使用する場合は、明度・彩度がともに低い黒系、茶系、灰色系とする。 ・歴史的建築物に合わせた形態意匠とする。						
2階ま たは3 階	外壁	 ・漆喰壁や土壁、または板壁(竪羽目板)を使用する。 ・自然素材、伝統素材以外を使用する場合、歴史的景観を損なわず景観に配慮した、ベージュ系、 茶系、無彩色系の深みを持った色彩とする。 ・通りにある歴史的建築物の特性に合わせた形態意匠とする。 						
	開口部	・開放型、閉鎖型の選択については、既存建築物の特性に応じて選択する。 ・歴史的建築物に合わせた形態意匠とする。						
	建具	・木製建具とし、通りの特性に合わせ開放的もしくは閉鎖的なものとする。・格子戸は外枠付縦格子戸とする。・木材以外の材料を使用する場合は、歴史的景観に配慮したものとする。・歴史的建築物に合わせた形態意匠とする。						
	戸袋	・白漆喰塗、竪羽目板または簓子下見板張りとする。 ・自然系材料以外を使用する場合は、歴史的景観に配慮したものとする。 ・歴史的建築物に合わせた形態意匠とする。						
	手摺り 縁	・参道区分①、②においては、掃出し縁と木製手摺りを設け、通りから手摺りが見えるようにする。 ・木材以外の材料を使用する場合は、歴史的景観を配慮したものとする。 ・歴史的建築物に合わせた形態意匠とする。						
	下屋庇	・正面間口全体に設ける。 ・和瓦とし、黒色または銀黒色の桟瓦葺きとする。						
		・化粧垂木または化粧野地板露しとする。 ・伝統の和瓦以外の屋根を使用する場合は、明度・彩度がともに低い黒系、茶系、灰色系とする。 ・歴史的建築物に合わせた形態意匠とする。						

下屋庇等 (**保全地区内**)

- 屋根勾配は道路側を水下とし、軒先に樋を設ける構造とする。
- 吊り金具は使用しない。
- ・歴史的建築物の意匠と調和したものとし、両隣の下屋庇等の高さに配慮する。
- 不燃材とし、まちなみに配慮したものとする。
- ・従前の下屋庇等の出より道路側に超えないものとする。



①1階下屋庇を延長する場合 【瓦葺きのみ】

②1階下屋庇を延長する場合 【瓦葺き+金属板葺きを付設】

③ 1階下屋庇の下位に付庇を延長する場合 【瓦葺き+付庇部分は金属板葺きの二重庇】

※1 階下屋庇または 1 階付庇の傾斜については、隣り合う建築物の傾斜、高さおよび参道への出幅を合わせる。

■参道にみる下屋庇等の意匠(番号は、上図の下屋庇等意匠の番号と一致)







■出桁造りによって下屋庇を支えたもの



・下屋庇等を営利に使用しないことを考慮し、下屋庇等へ設置する照明は、過度な照明を避け、下屋庇等の中に納めるとともに歩道部分を照らすものとする。



■望ましい照明の例



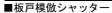
■避けてほしい照明の例

6工作物 ※ 建築基準法、消防法、他関係法令を遵守のうえ、基準の採用に努めること

3 工作物 <u>※</u>	建築基準法、消防法、他関係法令を遵守のうえ、基準の採用に努めること
項目	修景基準
and a	▼参道 ▼参道 ▼参道 ▼参道 ▼参道 ▼参道 □ 1 階下屋庇を延長する場合 [瓦葺きのみ] ②1 階下屋庇を延長する場合 [瓦葺き+金属板葺きを付設] ③1 階下屋庇の下位に付庇を延長する場合 [瓦葺き+金属板葺きを付設] ※いすれの場合も、官民境界より市道側への屋外広告物の設置はできません※下屋庇等の建築基準法緩和の条件である景観重要建造物への屋外広告物は、合計面積 3 ㎡を超えては設置できません。 ■ 単面設置の例 ■ 単面に掲げられた例 ■ 軒上に壁面に沿って設置の例 ● 通りの歴史的景観に配慮した、過度な照明は使用しない。
照明	・夜間照明は、明るさよりも夜の暗さを演出する満月の明かり程度の照度で、昼とは異なる落ち着きのある照明とする。
特定照明	・演色性の高い光源を採用する。・効率的な照射により、生態系や周辺環境への光害とならないように努める。
塀、石積、門、	歴史的建築物に使用されている素材や自然系材料を使用し、まちなみを構成していた景観の回復に努める。
その他の工作物	・自然系材料以外の材料を使用する場合は歴史的景観を損なわないような形態、意匠、色彩とする。・ブロック塀等は避け、歴史的景観に配慮した塀を意識し、植栽等も活用する。
店舗シャッター	 参道店舗の閉店後の夜間景観を考慮し、フラットシャッターは避け、通りの歴史的景観に配慮したシャッター意匠とする。 伝統的な「吊り上げ大戸」あるいは「横引板戸」をイメージできる、横引板戸シャッターなどを採用する。 フラットシャッターとする場合は、景観に配慮した色彩にするよう努め、絵画などによる装飾は避ける。 ■ 景観シャッター ■ 伝統的建造物群保存地区の閉店時の店舗景観

店舗シャッター









■フラットシャッターの事例



※ 建築基準法、消防法、他関係法令を遵守のうえ、基準の採用に努めること

設備

- 通りから見えない場所に配置する。
- 通りに面する場所等人目に付く場所に設置する場合は周囲の遮蔽などにより修景を行う。







■室外機の修景

■電力メーターの修景

■ガスボンベの修景

緑化

- ・参道沿いの緑化は、参道沿いの歴史的建築物と庭の関係に配慮し、中庭等を活用しつつ景観計画 にある緑化基準に従った緑化を行う。
- ・樹種は、日本古来のものを使うよう努める。

(才) 届出対象行為

対象行為	対象規模等				
建築物の建築等	・建築確認申請を要するもの*				
工作物の建設等	建業唯画中間で女子の1007				
建築物又は工作物の外	外壁の合計見付面積の2分の1を超えるもの、又は道路からの見付面を含む				
観の変更等	もの。				
開発行為					
土地の開墾、土石の採	一				
取、鉱物の掘採その他の	面積が 500 ㎡を超えるもの、又は高さが 3 mを超えるのりが生じるもの				
土地の形質の変更					
屋外における物件の堆	堆積の高さが2mを超えるもの、				
積	又は堆積を行う土地面積の合計が 100 ㎡を超えるもの				
特定照明	対象規模に該当する建築物及び工作物に行われる特定照明の新設、増設、改設若しくは移				
	設又は色彩等の照明方式の変更で期間が14日を超えるもの				
路外駐車場の新設等	面積が300㎡以上のもの				

- ※届出が不要な軽微な行為等は別途定める。
- ※建築確認申請を要するもの:建築物の建築等にあっては建築基準法第6条第1項1号から4号までに掲げる規 模の建築物(都市計画区域内、準都市計画区域内の全ての建築物)であり、工作物の建設等にあっては建築基準 法第88条第1項及び第2項に掲げる指定工作物である。

4 色彩基準と緑化基準について

(1) 色彩基準について

建築物の屋根・外壁、工作物の外観の基調色として、次に示す色彩は使用しないものとします。 なお、ここで示す色彩基準は日本工業規格(JIS)の Z8721 に定める色彩の表示方法(マンセル値)によっています。

●景観計画区域共通

建築物の屋根・外壁、工作物の外観の各見付面の基調色に使用できない色

- 〇色相区分YR(黄赤)で、彩度が6を超えるもの。
- ○色相区分R(赤)とY(黄)で、彩度が4を超えるもの。
- 〇色相区分上記以外で、彩度が2を超えるもの。
- ○蛍光色
- ※基調色とは、建築物等の色彩設計において、設計の中心となる色のことです。 基調色は景観に大きな影響を与える要素です。

色彩の制限の考え方

①背景となる山並みの緑になじむようにする。

市の木であるクスノキの葉など、樹木の緑色は 彩度6程度で中くらいの鮮やかさです。この緑よ りも鮮やかな色彩が大きな面積で存在するのは古 都太宰府の風景にふさわしくありません。

そのため、建築物等の基調となる色彩は、この 鮮やかさを超えないようにします。



クスノキの葉 (10月測定) ^{色相} 明度 彩度 5GY 4/6

戒壇院のクスノキと土塀

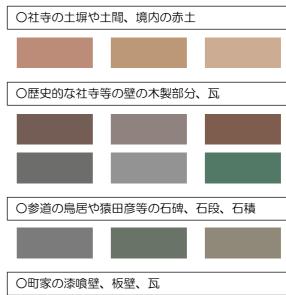
②自然素材を用いた伝統的な建造物の木材、土塀、和瓦などを尊重する。

社寺や町家の屋根、壁、柱、塀、参道の鳥居や [猿田彦等の石碑など、歴史的建造物の素材となっている木や土、石などは、YR (黄赤)を中心とした暖かみのある落ち着いた色彩です。

本市では、これらの自然素材に基づく伝統的な 色を尊重し、暖かみと素材感のある色彩を建築物 等の基調とします。

そのため、G(緑)、B(青)、P(紫)といった 寒色系で人工的な印象を与える色彩や蛍光色など が大きな面積を占めることは避けるようにしま す。

ただし、伝統として継承されている色彩や、無 彩色に近く落ち着きのある色彩は使用できるもの とします。



◆景観まちづくり市民会議で選定したおすすめ色

「古都太宰府の風景」を守り、育てていくために継承すべき郷土の色は、前述のとおり歴史的建造物の 素材となっている木の色や土壁や境内に見られる土の色、和瓦の鼠色などです。

これらを尊重し、調和する色彩として、建築物の外壁・屋根、工作物の外観の基調色に使用することが 望ましい色彩の例と範囲は次に示すとおりです。

このおすすめ色は基準ではありませんが、建築物等の基調色を選定する際に、是非採用を検討していただきたい内容です。

①山並み共生区域・遺跡共生区域共通のおすすめ色の使用範囲と具体例

【おすすめ色(A)の使用範囲】

	建築物のタ	工作物の19.58				
	外壁	屋根	工作物の外観			
色相	YR(黄赤)	YR(黄赤)	YR(黄赤)			
明度	4以上~7以下	4以下	7以下			
彩度	2以下	2以下	2 以下			
無彩色	_	N4以下	_			

【万葉色名で示すおすすめ色の例】

3	建築物の外壁			建築物の屋根			工作物の外観		
素色	5YR7/2	10YR7/1	ますたけいろ 煤竹色	5YR4/2	5YR3/1	5YR7/2	10YR7/1	5YR4/2	
こういろ 香色	2.5YR7/2	5YR6/2	せきばんいろ 石板色	N4	N3	2.5YR7/2	5YR6/2	5YR3/1	
がちいろ 褐色	7.5YR5/2	10YR4/2	はずほくいろ 機墨色	5YR2/1	N2	7.5YR5/2	10YR4/2	5YR2/1	

^{*}素色:繊維をはじめ素材そのものの色。香色:香木で染めたほんのりと赤みのベージュ色。褐色:粗い麻の織物のような黄茶褐色。煤竹色:竹がすすけて古色をおびた色。石板色:石板にみる暗い色。橡墨色:ドングリ等の橡(つるばみ)で染めた木炭のような黒い色。

②丘陵住宅区域・賑わい区域・平坦市街地区域共通のおすすめ色の使用範囲と具体例 【おすすめ色(B)の使用範囲】

	建築物のタ	工作物の以知	
	外壁	屋根	工作物の外観
色相	YR(黄赤)	YR(黄赤)	YR(黄赤)、Y(黄)
明度	4以上~7以下	4以下	7以下
彩度	4以下	4以下	2以下
無彩色	_	N4以下	_

【万葉色名で示すおすすめ色の例】 ※上記①のおすすめ色に以下の色を加えます。

3	建築物の外壁			建築物の屋根			工作物の外観		
は生色	7.5YR5/3	5YR6/3	5ょうじちゃいろ 丁字茶色 5YR4/4 7.5YR3/3			かれのいろ 枯野色	2.5Y5/2	5Y6/2	
ひわだそめいろ	5YR7/4	7.5YR6/3	おちくりいろ 落栗色	2.5YR2/3	5YR3/3	せんざいいろ	2.5Y3/2	10Y4/2	

^{*} 埴生色: 山土や鉱物顔料の黄土にみる色。檜皮染色: 古く杉や檜の皮で染めた色。丁字茶色: 香木の丁字や古くは杉檜で濃く染めた色。落栗色: 栗やドングリの硬質果実で濃く染めた色。枯野色: 枯れ野にみる黄みのベージュ色。千歳色: 庭の松の古木にみる緑がかった茶色。

[※]色見本は印刷のため、実際の色とは多少異なります。

(2)緑化基準について

建築物の建築等における対象区域ごとの緑化率は次に示すとおりです。緑化率とは、既存樹木や植栽する樹木ごとに換算面積を設定し、その合計面積の敷地面積に対する割合をいいます。

÷+ 65	対 象 緑化率		備考		
対象	緑化率	指定建ぺい率	土地利用区分		
		_	都市計画区域外		
山並み共生区域	20%	50%	市街化調整区域		
		60%	準都市計画区域、第一種住居地域		
净班什什只持	200/	50%	第一種低層住居専用地域、 市街化調整区域		
遺跡共生区域	主区域 20% 		第二種低層住居専用地域、 第一種住居地域		
	20%	50%	第一種低層住居専用地域、 市街化調整区域		
丘陵住宅区域	60%	60%	第二種低層住居専用地域		
	10%		近隣商業地域		
#E+OLVEZ+#	10%	80%	商業地域、近隣商業地域		
賑わい区域 15%		60%	準工業地域		
平坦市街地区域	15%	60%	第二種低層住居専用地域、 第一種住居地域、第二種住居地域、 準住居地域		
	10%	80%	近隣商業地域		

表 緑化面積換算表

※算出方法の詳細は、参考資料参照

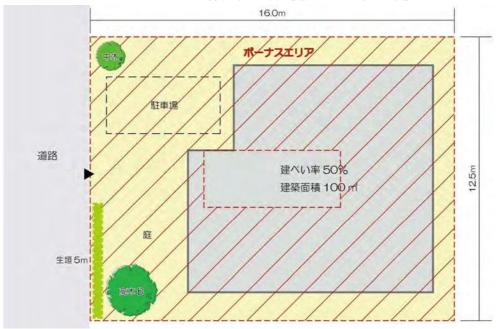
種類	単 位	換算面積	おすすめ 樹種*の 換算面積	ボーナス エリア*の 換算面積	ボーナス エリア内 おすすめ樹種の 換算面積
高さが5.0m以上の樹木 (高木A)	本	10.0 m²	15.0 m²	20.0 m	30.0 m²
高さが2.5m以上5.0m未満の樹木 (高木B)	本	7.0 m²	10.5 m²	14.0 m	21.0 m²
高さが1.0m以上2.5m未満の樹木 (中木)	本	3.0 m²	4.5 m ²	6.0 m ²	9.0 m²
高さが1.0m未満の樹木 (低木)	本	1.0 m	1.5 m²	2.0 m ²	3.0 m²
生 垣	延長距離(m)	2.0 m²	3.0 m²	4.0 m²	6.0 m²
壁面緑化・つた類	延長距離(m)	0.5 m²	0.75 m ²	1.0 m ²	1.5 m²
花•地被類•庭石類	水平投影面積(m²)	0.5 m²	0.75 m²	1.0 m²	1.5 m²
芝 生	水平投影面積(m)	0.2 m²	_	0.4 m ²	_
屋上緑化	水平投影面積(㎡)	1.0 m²			
透水性舗装	水平投影面積(㎡)	0.04 m ²	_	0.08 m²	_

^{*}おすすめ樹種: 1. 基本方針(P32参照)で位置づけた樹木等(P82参照)は換算面積を1.5倍とする。

^{*}ボーナスエリア: 敷地境界から5m以内の範囲は換算面積を2倍とする。なお、ボーナスエリアにおすすめ樹種を用いる場合は換算面積を3倍とする。

◆緑化基準に基づく緑化のイメージ

【遺跡共生区域内で敷地面積200㎡の場合】緑化率20%(指定建ペい率50%)



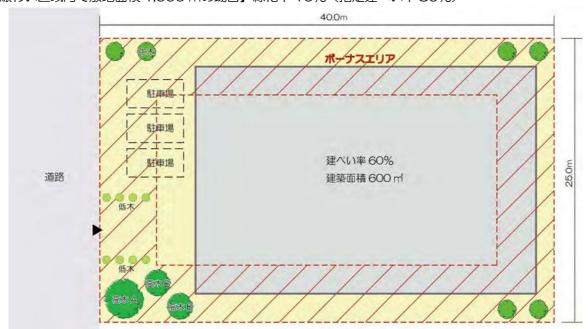
ボーナス 高木B 1本×14.0 ㎡=14 ㎡ エリア内 中木 1本× 6.0 ㎡= 6 ㎡ に植栽 生垣 5.0m× 4.0 ㎡=20 ㎡ 合計緑地面積 40 ㎡

緑化率:40㎡/200㎡×100=20%

ボーナス エリア内 におすす め樹種を 植栽 高木B 1本×21.0 m=21 m 中木 1本× 9.0 m= 9 m 生垣 5.0m× 6.0 m=30 m 合計緑地面積 60 m

緑化率:60 m/200 m×100=30%

【賑わい区域内で敷地面積 1,000 ㎡の場合】緑化率 10% (指定建ペい率 80%)



ボーナス エリア内 に植栽 高木A 1本×20.0 ㎡=20 ㎡ 高木B 2本×14.0 ㎡=28 ㎡ 中木 6本× 6.0 ㎡=36 ㎡ 低木 8本× 2.0 ㎡=16 ㎡

合計緑地面積 100 ㎡

緑化率:100 m/1000 m/×100=10%

ボーナス エリア内 におすす め樹種を 植栽 高木A 1本×30.0 ㎡=30 ㎡ 高木B 2本×21.0 ㎡=42 ㎡ 中木 6本× 9.0 ㎡=54 ㎡ 低木 8本× 3.0 ㎡=24 ㎡

合計緑地面積 150 ㎡

緑化率: 150 m/1000 m/×100=15%

◆太宰府の「おすすめ樹種」

本市では、万葉集に詠われた樹木などの在来種・万葉植物を「おすすめ樹種」に位置付けて市内の緑化を 推進しています。おすすめ樹種は、景観計画の届出内容の分析等をもとに、景観計画見直しのたびに追加し ていくこととします。

表 おすすめ樹種

		樹種(万	葉名)		常緑:▲、落葉:△
回	Δ	ことう アオギリ(梧桐)	高	A	マツ (H29 追加)
木	Δ	アカシデ	木	Δ	^{まのみ} マユミ(檀)
•	A	かし アラカシ(橿)	•	Δ	ムクノキ
ф	A	い ヵ ʊ イチイガシ(伊智比)	中	Δ	_{ちも} モモ(桃)
木	A	イヌマキ	木	A	っぱき ヤブツバキ(椿)
	Δ	^{かへるで} イロハモミジ(蛙手)		A	ヤマモモ
	Δ	イチョウ		Δ	さくら ヤマザクラ(櫻)
	Δ	^{うめ} ウメ (梅)		Δ	ヤマボウシ
	Δ	エゴノキ (知左)		Δ	ロウバイ (H29 追加)
	Δ	エノキ (榎)	低	A	ぁしひ アセビ (馬酔木)
	Δ	カキノキ	木	Δ	^{ラのはな} ウツギ (宇花)
	Δ	かしは カシワ(柏)		Δ	_{あじさる} ガクアジサイ(味狭藍)
	Δ	つるばみ クヌギ(橡)		Δ	からたち カラタチ(枳)
	Δ	くりクリ (栗)		A	シャクナゲ
	Δ	^{<は} クワ (桑)		A	っぱ ツゲ (黄楊)
	A	クスノキ		Δ	ドウダンツツジ (R3 追加)
	A	クロガネモチ っき		Δ	^{はねす} ニワウメ(翼酢)
	Δ	ケヤキ(槻)		Δ	^{かはやなぎ} ネコヤナギ(川 楊)
	Δ	こなら コナラ (許奈良) abs		Δ	さきくさ ミツマタ(三枝) つつじ
	A	サカキ(賢木)	i	A	ヤマツツジ (茵) はぎ
	A	サザンカ やなぎ		Δ	ヤマハギ (芽子) やまぶき
	Δ	シダレヤナギ (柳) LGかし		Δ	ヤマブキ (山吹) かきつばた
		シラカシ(白橿)	草	_	カキツバタ(垣津幡) _{あさがま}
		ジンチョウゲ(H29 追加)	木	_	キキョウ (朝後) あやめぐさ
	A	スダジイ・ツブラジイ(催) _{すもも}	類	_	ショウブ (菖蒲草) った
	Δ	スモモ(多)		A	テイカカヅラ(津多) は5ず
	Δ	センダン (阿布知)		_	ハス (蓮)
		タブノキ(都万麻)		_	ハマユウ (浜木綿)
	Δ	ナツメ(棗)		_	ヒガンバナ (壱師)
		ナンテン (H29 追加) ねぶ		Δ	フジ (藤)
	Δ	ネムノキ (合歓)		_	マコモ (許母) わずれぐさ
	Δ	ヒトツバタゴ (H29 追加) v		_	ヤブカンゾウ(萱 草)
		ヒノキ(檜)		A	ヤブラン(R3 追加)
	Δ	ヒメシャラ(H29 追加) ほほがしは			
	Δ	ホオノキ(保宝我之波)			

※平成29年、令和3年の景観計画の見直しでは、計8種の樹種を追加しました。

5 基準の運用に係る特記事項

本章の1~4における行為の制限に関する事項については、次の特記事項を設定します。

- ①地区計画や景観地区など、まちなみ形成のルールが別途ある地域・地区では、景観育成基準との調整を図ったうえでそのルールを尊重した景観形成を推進する。
- ②神社・寺院などの建築物等において、歴史的・伝統的に認識・継承されている固有の形態意匠 や色彩などについては適用を除外する。
- ③自然素材に彩色を施さずに使用する場合は適用を除外する。ただし、調和のとれたまちなみ形成に寄与するものとする。
- ④景観形成基準又は景観育成基準に適合しない場合においても、「景観・市民遺産会議」の協議を経て「太宰府市景観・市民遺産審議会」において本市の景観形成に寄与する又は景観上支障がないと判断された場合は、適用を除外する。
- ⑤その他、景観形成上必要である又は公益上やむを得ないと市長が認めるものは適用を除外する。

第3章 景観資源等の活用に関する事項

1 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

景観重要建造物及び景観重要樹木は、市全域において「古都太宰府の風景」を形成するための景観 資源となるため、次の要件を満たすものを指定します。特に、市民遺産を構成する文化遺産に位置づ けられる建造物又は樹木は、市民が自ら育成計画を発案した身近な文化遺産であり、積極的に指定し て行きます。

景観重要建造物及び樹木の指定要件

- ア 道路、公園等の公共の場所から容易に望見されるもの
- イ 外観や樹容が特徴的であり、地域の良好な景観形成に寄与するもの
- ウ 目じるしや象徴的な存在となっており、地域の景観形成上重要なもの

表 指定候補の景観重要建造物・樹木の指定対象要件

種別	対 象 要 件	備考	
指定候補建造物		指定要件に該当するものの中から	
	宗拍足有形文化划建垣初 	個別に指定する	
	市指定有形文化財建造物	指定要件に該当するものの中から	
	11)指处有形义化规建迫彻	個別に指定する	
	歴史的風致形成建造物	指定要件に該当するものの中から	
	(正文时)虽我/////) 	個別に指定する	
	市民遺産を構成する建造物	指定要件に該当するものの中から	
	「日氏退産を構成する建垣初	個別に指定する	
	太宰府天満宮参道景観保全地区内の下屋	(宰府二・三・四丁目)	
	庇等がある建築物		
	国、県、市の事業により公募で選ばれた建	指定要件に該当するものの中から	
	造物	個別に指定する	
指定候補樹木	県指定天然記念物を構成する樹木	指定要件に該当するものの中から	
	宗指定人然記述初を構成する樹木	個別に指定する	
	市指定天然記念物を構成する樹木	指定要件に該当するものの中から	
	117日に入然記述初を情以りる倒小	個別に指定する	
	市民遺産を構成する樹木	指定要件に該当するものの中から	
	「日氏退産で構成する倒不	個別に指定する	
	文化遺産データベースに記載されている	指定要件に該当するものの中から	
	樹木	個別に指定する	
	国、県、市の事業により公募で選ばれた樹	指定要件に該当するものの中から	
	木	個別に指定する	

(1)区域内における景観重要建造物指定の基準

区域内(参道ゾーンおよび小鳥居小路 - 溝尻・新町ゾーン)にある歴史的建築物は、通り沿いの景観 形成に重要な役割を持ち、通りの個性を維持している重要な要素の一つになっています。また、下屋庇 等がある参道景観は、明治 28 年以前から更新されつつも参詣者の利便性向上を目的として現代に引き 継がれてきた伝統的景観要素でもあります。一方で、通り沿いの建築物は、歴史的建築物と現代建築物 が混在するのみならず現代建築物の方が数としては大きく上回っており、区域内の景観の特徴とも言えます。したがって、区域内の通り景観は、歴史的建築物のみが通りの景観を形づくっているのではなく、歴史的建築物と現代建築物の混在した景観が区域内の通り景観とも言えます。

なお、景観的に重要な要件と歴史的に重要な要件は分けて考えなければ混乱をきたすことから、ここでは景観的に重要な要件として、通りの個性から景観的に重要な要件とは何かを示し、これらの要件を満たすものについて景観重要建造物として指定する基準とします。

【指定基準】

●参道区分(1)

- ・参道区分①の歴史的建築物の意匠を現に有するもの、または歴史的建築物の持つ意匠を範として修景するもの。
- 下屋庇等がある建築物

●参道区分②

- ・参道区分②の歴史的建築物の意匠を現に有するもの、または歴史的建築物の持つ意匠を範として修景するもの。
- ・保全地区内にあっては、下屋庇等がある建築物
- ●参道区分③、小鳥居小路、溝尻、新町
 - ・各通りにある歴史的建築物の意匠を現に有するもの、または歴史的建築物の持つ意匠を範として修景するもの。

※保全地区内においては、「下屋庇等があること」または「下屋庇等があったこと」を優先し、修景に際して別途定めるガイドラインに沿った修景を促すことで、「歴史的建築物の持つ意匠を範として修景するもの。」を満たすこととします。 ※参道区分①~③の区分については、P67に記載。

2 景観重要公共施設の整備に関する事項

(1) 景観重要公共施設の設定方針

景観重要公共施設は、次の要件を満たすものについて位置づけることとします。本計画においては、 国道3号等を景観重要道路に、御笠川を景観重要河川に位置づけますが、施設管理者等関係機関との 連携を図りながら適宜位置づけの拡充を図ります。

景観重要公共施設の設定要件

- ア本市の骨格を形づくる公共施設で、整備等に関して景観的な配慮が必要なもの
- イ 眺望の保全・活用のために重要な公共施設で、視点場やその周辺の整備が必要なもの
- ウ 市民遺産を構成する文化遺産に位置づけられている公共施設のうち、景観的な配慮が必要なもの

表景観重要道路と景観重要河川

	名	称又は通称	区間
景観重要道路	1	国道3号	全区間
			市)馬場参道線の全部、市)奥園・湯の谷支線の一部、
	2	参道	市) 五条・太宰府駅前線の一部(天満宮と宰府宿景観
			育成地区の参道ゾーン区間)
	3	朱雀大通り	市) 観世音寺土地区画整理事業 61 号線の一部
	1	政庁通り	主)筑紫野太宰府線の一部(天満宮と宰府宿景観育成
	4	以り通り	地区の政庁通りゾーン区間)
			市)横町・大町支線の全部、市)五条・太宰府駅前線
	5	どんかん道 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	の一部、主)筑紫野古賀線の一部、市)五条口・榎寺
	5		線の全部、県)観世音寺二日市線の一部(天満宮と宰
			府宿景観育成地区の旧道ゾーンのどんかん道区間)
			市)馬場・大町線の全部、市)浮殿前・溝尻線の全部、
	6	国博通り	市)浮殿前・太郎左近線の一部、池ノ端・光明寺線の
			全部、市)浦ノ田原線の全部
	7	学園通り	市) 鉾ノ浦・渡内線の全部
	8	県道 112号	県)福岡日田線の全区間
	9	県道 35 号	主)筑紫野古賀線の一部
	10	県道 581 号	県)観世音寺二日市線の一部
景観重要河川	1	御笠川	全区間

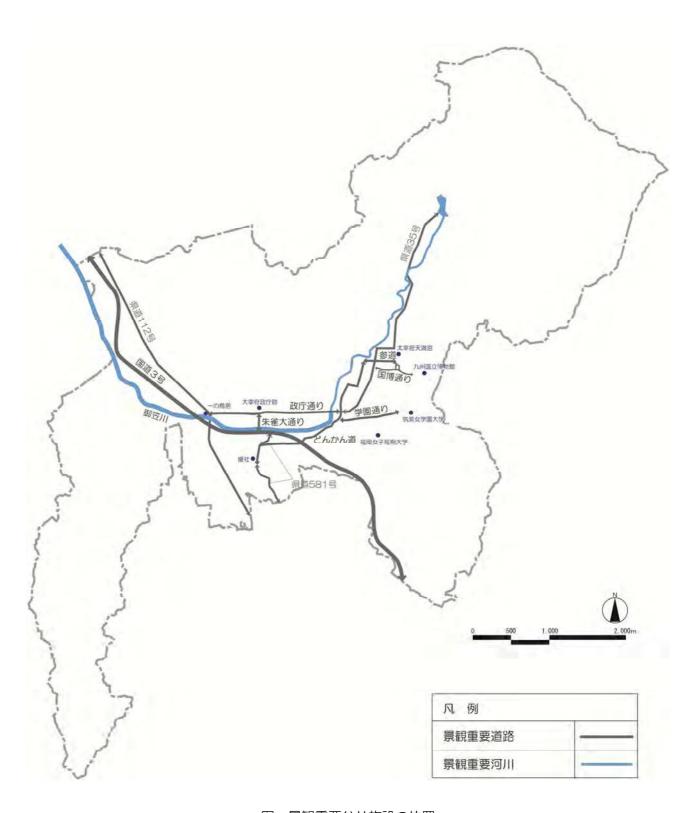


図 景観重要公共施設の位置

(2) 景観重要公共施設の整備方針

景観重要公共施設の整備方針を以下のように定めます。

施設や区間ごとの整備に関する事項及び法に基づく占用許可基準については、今後策定する「(仮称)公共施設の景観形成の指針」に基づき検討していきます。

なお、景観重要道路である国道3号については、国土交通省九州地方整備局福岡国道事務所が策定 した「ふくおか国道色彩・デザイン指針(案)」に基づき整備されます。

ア景観重要道路

	整備方針
舗装	〇道路交通量を勘案のうえ、透水性舗装や排水性舗装の採用を検討する。(管理
	者の管理基準による)
	〇特に景観に配慮すべき場所においては、使用する骨材や色彩の検討を行う。
緑化	○街路樹や植栽帯の設置に努めるとともに、地域の特性に応じた樹種を選定する。
防護柵(ガード	〇周囲の山並みやまちなみになじむ彩度の低い色彩の採用に努める。
レール・車止め)	〇通りの連続性に配慮し、 形態や色彩の統一に努める。
視点場	〇橋や坂など、目じるしや象徴となっている文化遺産が眺められる場所では、視
	点場であることがわかるような空間整備を検討する。
その他付属物	〇標識柱、照明柱、信号柱、分電盤などは、煩雑にならないよう配置し、集約化
	や色彩の統一に努める。

イ 景観重要河川

	整備方針	
護岸・緑化	○周囲の自然環境や市街地環境になじむ素材の採用に努める。	
	○動植物が生息可能な河川環境の保全・再生に配慮する。	
防護柵(ガード	〇周囲の山並みやまちなみになじむ彩度の低い色彩の採用に努める。	
レール)	○河川の連続性に配慮し、形態や色彩の統一に努める。	

3 屋外広告物等に関する表示等についての行為の制限に関する事項

(1)屋外広告物等の景観誘導方針

建築物等と屋外広告物の一体的な景観誘導を推進するために、景観計画区域における屋外広告物等の景観誘導方針を以下のように定めます。また、誘導方針に沿って屋外広告物等の表示等に関する行為の制限を定め、「太宰府市屋外広告物等に関する条例」により、規制・誘導を進めます。

屋外広告物等に関する景観誘導方針

- ○屋外広告物の表示等の行為の制限は、景観計画区域である市全域を対象とする。
- ○景観上重要な箇所、屋外広告物景観の向上が効果的な箇所から重点的にルール化を進める。
- ○良好な景観形成に影響を与える一定の大規模な屋外広告物に対し、制限・誘導を行う。
- ○特定屋内広告物についての景観誘導に関するルール化を進める。

(2) 区域共通の制限

景観計画区域における共通基準を以下のように定めます。

対象範囲	共通基準
景観計画区域	共通基準 ○屋外広告物の数量は、集約化を図るなど、最小限にとどめること。 ○屋外広告物の大きさ、高さ、形態意匠は、周囲のまちなみから突出しないようなものとすること。 ○屋外広告物等の色彩は、周囲のまちなみや山並みに調和したものとすること。 ○建築物、工作物に附属する屋外広告物の形態意匠は、当該建築物、工作物との調和を図ること。 ○文化遺産の周辺においては、文化遺産の見やすさや使いやすさに配慮してできる限り非自家用広告物の設置を避けること。
	〇道路法、建築基準法等、条例以外の法令の適用を受ける屋外広告物にあっては、 これらの法令の規定に適合するものであること。

(3)禁止地域、許可地域

福岡県屋外広告物条例で定められていた禁止地域、許可地域の制限、基準の踏襲を基本とします。 そのうえで、これまで定められていなかった屋外広告物については新たに基準を定めるとともに、実 態に即していない基準は変更し、本市の特性に応じた基準とします。

表禁止地域、許可地域の基準

15 口		Ŧ 0	基準		
	項目		禁止地域	許可地域	
規	田	壁面広告物	〇各壁面面積の 1/5 以内	〇各壁面面積の 1/3 以内(商業地域は	
模	定		〇自家用屋外広告物に限る	3/5 以内)	
に	の	突出広告物	O下端 2.5m以上	O合計 20 ㎡以内	
関	屋		O出幅 1.0m以内		
す	外		〇上端は建物の軒高まで		
る	広		〇自家用屋外広告物に限る		
基	告	屋上広告物	○禁止	【屋上設置】	
準	物			〇建築物の高さの2/3以下	
				〇地上から 50m以下	
				【屋上構造物利用】	
				〇各壁面面積の 1/2 未満(1/2 以上は屋上	
				に設置する広告物扱い)	
		独立広告物	【広告塔、広告板】	【広告塔】	
			O高さ6m以下	〇高さ 15m以下	
			O1 面 3 ㎡以内	O1 面 50 ㎡以内	
			〇自家用屋外広告物に限る	〇相互距離 15m以上	
				(商業は高さ 30m以下のみ)	
				【広告板】	
				O高さ5m以下	
				O1 面 50 ㎡以内	
				〇相互距離 5m以上	
				(商業は高さ 10m以下のみ)	
		1敷地あたりの	O15 ㎡以内		
		屋外広告物の総	〇屋外広告物の共通基準及び個別基準に適		
		里	合すること。		
			○景観・市民遺産審議会において、良好		
			な景観又は風致を害するおそれがな	_	
			く、公衆に対する危害を及ぼす恐れが		
			ない屋外広告物又は掲出物件で、特に		
			本市の良好な景観の形成に寄与すると		
			認められた場合は、総量規制を緩和す		
			ることができる。		
		案内誘導広告物	O高さ5m以下		
			01 面 2 ㎡以内かつ合計 4 ㎡以内		
			O表示内容は、案内誘導に必要な文言及び		
			図案に限ること。	_	
			○複数の施設を集合して設置する場合は、		
			原則として、それぞれ高さ、大きさ、色		
			彩等について共通化が図られているこ		
			と。		

	項目			基	準
				禁止地域	許可地域
規	簡	はり紙・はり札		〇面積は 1 枚 1 ㎡以内	
模	易	立看板等		O大きさは縦 2.0m以内、横 1.0m以内、	脚の長さはO.3m以内
に	な	広告幕		〇表示面積は 15 ㎡以内	
関	屋			O風圧に耐えるようにしっかりと係留する	ること
す	外	広告旗		O1 面 2 ㎡以内	O1 面 2 ㎡以内
る	広			〇4 本以上設置する場合は相互の距離 3	
基	告			m以上	
準	物	アドバルー	-ン	O1 敷地につき 1 個まで	
				O風圧に耐えるようにしっかりと係留する	ること
		電柱、街	巻付、	O1 本につき 1 個まで	
		灯柱を	塗付	〇高さは路面から 1.2m以上、大きさは総	[1.8m以内
		利用す	袖付	〇高さは路面から 4.5m以上(歩道上にあ	5っては、2.5m以上)、出幅は 0.8m以内、
		るもの		大きさは縦 1.5m以内、横 0.8m以内	
		標識を	バス停	〇標識の表示面の面積の 1/3 以内	
		利用す	留所		
		るもの	消火栓	〇高さは路面から 4.5m以上(歩道上にあっ	ては、2.5m以上)、大きさは縦0.4m以内、
				横 0.8m以内	
	移	自動車の			るもの(2 に規定するものを除く。)は、次
	動	利用する	もの	に掲げるもの	
	す				及び後面のみとし、表示面積は、それぞれ
	る			の窓面面積の30パーセント以内	
	広			(2) 色彩、意匠等は、良好な景観の形成	
	告				いて映像を映し出すこと等により、運転者
	物			の注意力を著しく低下させるおそれのあ	
					果により、運転者を幻惑させるおそれのあ
				るものでないこと	ケロハマキニオフキニを建け 4 かにつさ
					を用いて表示する表示面積は、1台につき、
					ートル以内、後面にあっては 0.5 平方メー
				トル以内	

(4) 広告物景観育成地区の制限

ア 広告物景観育成地区の設定方針

(ア) 地区設定の方針

歴史的な履歴のある通りや幹線道路沿道、駅周辺など、屋外広告物の規制・誘導が景観形成上特に 重要な地区については、広告物景観育成地区を設定し、住民等の意見に基づき、地区の特性に応じた 景観育成基準を定めることとします。

本計画においては、景観育成地区の指定状況や、関連計画である太宰府市歴史的風致維持向上計画の歴史的風致に基づいて、「政庁通り地区」、「参道、小鳥居小路地区」、「宇美方面からのさいふまいりの道地区」、「竈門神社前地区」の4地区を位置づけます。

広告物景観育成地区の設定要件

- ア 景観育成地区のうち、屋外広告物への景観的な配慮が必要な区域
- イ 歴史的な履歴のある通り、幹線道路、鉄道の沿道・沿線のうち、屋外広告物への景観的な配 慮が必要な区間

表 広告物景観育成地区

	地区名	指定要件
1	政庁通り地区	ア、イ
2	参道、小鳥居小路地区	ア、イ
3	宇美方面からのさいふまいりの道地区ア、イ	
4	竈門神社前地区	ア、イ

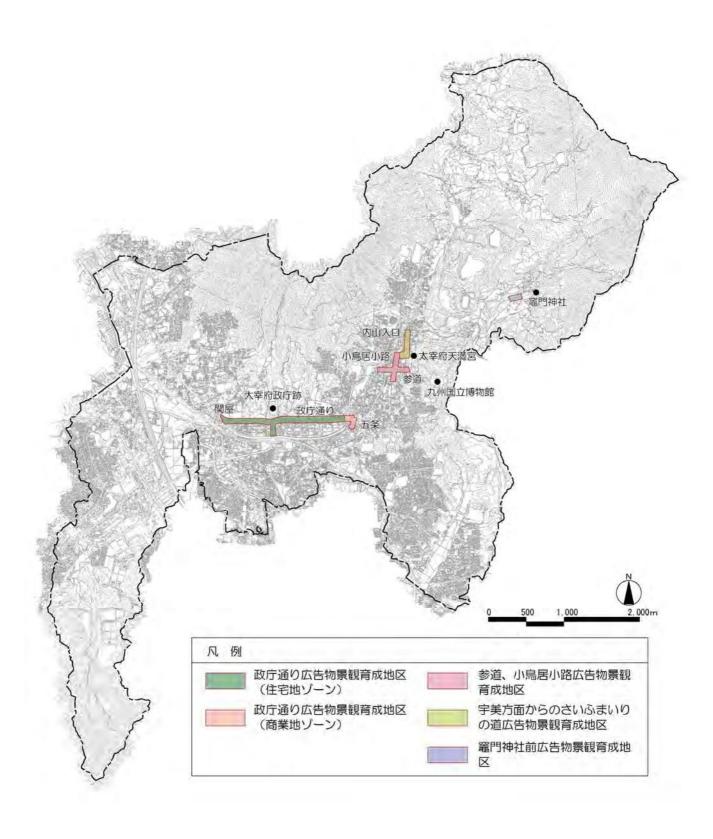


図 広告物景観育成地区の対象区域

イ 広告物景観育成地区における景観育成の方針

(ア) 景観育成の方針

広告物景観育成地区は、太宰府の個性を最も表現する通りであるとともに、多くの来訪者の目に触れる道でもあります。一方で、良好な住環境としての景観も保全して行く必要がある地区であり、地区ごとに個性を考慮した上で、広告物景観育成地区における景観育成方針を以下のように定めます。

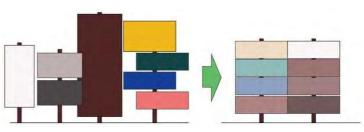
地区名	方 針
政庁通り地区	史跡地・緑地景観に調和した広告物景観に誘導していく
(住宅地ゾーン・商業地ゾーン)	
参道、小鳥居小路地区	歴史的な佇まいを阻害しない広告物景観に誘導していく
宇美方面からのさいふまいりの道地区	統一感のある良好な広告物景観に誘導していく
竈門神社前地区	小規模広告物の乱立を防ぎ、集約化などで修験の山にふさわ
	しい景観に誘導していく



■政庁通り



- 〇史跡地・緑地景観に配慮する。
- ○統一感のあるものにする。



- ○歴史的な佇まいを阻害しない。
- 〇広告物の数量は、集約化を図るなど、最小限にとどめる。



■太宰府天満宮参道

ウ 広告物景観育成地区における基準設定の考え方

(ア) 基準設定の考え方

広告物景観育成地区では、「形態意匠等に関する基準」と「規模に関する基準」を定めることができるものとし、各基準については、以下の考え方に沿って設定することとします。

表 広告物景観育成地区の基準設定の考え方

項目			広告物景観育成地区の基準設定の考え方
形態意	形態意匠の基準		・当該地区のまちなみ特性を踏まえて、当該地区における屋外広告物
匠等に			デザインの基本となるような基準を定める。
関する	色彩及び写真・絵画等		・建築物の屋根・外壁、工作物の外観の基調色の色彩基準を基本とし
基準	の表示に関する基準		て、屋外広告物の色彩基準を設定する。
			・屋外広告物は、広告内容をわかりやすく表示する必要があることか
			ら、一定の範囲で、建築物や工作物の色彩基準よりも鮮やかな色彩
			を許容する。
	照明等の基準		・当該地区のまちなみ特性を踏まえ、落ち着きのある環境を保全する
			地区において、屋外広告物の照明等の基準を定める。
規模に	固	自家用屋外広告物	・屋外広告物の数量を必要最小限とし、すっきりとしたまちなみを形
関する	定	と非自家用屋外広	成するために、自己の敷地内に設置するものは、原則として自家用
基準	の	告物	屋外広告物のみとする。
	屋		・非自家用屋外広告物は、目的地までの距離や方向などを示す、案内
	外		誘導広告物のみとする。
	広	屋外広告物の高	・屋外広告物の高さの基準は、当該地区のまちなみ特性を踏まえ、建
	告	さ、面積	築物の軒高に応じて定める。
	物		・屋外広告物の面積の基準は、壁面広告物は、建築物の規模に応じて
			見付面積の割合によって定め、独立広告物は、高さとのバランスを
			考慮して定める。
			・案内誘導広告物の基準は、自家用屋外広告物より過大とならないよ
			うな高さ、面積とする。
		1敷地あたりの屋	・屋外広告物景観が現状よりも悪化しないよう、1敷地内に表示でき
		外広告物の総量	る自家用広告物の総量を定める。
	簡易な屋外広告物		・原則として全市共通の基準とする。ただし、住民の意見等により、
			積極的に屋外広告物景観の誘導を推進する地区においては、当該地
	70 X		区の特性に応じて簡易な広告物の基準を定める。
	移動する広告物		・全市共通の基準とし、地区ごとの基準は定めない。

エ 個別の広告物景観育成地区の基準

(ア) 政庁通り広告物景観育成地区の基準

	TT C		基	準		
	項目		住宅地ゾーン	商業地ゾーン		
形	形態意匠の基準		○歴史的なまちなみ景観に配慮し、奇抜な別			
態	,,,,,		○形態は、原則として矩形(長方形又は正方形)の中に収めるものとする。			
意			〇次に掲げる色彩は、表示面積の 1/5 未満と			
	匠 画等の表示に関す		する。また、掲出物件の色彩には、次に掲			
等			げる色彩を使用しないこととする。	げる色彩を使用しないこととする。		
に	-		YRで、彩度が10を超えるもの	・YRで、彩度が10を超えるもの		
関			R及びYで、彩度が8を超えるもの	R及びYで、彩度が8を超えるもの		
ਰ			·GY、G、BG、B、PB、P及びRPで、	・GY、G、BG、B、PB、P及びRPで、		
る			彩度が6を超えるもの	彩度が6を超えるもの		
基			○写真・絵画等の表示は1面あたり2㎡以内	○写真・絵画等の表示は1面あたり2㎡以内		
準			උ	උ ප්රතිය		
				○伝統建築物と調和した和風の意匠ののれん		
				や提灯等の色彩は適用除外とする。		
			○蛍光塗料、蓄光塗料又は反射の著しい材料等	'		
	6206	等の基準	〇回転灯、LEDディスプレイ、フラッシュ灯、ネオン管等、点滅や動きがある照明は使用し			
	7111 75	3 3 42 12	ない。			
			○電光表示装置等を用いて、文字や映像を表	○電光表示装置等を用いて主に映像を表示す		
			示する屋外広告物は設置しない。	る屋外広告物は設置しない。		
				○電光表示装置等を用いて主に文字を表示す		
				る屋外広告物の上端は、地上から 6m以下		
				とし、かつ1面の面積は2㎡以内する。		
規	固	壁面広告物	〇自家用屋外広告物に限る。			
模	定		〇表示面積は、各壁面面積の 1/5 以内とする	ること。		
に	で の 屋	突出広告物	〇自家用屋外広告物に限る。			
関			〇上端は、建物の軒高より上に表出しないこと。			
す	外		〇下端は、道路以外の場所では地上から 2.5m以上とすること。			
る	広		〇壁面からの突出幅は、1.0m以内とすること。			
基	告	屋上広告物	〇設置を禁止する。	○自家用屋外広告物に限る。		
準	物			O高さ2m以下		
				〇地上から上端までの高さ 10m以下		
		独立広告物	〇自家用屋外広告物に限る。	〇自家用屋外広告物に限る。		
			O高さ6m以下	O高さ6m以下		
			O1面3㎡以内	O1面5㎡以内		
			〇広告物相互間の距離は5m以上	〇広告物相互間の距離は5m以上		
		1敷地あた	015 ㎡以内	O30 ml以内		
		りの広告物	〇太宰府景観·市民遺産審議会において、E	良好な景観又は風致を害するおそれがなく、		
		の総量	公衆に対する危害を及ぼす恐れがない屋外広告物又は掲出物件で、特に本市の良好な			
			景観の形成に寄与すると認められた場合に	こ限り、総量規制を緩和することができる。		
		案内誘導広 告物	O高さ5m以下			
			01 面 2 ㎡以内かつ合計 4 ㎡以内			
			○広告物相互間の距離は5m以上			
			○表示内容は、案内誘導に必要な文言及び図案に限ること。 ○複数の施設を集合して設置する場合は、原則として、それぞれ高さ、大きさ、免必等につい			
			O複数の施設を集合して設置する場合は、原則として、それぞれ高さ、大きさ、色彩等について共通化が図られていること。			
				- 16 ㎡以内. 一施設 1 面 2 ㎡以内		
	質見	L 見な屋外広告物	○集合看板の場合は、1 面 8 ㎡以内かつ合計 16 ㎡以内、一施設 1 面 2 ㎡以内 ※許可地域の基準に準ずる			
			※禁止地域、許可地域の基準に準ずる			
	移動する広告物 ※禁止地域、許可地域の基準に準ずる					

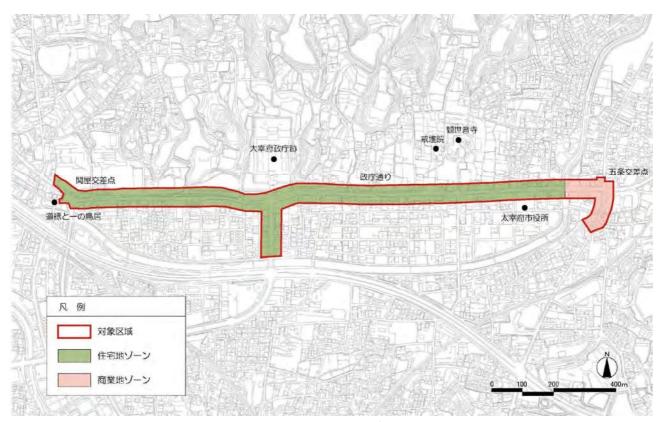


図 政庁通り地区の区域とゾーン区分

(イ)参道、小鳥居小路広告物景観育成地区の基準

項目			基準
形態意匠等に関す	形 形態意匠の基準 態 意 匠 等 に 関 色彩及び写真・絵		○歴史的なまちなみ景観に配慮し、奇抜な屋外広告物は表示しない。 ○形態は、原則として矩形(長方形又は正方形)の中に収めるものとする。 ○原則として、1階の庇の上下又は1階の屋根の下に設置する壁面広告物が主要な広告となるよう配慮する。 ○庇の上に設置する場合は、2階の窓面を大幅に覆い隠す大きさにしない。 ○壁面を大幅に覆う形状の日よけテントに広告を表示しない。 ○蛍光塗料、蓄光塗料又は反射の著しい材料等を使用しない。 ○次に掲げる色彩は、表示面積の 1/5未満とする。また、掲出物件の色彩には、次に掲げる
る基準	る る基準 基		色彩を使用しないこととする。 ・YRで、彩度が10を超えるもの ・R及びYで、彩度が8を超えるもの ・GY、G、BG、B、PB、P及びRPで、彩度が6を超えるもの 〇写真・絵画等の表示は1面2㎡以内とする。 〇伝統建築物と調和した和風の意匠ののれんや提灯等の色彩は適用除外とする。
	照明等の基準		〇回転灯、LEDディスプレイ、フラッシュ灯、ネオン管等、点滅や動きがある照明は使用しない。 〇電光表示装置等を用いて、文字や映像を表示する屋外広告物は設置しない。
規模	固定	壁面広告物	〇自家用屋外広告物に限る。 〇表示面積は、各壁面面積の 1/5 以内とすること。
に関する	の屋外広	突出広告物	〇自家用屋外広告物に限る。 〇上端は、建物の軒高より上に表出しないこと。 〇下端は、道路以外の場所では地上から 2.5m以上とすること。 〇壁面からの突出幅は、1.0m以内とすること。
基	告	屋上広告物	〇設置を禁止する。
準	物	独立広告物	〇自家用屋外広告物に限る。 〇高さ 6m以下 〇1 面 5 ㎡以内 〇広告物相互間の距離は 5m以上
		1敷地あたりの屋外広告物の総量	○15 ㎡以内 ○太宰府景観・市民遺産審議会において、良好な景観又は風致を害するおそれがなく、 公衆に対する危害を及ぼす恐れがない屋外広告物又は掲出物件で、特に本市の良好な 景観の形成に寄与すると認められた場合に限り、総量規制を緩和することができる。
	簡易	案内誘導広 告物 品を屋外広告物	〇高さ5m以下 〇1面2㎡以内かつ合計4㎡以内 〇広告物相互間の距離は5m以上 〇表示内容は、案内誘導に必要な文言及び図案に限ること。 〇複数の施設を集合して設置する場合は、原則として、それぞれ高さ、大きさ、色彩等について共通化が図られていること ※許可地域の基準に準ずる
	移動する広告物		※禁止地域、許可地域の基準に準ずる

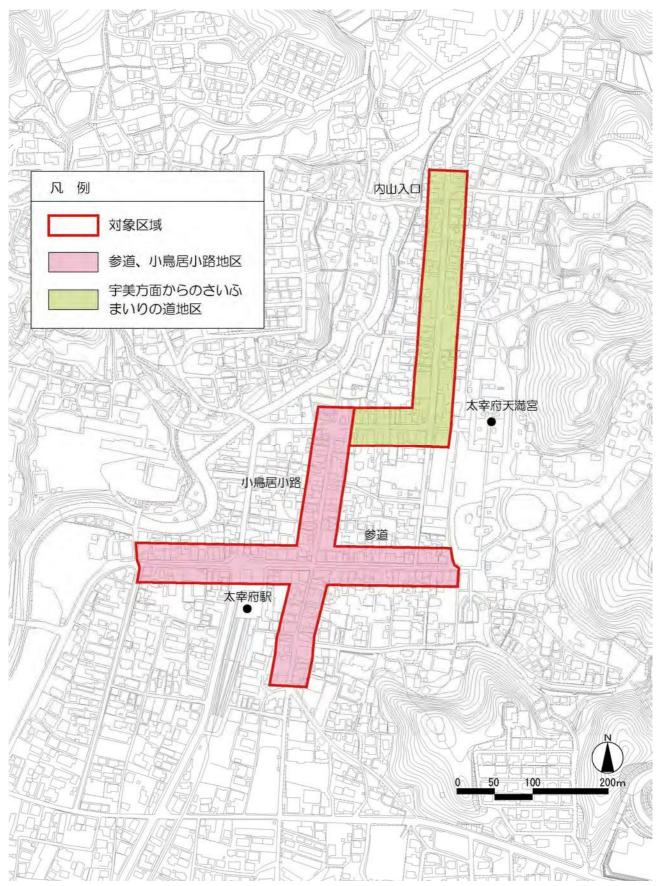


図 参道、小鳥居小路地区 宇美方面からのさいふまいりの道地区

(ウ) 宇美方面からのさいふまいりの道広告物景観育成地区の基準

	Į	頁 目	基準		
形	形態意匠の基準		○歴史的なまちなみ景観に配慮し、奇抜な屋外広告物は表示しない。		
態			〇形態は、原則として矩形(長方形又は正方形)の中に収めるものとする。		
意	意 色彩及び写真・絵		○蛍光塗料、蓄光塗料又は反射の著しい材料等を使用しない。		
匠	画等	の表示に関す	〇次に掲げる色彩は、表示面積の 1/2 未満とする。また、掲出物件の色彩には、次に掲げる		
等	る基	準	色彩を使用しないこととする。		
に			• YRで、彩度が 10 を超えるもの		
関			・R及びYで、彩度が8を超えるもの		
す			・GY、G、BG、B、PB、P及びRPで、彩度が6を超えるもの		
る			〇写真・絵画等の表示は1面2㎡以内とする。		
基			○伝統建築物と調和した和風の意匠ののれんや提灯等の色彩は適用除外とする。		
準	照明等の基準		〇回転灯、LEDディスプレイ、フラッシュ灯、ネオン管等、点滅や動きがある照明は使用し		
			ない。		
			○電光表示装置等を用いて主に映像を表示する屋外広告物は設置しない。		
			〇電光表示装置等を用いて主に文字を表示する屋外広告物の上端は、地上から 6m以下とし、		
			かつ1面の面積は2㎡以内する。		
規	田	壁面広告物	〇自家用屋外広告物に限る。		
模	定		O表示面積は、各壁面面積の 1/5 以内とすること。		
に	の	突出広告物	〇自家用屋外広告物に限る。		
関	屋		〇上端は、建物の軒高より上に表出しないこと。		
す	外		〇下端は、道路以外の場所では地上から 2.5m以上とすること。		
る	広		〇壁面からの突出幅は、1.0m以内とすること。		
基	告	屋上広告物	〇自家用屋外広告物に限る		
準	物		O高さ2m以下		
			〇地上から上端までの高さ 10m以下		
		独立広告物	〇自家用屋外広告物に限る。		
			O高さ6m以下		
			O1 面5 ㎡以内		
			〇広告物相互間の距離は5m以上		
		1敷地あた	O15 ml以内		
		りの屋外広	O太宰府景観・市民遺産審議会において、良好な景観又は風致を害するおそれがなく、		
		告物の総量	公衆に対する危害を及ぼす恐れがない屋外広告物又は掲出物件で、特に本市の良好な		
			景観の形成に寄与すると認められた場合に限り、総量規制を緩和することができる。		
		案内誘導広	O高さ5m以下		
		告物	O1 面 2 ㎡以内かつ合計 4 ㎡以内		
			〇広告物相互間の距離は5m以上		
			〇表示内容は、案内誘導に必要な文言及び図案に限ること。		
			O複数の施設を集合して設置する場合は、原則として、それぞれ高さ、大きさ、色彩等につい		
			て共通化が図られていること。		
			〇集合看板の場合は、1 面 8 ㎡以内かつ合計 16 ㎡以内、一施設 1 面 2 ㎡以内		
	簡易	は屋外広告物	※許可地域の基準に準ずる		
	移動	する広告物	※禁止地域、許可地域の基準に準ずる		

(工) 竈門神社前広告物景観育成地区の基準

	J	頁 目	基準
形	形態意匠の基準		○歴史的なまちなみ景観に配慮し、奇抜な屋外広告物は表示しない。
態			〇形態は、原則として四角形の中に収めるものとする。ただし、切文字広告の場合はこの限
意			りでない。
匠	色彩	及び写真・絵	○蛍光塗料、蓄光塗料又は反射の著しい材料等を使用しない。
等	画等	等の表示に関す	〇次に掲げる色彩は、表示面積の 1/5 未満とする。また、掲出物件の色彩には、次に掲げ
に	る基	準	る色彩を使用しないこととする。
関			・YRで、彩度が 10 を超えるもの
す			・R及びYで、彩度が8を超えるもの
る			・GY、G、BG、B、PB、P及びRPで、彩度が6を超えるもの
基			〇写真・絵画等の表示は 1 面あたり 2 m以内とする。
準	照明	等の基準	〇回転灯、LEDディスプレイ、フラッシュ灯、ネオン管等、点滅や動きがある照明は使用し
			たい。
			〇電光表示装置等を用いて、文字や映像を表示する広告物は設置しない。
規	古	壁面広告物	〇自家用屋外広告物に限る。
模	定		O表示面積は、各壁面面積の 1/5 以内とすること。
に	の	突出広告物	〇自家用屋外広告物に限る。
関	屋		〇上端は、建物の軒高より上に表出しないこと。
す	外		〇下端は、道路以外の場所では地上から2.5m以上とすること。
る	広		〇壁面からの突出幅は、1.0m以内とすること。
基	告	屋上広告物	〇設置を禁止する。
準	物	独立広告物	〇自家用屋外広告物に限る。 〇高さ6m以下
			〇広告物相互間の距離は5m以上
		 1 敷地あた	O15 m以内
		りの屋外広	O太宰府景観・市民遺産審議会において、良好な景観又は風致を害するおそれがなく、
		告物の総量	公衆に対する危害を及ぼす恐れがない屋外広告物又は掲出物件で、特に本市の良好な
			景観の形成に寄与すると認められた場合に限り、総量規制を緩和することができる。
		案内誘導広	O高さ5m以下
		告物	O1 面 2 m以内かつ合計 4 m以内
			〇広告物相互間の距離は5m以上
			O表示内容は、案内誘導に必要な文言及び図案に限ること。
			O複数の施設を集合して設置する場合は、原則として、それぞれ高さ、大きさ、色彩等につい
			て共通化が図られていること
	簡易	見な屋外広告物	※許可地域の基準に準ずる
	移動	かする広告物	※禁止地域、許可地域の基準に準ずる

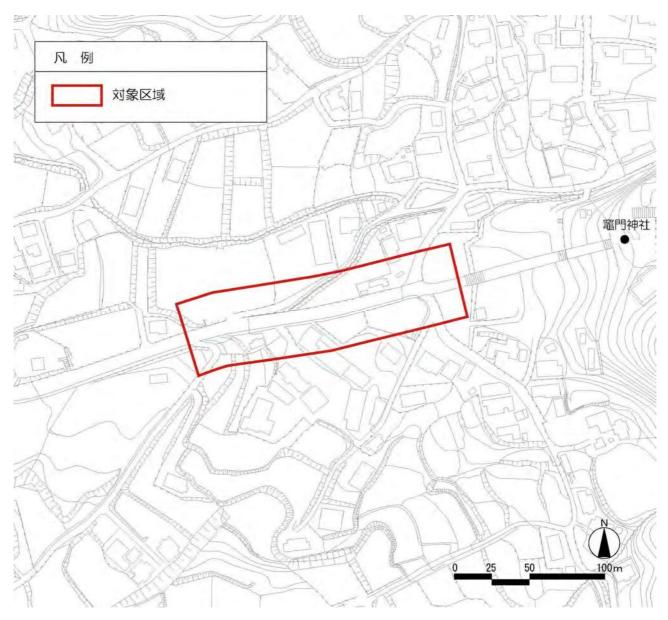


図 竈門神社前地区の区域

(5) 大規模広告物の制限

「古都太宰府の風景」に影響を及ぼすおそれのある、主要な眺望点や主要な道路から展望可能な大 規模広告物の形態意匠について、許可申請前に事前協議を行うものとする。

ア 大規模広告物の定義

〇地上から屋外広告物の上端までの高さが 10mを超えるもので、かつ1個の屋外広告物の面積が 50 ㎡を超えるもの

イ 大規模広告物の景観形成基準

- ○大宰府政庁跡などの眺望点から見た際、正面となる側への屋外広告物の表示を避ける。
- ○表示面の地色、基調色又は掲出物件の色彩には、次に掲げる色彩は使用しないこととする。
 - ・色相区分YR(黄赤)で、彩度が8を超えるもの。
 - ・色相区分R(赤)とY(黄)で、彩度が6を超えるもの。
 - ・色相区分上記以外で、彩度が4を超えるもの。
- ○照明を用いる場合は、周辺環境への光害とならないよう配慮する。

ウ 大規模広告物の手続き

事業者は、大規模広告物の計画段階で市と事前協議を行い、協議終了後に許可申請を行うものとします。

(6) 特定屋内広告物の制限

広告物景観育成地区においては、屋内から屋外に向けて表示する広告物についても、届出制により、 形態意匠や規模について協議を行うこととします。

ア 特定屋内広告物の定義

- 建築物の窓その他の開口部(建築物の内部を見通すことができる壁面を含む。以下「開口部等」という。)に設けられた窓ガラス、ガラス扉その他これらに類するものの内側の面に直接描き、又は直接貼付して、常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示するもの
- 開口部等の内側において直接又は間接に建築物に定着させる広告物で、常時又は一定の期間 継続して屋外の公衆に表示するもの

イ 特定屋内広告物の景観形成基準

- 建築物の1階以下の部分の一つの開口部の面積に対する当該開口部に係る特定屋内広告物の 面積の合計の割合は、10分の5以内とする。
- 建築物の2階以上の部分の一つの開口部の面積に対する当該開口部に係る特定屋内広告物の 面積の合計の割合は、10分の3以内とする。
- 色彩及び写真・絵画等の表示については、次のいずれにも該当するものとする。
 - (ア) 蛍光塗料、蓄光塗料又は反射の著しい材料等を使用しない。
 - (イ)次に掲げる色彩は、表示面積の2分の1未満とする。また、掲出物件の色彩には、次に 記す色彩を使用しないこととする。
 - ・YR で、彩度が 10 を超えるもの
 - R及びYで、彩度が8を超えるもの
 - GY、G、BG、B、PB、P及びRPで、彩度が6を超えるもの
 - (ウ) 写真・絵画等の表示は、1面あたり2㎡以内とする。

ウ 特定屋内広告物の手続き

広告物景観育成地区内に特定屋内広告物を表示しようとする場合、建築物の一つの立面における特定屋内広告物の面積の合計が5㎡を超えることとなるときは、事前に届出を行うこととします。

(7) 歴史的意匠屋外広告物

歴史的な意匠を有しており、良好な景観の形成及び歴史的風致の維持に寄与している広告物について、歴史的意匠屋外広告物に指定することで、その保存と通り景観の維持向上をはかることとします。

ア 歴史的意匠屋外広告物の定義

○ 歴史的な意匠を有した屋外広告物のうち、良好な景観の形成及び歴史的風致の維持に寄与している広告物として指定されたもの。

イ 歴史的意匠屋外広告物の指定対象

以下のうち、2つ以上の要件を満たすものを指定対象とします。

- 歴史的価値が高い屋外広告物で、概ね50年以上前に製作されたもの。
- 歴史的な製作技術を以って作られ、かつ歴史的意匠を有したもの。
- 原則として、現在の屋外広告物の許可基準に適合するもの。ただし、広告物景観育成地区内においては、許可基準外であっても、各育成地区の景観育成の方針に沿った歴史的意匠の屋外広告物であれば指定対象とする。
- 指定文化財として指定されているもの。

ウ 歴史的意匠屋外広告物の指定手続き

屋外広告物の所有者の申請により、太宰府市景観・市民遺産審議会の意見を聴いて指定します。

また、太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例第36条第2項に規定する表彰制度(だざいふ 景観賞等)において、受賞対象となった屋外広告物のうち、指定対象に該当するものについては、所 有者からの申請により指定します。

エ 歴史的意匠屋外広告物の指定による効果

本市の屋外広告物制度において、屋外広告物の許可の基準が特に制限されている広告物景観育成地区や、禁止物件に該当する景観重要建造物等において、歴史的な意匠を有しており、かつ良好な景観の形成及び歴史的風致の維持に寄与しているにも関わらず、許可基準を満たしていないために既存不適格となっている屋外広告物が存在します。

その当該屋外広告物を変更又は改造する場合には、従前の例による掲出ができなくなりますが、許可基準に適合させることで「広告物単体としての評価」や「景観形成・歴史的風致維持」を損ねてしまうことは、本来の制度趣旨に反するものと考えられます。

本制度により、歴史的意匠を持つ屋外広告物を保存・活用するとともに、それに面する通り景観及 び周辺街なみの歴史的風致を維持向上することができます。

第4章 景観形成の進め方について

1 景観形成のための推進体制

(1)推進体制と各組織の役割 景観形成のための推進体制と各々の役割を示します。

図 推進体制

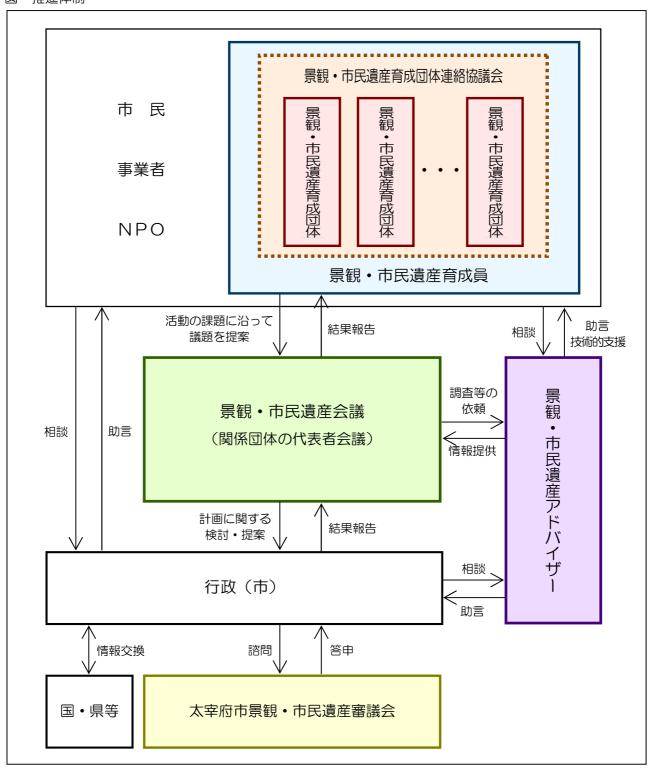


表 各組織の役割と構成

名 称	役割	構成
景観・市民遺産育成員	・景観資源及び市民遺産の調査・観察・景観及び市民遺産に関するセミナー、シンポジウム、ワークショップ等への参加・アンケートへの協力	• 市民等
景観・市民遺産育成団体	・市民遺産の提案・申請・市民遺産の保存・活用・育成に関する活動の実施・景観協定の締結	• 市民等
景観・市民遺産育成団体連絡協議会	・区域が重複する団体の協議・調整・活動内容に関する情報交換、連絡協議(調整が必要になった段階で結成)	• 市民等
景観•市民遺産会議	・景観まちづくり計画及び景観計画に関する検討・提案 ・良好な景観形成に関する協議・調整 ・市民遺産の認定、市民遺産の変更等に関する協議 ・景観資源及び市民遺産に関する情報の収集・発信	・景観・市民遺産育成団体を代表する者・関係団体等を代表する者・市・学識経験者・その他景観・市民遺産会議が必要と認める者
景観・市民遺産アドバイザー	・景観及び市民遺産に関する相談、技術的支援、情報提供・良好な景観形成及び市民遺産の保全・育成に関する調査研究・景観資源、市民遺産、景観整備事業、市民活動への意見	・有識者 ・専門技術者 ・その他市長が適当と認める 者
太宰府市景観・市民遺産審議会	・計画の策定及び変更の審議・勧告・命令等の審議・その他法に基づく指定等の審議・景観上重要な公共事業に関する審議	・有識者 ・市民代表 ・その他市長が適当と認める 者

(2) 法に基づく協議会及び法人の指定等

ア 景観協議会及び歴史的風致維持向上協議会の設置方針

景観まちづくりは、歴史的風致維持向上計画と連動して景観形成を進めていきます。

そのため、景観法に基づく「景観協議会」及び地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく「歴史的風致維持向上協議会」は、景観・市民遺産会議と連携するものとします。

これにより、景観に関するルールづくり、資源の活用、事業の推進などを総合的かつ効率的に推進 していくことができます。

また、特定の地域における景観形成などについて市が必要であると認めた場合は、個別テーマ型の協議会を設置することも検討します。ただし、その場合は主体となる景観・市民遺産育成団体があり、 その団体を構成員とすることを前提とします。

イ 景観整備機構及び歴史的風致維持向上支援法人の指定方針

動実績のある財団法人等を対象として指定していきます。

景観法に基づく景観整備機構及び地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく歴史的風致維持向上法人は、本市の景観形成に継続的、具体的な関与が見込める組織を対象とします。 そこで、景観・市民遺産アドバイザーや景観・市民遺産育成団体等を構成員とするNPO法人や活

令和 3 年の景観計画の見直しの時点での、景観・市民遺産アドバイザー及び歴史的風致維持向上支援法人の指定実績を下表に示します。

① 景観・市民遺産アドバイザー

氏名	専門分野	所属等	
赤松 悟	アーバンデザイン、建築・施設デザ イン、歴史・文化/景観	株式会社都市環境研究所	
井上晋	森林資源科学	福岡県文化財保護審議会委員	
安養寺芳彦	アーバンデザイン、建築・施設のデ ザイン、歴史・文化/景観		

② 歴史的風致維持向上支援法人

法人名	法人種別	分 野
都市•建築遺産保存支援機構	非営利活動法人	アーバンデザイン、建築・施設デ ザイン、歴史・文化/景観
古都大宰府の風を育む会	非営利活動法人	森林保全•環境保護活動
まほろば自然学校	一般社団法人	環境教育・環境保護活動・生物調 査

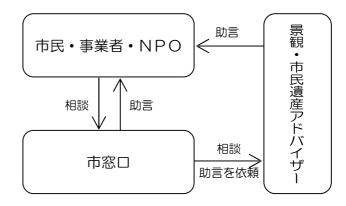
2 景観形成に関する協議等の仕組み

景観形成に関する相談、届出、協議・調整等の仕組みを示します。

(1) 景観及び市民遺産に関する相談

日常的な取り組みとして、建築行為等の有無によらず、景観及び市民遺産に関する相談を受けます。

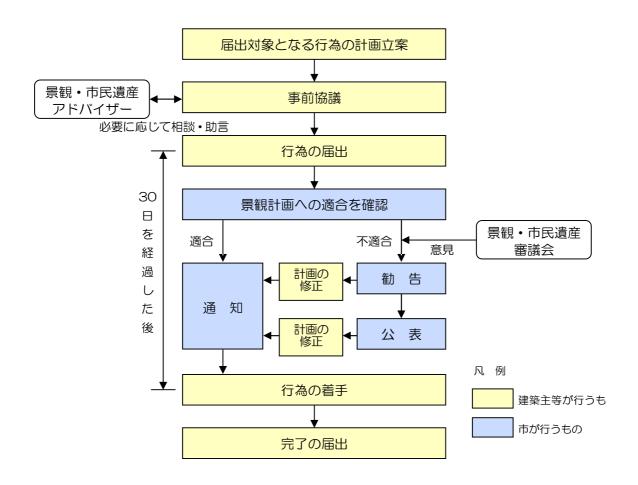
- ○景観と市民遺産に関する庁内の窓口を定め、 市民や事業者の相談を受けます。
- ○専門的な助言が必要な場合は、景観・市民遺産アドバイザーが同席します。
- ○景観・市民遺産アドバイザーによる助言の概要は、アドバイスの事例として市民や事業者に紹介します。



(2) 行為の届出、規制・誘導のための措置等

景観法及び太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例に基づく、行為の届出から完了の届出までの 一連の手続きです。

- ○届出の対象者は、市に事前協議の申出を行います。また、必要に応じて景観・市民遺産アドバイザー が同席します。
- 〇届出対象者に対して市が勧告を行う場合は、必要に応じ太宰府市景観・市民遺産審議会の意見を聴く 場合があります。

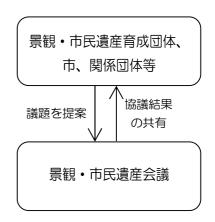


(3) 景観・市民遺産会議における協議

ア 景観及び市民遺産に関する任意協議

景観・市民遺産会議(以下「会議」という。)は、市民、事業者及び行政の協働組織です。定期開催を基本としつつ、必要に応じて任意の開催も可能な柔軟性のある仕組みとします。

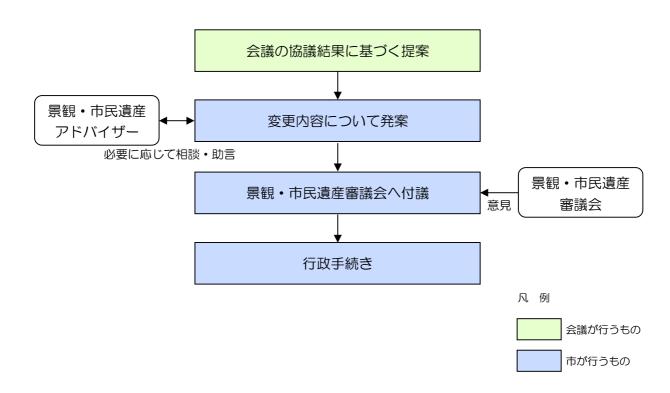
- ○次のような場合は、任意の協議・調整を図ります。
- →市民遺産を構成する文化遺産において、特に重要なものの喪失 等が発生する場合
- →景観・市民遺産育成団体の活動区域や活動内容が重複すること によって、ルールの変更や役割分担などの調整が必要になった 場合
- →道路や河川等の公共施設、眺望景観など、自然と暮らしと歴史 をつなぐ景観づくりについて協議が必要になった場合



イ 計画の提案

景観法に基づき、1人又は数人の土地所有者、NPO法人等は、景観計画の変更を提案することができます。さらに本市では、上記の任意協議等により景観まちづくり計画又は景観計画の変更が必要となった場合は、会議がその旨を市に提案することができるような仕組みとします。

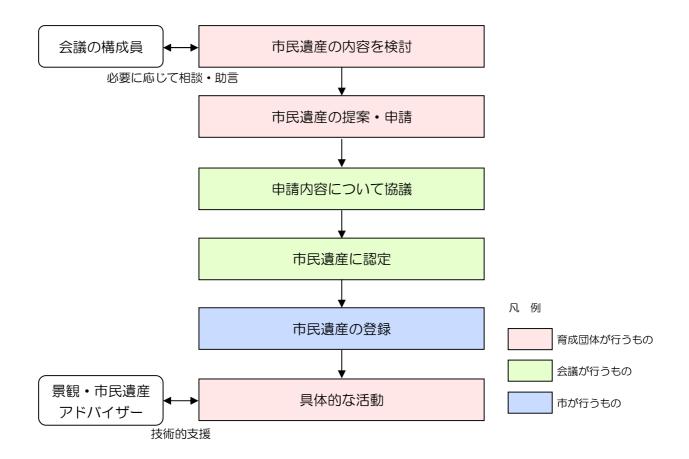
〇景観・市民遺産会議は、景観・市民遺産育成団体、関係団体等との協議結果に基づき、計画の変更を 提案できます。(軽微な変更は、市が審議会に意見を聴いて手続きを行います。)



ウ 市民遺産の認定

市民遺産は、景観・市民遺産育成団体が提案・申請し、定期的に会議が認定する仕組みとします。

〇市は、会議が認定した市民遺産を登録し、その情報を公開します。(詳細については「太宰府市民遺産活用推進計画」に位置づけます。)



参考資料

〇おすすめ樹種と緑化面積の算出方法

【おすすめ樹種】

					用途			特徴			
		樹種(万葉名)	街 路 樹	公園	水 辺	庭木	生 垣		紅葉する	香る	実がなる
间	Δ	アオギリ (梧桐)	0	0							
木	Δ	アカシデ		0		0			0		
•	A	アラカシ (橿)		0		0	0				
中	A	イチイガシ(伊智比)		0							
木	A	イヌマキ		0		0	0				
	Δ	イロハモミジ (鉾拏)		0		0			0		
	Δ	イチョウ	0	0					0		0
	Δ	ウメ (鶙)		0		0		0		0	0
	Δ	エゴノキ (菊左)		0		0		0		0	
	Δ	エノキ (榎)		0							
	Δ	カキノキ		0		0			0		0
	Δ	カシワ (智)		0		0					
	Δ	クヌギ (🥻)		0		0					
	Δ	クリ (彙)		0		0					0
	Δ	クワ (桑)		0							0
	A	クスノキ	0	0						0	
	A	クロガネモチ	0	0		0					
	Δ	ケヤキ(槻)	0	0					0		
	Δ	コナラ (許奈良)		0		0					
	A	サカキ (賢木)		0		0	0				
	A	サザンカ		0		0	0	0			
	Δ	シダレヤナギ (柳)	0	0	0						
	A	シラカシ(白橿)		0		0	0				
	A	ジンチョウゲ(H29 追加)		0		0	0	0		0	
	A	スダジイ・ツブラジイ(椎)	0	0		0					
	Δ	スモモ(李)		0		0				0	0
	Δ	センダン(南希菊)	0	0		0		0			
	A	タブノキ(都万麻)	0	0		0			0		
	Δ	ナツメ(棗)	0	0		0					0
	A	ナンテン(H29 追加)		0		0	0	0	0		0
	Δ	ネムノキ (合歓)	0	0		0		0			

					用途			特徴			
		樹種(万葉名)	街 路 樹	公 園	水 辺	庭 木	垣垣		紅葉する	香る	実がなる
高	Δ	ヒトツバタゴ (H29 追加)	0	0		0		0			
木	A	ヒノキ (檜)		0		0	0			0	
•	Δ	ヒメシャラ(H29 追加)		0		0		0	0		
中木	Δ	ホオノキ(保宝我之波)	0	0		0		0		0	
1	A	マツ (H29 追加)		0		0					
	Δ	マユミ(^{≢肉み}		0		0			0		0
	Δ	ムクノキ	0	0							
	Δ	モモ (桃)		0		0		0			0
	A	っぱき ヤブツバキ (椿)		0		0	0	0			
	A	ヤマモモ	0	0		0					0
	Δ	ヤマザクラ(櫻)						0	0		
	Δ	ヤマボウシ	0	0		0		0	0		0
	Δ	ロウバイ(H29 追加)		0		0		0		0	
低	A	アセビ (馬酔木)		0							
木	\triangle	ウツギ (学花)				0	0	0			
	Δ	ガクアジサイ (味狭藍)		0		0		0			
	Δ	カラタチ (枳)		0			0	0		0	0
	A	シャクナゲ				0		0			
	_	ッパ (黄楊)		0			0				
	Δ	ドウダンツツジ(R3 追加)				0		0			
	Δ	ニワウメ (翼酢)				0		0		0	0
	Δ	^{かはやなぎ} ネコヤナギ(川 楊)		0	0		0				
	Δ	ミツマタ (三枝)		0		0		0			
	_	ヤマツツジ(茵)		0		0		0			
	Δ	ヤマハギ (芽子)		0		0		0			
	Δ	ヤマブキ (山吹)		0		0		0			
草	_	カキツバタ(道津幡)		0	0			0			
木	<u> </u>	キキョウ (朝貌)		0				0			
類	<u> </u>	ショウブ (菖蒲草)		0	0			0	<u> </u>		
	A	フョック (画畑手) テイカカヅラ (津多)		0		0	0	0	<u> </u>	0	
		ハス(蓮)		0	0		<u> </u>	0	<u> </u>	<u> </u>	
	<u> </u>	ハマユウ (浜木綿)		0		0	<u> </u>	0	<u> </u>		
		ヒガンバナ(壱師)		0		0	<u> </u>	0	<u> </u>	<u> </u>	
	Δ	フジ(藤)		0		0	<u> </u>	0	<u> </u>	0	
	<u> </u>	マコモ (許母)			0	_					
Ь	I		I	J	J	I	J	J	J	L	1l

_	ヤブカンゾウ(萱草)	0	0	0		
A	ヤブラン(R3 追加)		0	0		

常緑:▲、落葉:△

【緑化面積の算出方法】

種類	算出方法
樹木(高木・中木・低木)	○植栽時(竣工時)の高さにより面積を算出する。
生 垣	〇植栽時(竣工時)に <u>樹高 50cm 以上で 3 本/m程度</u> が植栽されている場合、延長距離により面積を算出する。
つた類	〇竣工時につた類が 3 株/m以上植栽されている場合、延長距離により 面積を算出する。
花•地被類	〇竣工時に花や地被類が 10 株/㎡以上植栽されており、これらが生育するための土壌等で覆われている部分の水平投影面積により算出する。 〇原則として多年生の植物を対象とするが、毎年植え替えられるなど、管理が保証されている場合はこの限りでない。 〇草花は、概ね1年のうち6ヶ月以上植栽されている状態にあるものを面積として算出できることとする。
芝 生	〇竣工時に芝生 (コケ類含む) で覆われている部分の水平投影面積により 算出する。
屋上緑化	〇竣工時に花・地被類、芝生などで覆われている部分の水平投影面積により算出する。 〇建築物や工作物の屋上(バルコニー、ベランダを含む)に整備されたものを対象とする。
壁面緑化	〇竣工時につた類が 3 株/m以上植栽されている場合、水平方向延長距離により面積を算出する。 〇建築物の直立部分に整備されたものを対象とする。
庭石類	〇竣工時に庭石類が配置されている部分の水平投影面積により算出する。 〇庭石、飛び石、敷き石等の自然石を対象とする。(砂利、砕石、砂、 インターロッキング等は含まない)
透水性舗装	〇竣工時に透水性舗装で覆われている部分の水平投影面積により算出す る。
共通事項	 ○水平投影面積を算出する場合は、敷地に内包される部分を対象とする。 敷地からはみだした部分は面積として算出できない。 ○植木鉢やプランター等、移動可能な栽培容器を用いたものは、面積として算出できない。ただし、土地(人工地盤含む)に固定され容易に動かせない栽培容器を用いた場合は算出できるものとする。 ○緑化率の異なる2以上の区域に敷地がまたがる場合は、各区域に存する敷地の部分の面積に応じて按分して求められる緑化率を適用する。

〇当初計画策定の経緯

1 太宰府市景観計画策定委員会

太宰府市景観計画策定委員会は、景観法に基づく景観計画の策定や景観に関する事項全般の調査審議を行うために設置した組織です。

平成 20 年 11 月より合計 9 回開催し、本市にふさわしい景観まちづくり計画及び景観計画について、 活発な意見交換を重ねました。

表 開催日程

	_ o+	- 		
	日時	議題		
第1回	平成 20 年 11 月 4 日 (火)	○今までの景観行政の取り組み		
为10	14:00~16:00	〇これからの景観行政の取り組み		
第2回	平成21年1月26日(月)	〇中長期スケジュール・審議スケジュールについて		
- 第2世	14:00~16:00	〇太宰府の景観の現状について		
第3回	平成21年3月25日(水)	〇太宰府の景観の読み方について		
第3回	14:00~16:00	〇太宰府の景観の現状について		
笠 4 同	平成 21 年 5 月 21 日 (木)			
第4回	15:30~17:10	│ ○「景観まちづくり計画」の項目立てについて │		
等	平成21年8月10日(木)	○「景観まちづくり計画」及び「景観計画」の構		
第5回	14:00~16:00	成(案)について		
	平成 21 年 11 月 9 日 (月)			
第6回	13:30~17:00	〇現地視察と意見交換 		
第 7 回	平成 22 年 2 月 25 日 (木)	〇「景観まちづくり計画(素案)」及び「景観計		
第7回	14:00~15:55	画(素案)」の内容について		
第8回	平成22年6月30日(水) 14:00~16:00	〇パブリックコメントの意見の取り扱いについて 〇太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例 (案)について		
笠へ同	平成 22 年8月 16 日 (月)	〇「景観まちづくり計画(案)」及び「景観計画		
第9回	10:00~11:20	(案)」の内容について		





【委員】

	区分	氏 名	分野•専門	備考
1		有吉 耕造	太宰府ブランド創造協議会 構成員(太宰府観光協会)	• 太宰府観光協会専務理事
2	関係団体等を 代表する者	佐奈 正彦	太宰府ブランド創造協議会 構成員(太宰府天満宮)	• 太宰府天満宮総務部長
3	TIME OF	永田 昌人	太宰府ブランド創造協議会構成員(太宰府市商工会)	・ 侑永田昌人一級建築士事務所 代表・ 太宰府市商工会工業部会長
4	関係機関等を 代表する者	小川 博之	都市計画、景観	•福岡県建築都市部都市計画課長
5		浅野 直人 ◎	環境法・環境政策	福岡大学法学部教授市環境審議会委員元市景観懇話会委員
6		井上 晋	森林資源科学	福岡県文化財保護審議会委員市環境審議会委員
7		大貝 知子	建築、都市開発及び地域開発	・㈱大貝環境計画研究所代表取締役・市都市計画審議会委員・元市景観懇話会委員
8	識見を有する	工藤 卓 〇	都市景観デザイン 建築・環境デザイン	近畿大学産業理工学部教授元市景観懇話会委員
9	者	澤一寬	景観、色彩環境、まちづく りコンサルタント	・日本色彩学会カラーデザイン 研究会主査・㈱日本カラーテクノロジー研 究所代表
10		西山 徳明	都市計画、文化遺産マネジメント	・北海道大学観光学高等研究センター教授・元市景観懇話会委員
11		森 弘子	文化財保護、宗教民俗学、日本宗教史	福岡県文化財保護審議会専門 委員元市景観懇話会委員
12	市民を代表する者	斉藤マチ子		• 市民公募委員

(回会長、〇副会長)

2 太宰府市景観計画策定委員会小委員会

太宰府市景観計画策定委員会小委員会は、本市の景観まちづくりについて検討・協議し、太宰府市景観計画策定委員会で審議する資料を作成するために設置した組織です。

平成20年12月より合計10回開催し、主に景観計画の方針や基準について検討を行いました。

表 開催日程

	日時	議題
第1回	平成20年12月17日(水) 15:00~17:30	○太宰府のなりたちと構造、太宰府の景観の現況 について
第2回	平成21年1月8日(木) 14:00~16:30	〇中長期スケジュール及び審議スケジュールに ついて
第3回	平成21年2月10日(火) 14:00~16:30	○景観の読み方について
第4回	平成21年7月17日(金) 14:00~16:00	〇「景観まちづくり計画」及び「景観計画」の構 成(案)について
第5回	平成21年9月30日(木) 13:30~17:30	〇現地視察と意見交換(推進体制(案)について)
第6回	平成21年10月27日(火) 13:30~17:00	〇現地視察と意見交換(沿道景観について)
第7回	平成21年12月25日(金) 10:00~12:20	〇「景観計画(素案)」の内容について
第8回	平成22年2月1日(月) 14:00~17:00	〇「景観まちづくり計画(素案)」及び「景観計画(素案)」の内容について
第9回	平成22年3月25日(木) 14:00~17:00	〇「景観まちづくり計画(素案)」及び「景観計 画(素案)」の内容について
第 10 回	平成22年4月30日(金) 14:00~17:40	○「景観まちづくり計画(素案)」及び「景観計画(素案)」の内容について

【委員】

	氏 名	分野•専門	備考			
1	井上 晋	森林資源科学	• 福岡県文化財保護審議会委員			
ı	#I	林州貝加州子	• 市環境審議会委員			
2	工藤卓〇	都市景観デザイン	• 近畿大学産業理工学部教授			
		建築・環境デザイン	* U較八子性未任工子部教技			
3	澤一寬	景観、色彩環境、まちづくりコン	・日本色彩学会カラーデザイン研究会主査			
3	/辛 一見 	サルタント	・(株)日本カラーテクノロジー研究所代表			
4	永田 昌人	太宰府ブランド創造協議会構成	• 侑永田昌人一級建築士事務所代表			
4		員(太宰府市商工会)	• 太宰府市商工会工業部会長			
5	西山徳明	都市計画、文化遺産マネジメント	・北海道大学観光学高等研究センター教授			

(○座長)

【アドバイザー】

	氏 名	分野・専門	備考
1	重松 敏彦	歴史	(財) 古都大宰府保存協会事務局長西南学院大学講師
2	江頭 美紀	景観	• 福岡県建築都市部都市計画課技術主査









3 太宰府市景観まちづくり市民会議(平成20年度・21年度)

【平成20年度】

協働の景観まちづくりの実践の第一歩として、平成 20 年 10 月から「太宰府市景観まちづくり市民 会議」を開催しました。

会議では自然、歴史、色彩等景観全般について取り上げ、それぞれの特徴や課題を話し合い、より良い景観の実現のために必要なルールを検討しました。

表 開催日程

	日時	場所	テーマ
第1回	平成 20 年 10 月 25 日(土)	太宰府市商工会館	 太宰府の自然と眺望
第1回	10:00~12:30	2階 研修室	本学別の日然と晩宝
第2回	平成 20 年 11 月 29 日(土)	太宰府市中央公民館	 地域の身近な歴史
第2回	10:00~12:30	4階 多目的ホール	地域の身近な歴史
	平成 20 年 12 月 13 日(土)	太宰府市商工会館	 太宰府のまちの色
第3回	10:00~12:30	2階 研修室	本学的のようの色
笠 4 同	平成 21 年 1 月 31 日 (土)	太宰府館	 太宰府のまちなみ
第4回	10:00~12:30	3階 まほろばホール	本学的のよりなみ
₩.C.□	平成21年2月28日(土)	太宰府館	見知またベノハのリーリ
第5回	10:00~12:30	3階 まほろばホール	景観まちづくりのルール

<会議の概要>

太宰府の自然と眺望を考える

- ○太宰府の主要な景観要素である緑地や河川などの位置 や範囲を、福笑いゲームにして楽しく考えました。
- ○太宰府の主要な古代、中世、近世、現代の地図を見て、 比較することでまちの変遷を確認しました。
- ○気になる景観を近景、中景、遠景に分類して意見を出 し合い、特徴と課題を考えました。



地域の身近な歴史を考える

- ○市民意識調査の結果をクイズ形式で提示し、内容を把握、共有しました。
- 〇日常生活の中で歴史や文化を感じるものや場所につい て話し合い、地図に張り出しました。



太宰府のまちの色を考える

- ○太宰府のまちの景観を描いた線画にクレパスで塗り絵 をし、景観の色と向き合いました。
- ○市民であれば誰もが知っているもの(戒壇院の土壁、まほろば号、市の木=クスノキの葉、九州国立博物館の屋根)の色を四択クイズ形式で考え、記憶の色と実際の色の違いを実感しました。
- ○景観の中で気になる色を考え、話し合いました。



太宰府のまちなみを考える

○市内の特徴的なまちなみや通りの写真を見て、良いと ころ、悪いところ、もっと議論したい写真を選び、な ぜそうなのか、その理由を話し合いました。



景観まちづくりのルールを考える

- ○どんなルールが必要とされているのか、市民意識調査 で上位にあげられた結果をクイズ形式で考えました。
- ○数点の将来イメージパースの中から2~3点を選び、 景観の将来イメージを考えました。このイメージを現 実の景観にするために必要となるルールについて意見 を出し合いました。
- ○市内の写真を使って、景観づくりの重点地区の候補地 を選びました。



平成 20 年度のまとめ

美しい景観を守り育てていくためには、『景観まちづくりのルール』が必要であることを皆さん理解されました。そして、色々な学習を通じて太宰府の現況を把握し、以下のような意見が出されました。

- ●建物の高さや色には太宰府らしいルールが必要
- ●建物や広告などは極力統一性をもたせる
- ●道路の電柱は眺望を阻害するので地中化する
- ●太宰府らしい風情のあるまちづくりをする

そして、最も重要な共通認識は「ルールづくりは難しい」ということでした。ルールづくりには種々の利害関係が生じ、その合意形成のためには時間と手間がかかるということが分かりました。 そして、このような会議を継続して実施していくことの重要性を感じました。

【平成21年度】

平成 21 年度の景観まちづくり市民会議では、景観の重要な要素である「色彩」を取り上げました。 7月から計6回会議を行い、その中で市民の皆さんとともに太宰府市内の景観と色彩を見て、考え、色彩のルールを検討しました。

表 開催日程

	日時	場所	テーマ
第1回	平成21年7月25日(土)	太宰府館	大京店の眺めの特徴は何かり
- 第1回	13:00~16:30	3階 まほろばホール	太宰府の眺めの特徴は何か?
笠の同	平成21年9月26日(土)	いきいき情報センター	夏季フィールドワーク
第2回	13:00~16:30	2階 209 研修室 4	〜郷土の色をさがそう〜
第2回	平成 21 年 11 月 21 日(土)	太宰府市文化ふれあい館	秋季フィールドワーク
第3回	13:00~16:30	1階 実習室2	〜郷土の色をさがそう〜
第4回	平成 21 年 12 月 12 日(土)	太宰府市中央公民館	 景観の将来像を考えよう!
54四	13:00~16:30	4階 多目的ホール	京既の行木家を与えより!
第5回	平成 22 年 1 月 16 日 (土)	太宰府市中央公民館	 色彩のルールを組み立てよう!
第5回	13:00~16:30	4階 多目的ホール	色彩のルールを組み立てよう!
笠の同	平成22年2月13日(土)	太宰府市中央公民館	 報告会 太宰府の色彩
第6回	13:00~16:30	4階 多目的ホール	報日女 《辛利の巴杉

<会議の概要>

太宰府の眺めの特徴を探る

<u>○まちなみや山並みなど大景観から太宰府ならではの色彩景観を探る</u>

太宰府の絵を描き、太宰府の景観のおおまかな特徴をイメージしました。

○太宰府を俯瞰する

拡大した航空写真を鳥瞰し、周辺の状況や位置関係、距離などを確認しました。

○景観色彩図をつくる

市内で撮影した資料写真とその色により「色彩景観図」を作成しました。景観構成要素は大きく「風土基盤」「生活基盤」「まちを装うもの」の3つに分けられ、それぞれの色の特徴を確認しました。



フィールドワークで眺めの特徴や課題等を確認する

○夏季*歴史的景観ルート

戒壇院→観世音寺→日吉神社→観世音寺の集落→旭地蔵→白 川橋→御笠川河畔→建重寺橋→天満宮参道界隈→太宰府駅前 →天満宮門前の通り→天満宮太鼓橋付近→光明寺→国博通り →愛染川

○秋季*一般的景観ルート

吉松旧道→吉松八幡宮→宮ノ森公園→歴史スポーツ公園→青葉台団地→向佐野4丁目→幹線道路

○眺めの特徴や課題を整理、分類する





フィールドワークで確認した眺めの特徴や色、課題を次の項目に分類しました。

色 ⇒ ①風土色 ②良いと思う色 ③気になる色

景観 ⇒ ①太宰府の特徴がよく出ている景観 ②良い景観 ③気になる景観

景観の将来像を考える

○太宰府の景観の特徴、課題から将来像を考える

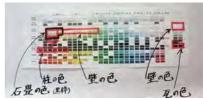
太宰府の眺めの特徴や課題をもとに、地域の現況に応じて次の項目をまとめました。

色 ⇒ ①直したい色 ②伸ばしたい色 ③こんなのあったらいいなという色

景観 ⇒ ①直したい景観 ②伸ばしたい景観③こんなのあったらいいなという景観









色彩のルールを考える

○色彩のルールづくりをする

次の対象物について色のルールを検討しました。

- ①伝統まちなみの建物、看板
- ②大規模建物等

これらの対象物をどう調和させるのかを明らかにし、その方 向性に沿って各対象物別に使用可能な色を色の一覧表の中に 書き込みました。

報告

〇これまでの検討事項と結論である色のルール、その他の意見 などを班ごとに発表、報告しました。

平成 21 年度のまとめ

発表内容を「伝統まちなみの建物、看板」と「大規模建物等」でまとめると以下の結果となりました。 【伝統まちなみの建物、看板の色】

- ●観世音寺や太宰府天満宮などの社寺への連続性や伝統の継承を意識し、和風を感じる色彩とする。
- ●フィールドワークで調査した古寺の板壁や土塀、和瓦、町家の漆喰などの色を参考に、これら深く 味わいを持った自然素材の色か又は近似したベージュ、茶、無彩色調の外壁色、黒、茶、鼠色の屋 根の色とする。
- ●看板の色は、落ち着いた木材色の茶色で伝統的なまちなみに調和させる。

【大規模建物等】

- ●背景となる四王寺山、宝満山、水城跡等自然の緑に対し違和感の無い調和を目指した色彩とする。
- ●フィールドワークで調査したクスノキ等の葉の色を参考に、それよりもけばけばしくならない彩度 の低い色を基本とする。
- ●先達が培ってきた、自然素材による社寺の意匠や参道の民家に調和する風土色、伝統的なまちなみの色で、これら橙、黄色相の茶やベージュに代表される落ち着いた色が望ましい。
- ◆ここで検討した色のルールは、「景観まちづくり市民会議で選定したおすすめ色」 として景観計画に反映しています。

4 その他の経緯

その他、以下のとおり市民の意見を把握するための取り組みや関係団体との協議等を実施しました。

【市民意識の把握・意見の聴取等(主なもの)】

	期間•年月日	項目	内 容
1	平成20年8月11日 ~9月20日	「景観に関する市民意識 調査」の実施	市民意識を景観まちづくりに反映するために実施(1,000人対象、回収率49.9%)
2	平成22年5月18日 ~6月18日	「景観まちづくり計画(素 案)」、「景観計画(素案)」 パブリックコメントの実 施	コメント提出者 11 人 主なコメント数 53 件
3	平成22年5月28日 ~5月30日	景観•市民遺産総合説明会	「太宰府市景観まちづくり計画」、「太宰府市民遺産活用推進計画」、「太宰府市歴史的風致維持向上計画」の内容を市民に周知(参加者:延べ78人)

【市民啓発】

	期間•年月日	項目	内 容
1	平成20年8月23日	太宰府の景観まちづくり フォーラム	「市民と共に守り育てる景観まちづくり」 (参加者:470人)
2	平成21年10月17日	太宰府の景観と歴史のま ちづくり講演会	「みつめよう古都大宰府の魅力とあなた の暮らし」(参加者:310人)
3	○平成20年8月 ○平成21年4月 ~平成22年3月 ○平成22年4月~	広報だざいふに掲載	景観まちづくりについて 市民遺産によるまちづくりについて 歴史まちづくりについて

【学習支援】

	期間•年月日	項目	内 容
1	平成21年6月12日	出前講座(太宰府中学校)	「太宰府の風景にきづく 景観をきずく」 太宰府中学校1年生145人
2	平成21年10月29日	出前講座(太宰府中学校)	「太宰府の風景にきづく 景観をきずく」 太宰府中学校 3 年生 12 人

【関係団体との協議(主なもの)】

	期間•年月日	組織	内 容
1	平成 20 年 4 月 25 日	商工会	景観まちづくりについて協議
2	平成20年5月16日	太宰府天満宮	今後の協働のありかたについて協議
3	平成20年5月27日	NPO ボランティア支援センター	景観まちづくりについて協議
4	平成20年5月30日	(財)古都大宰府保存協会	連携体制の構築について協議
5	平成20年9月12日	観光協会	景観まちづくりについて協議
6	平成20年9月16日	史跡解説委員(くすのき会)	景観まちづくりについて協議
7	平成21年6月2日	国土交通省九州地方整備局福 岡国道事務所	国道3号の「景観重要公共施設」指定 について ※概ねの了解を得る
8	平成 21 年 7 月 14 日	太宰府水から川る会	まちづくり講演会への参画について 協議
9	平成21年7月16日	歩かんね太宰府実行委員会	連携体制の構築及び景観と歴史のま ちづくり講演会への参画について協 議
10	平成21年7月16日	まほろば自然学校	連携体制の構築について協議
11	平成 22 年 1 月 27 日	福岡県宅地建物取引業協会筑 紫支部	意見交換会で景観まちづくり計画の 概要説明
12	平成 22 年 2 月 16 日	自治会長連絡会役員会	「景観まちづくり計画」、「歴史的風 致維持向上計画」、「太宰府市民遺産 活用推進計画」の関連性について説明
13	平成22年2月22日	福岡県那珂県土整備事務所	景観重要建造物の候補について説明
14	平成 22 年 2 月 24 日	自治会長連絡会議	まるごと博物館(まちぐるみ歴史公園)実現のための関連計画と条例の説明会について
15	平成22年6月8日	商工会	「景観まちづくり計画(素案)」、「景 観計画(素案)」について
16	平成 22 年 6 月 24 日	福岡県県土整備部河川課、道路 維持課、道路建設課	「景観重要公共施設」について本協議
17	平成 22 年 6 月 24 日	国土交通省九州地方整備局福 岡国道事務所	「景観重要公共施設」について本協議

【議会との調整(主なもの)】

	期間•年月日	項目	内 容
1	平成22年3月5日	建設経済常任委員会	まるごと博物館(まちぐるみ歴史公園)実現のための景観関連計画について
2	平成 22 年 5 月 11 日	定例議員協議会	「景観まちづくり計画」等に係るパブ リックコメントの実施について

【景観行政団体になる手続き】

	期間•年月日	内 容
1	平成20年2月25日	○県事前協議
2	平成20年3月17日	〇第5回福岡県景観審議会で了承
3	平成20年3月18日	○県本協議
4	平成20年3月24日	〇県同意
5	平成20年3月31日	〇告示
6	平成20年5月1日	○景観行政団体となる

〇計画見直しの経緯(平成27年度~平成28年度)

1 太宰府市景観・市民遺産審議会

太宰府市景観・市民遺産審議会(以下、審議会という)は、太宰府市景観・市民遺産審議会規則(以下、本項において規則という。)に基づき、良好な景観の形成及び太宰府市民遺産の育成の推進に関する事項を調査審議(規則第2条)する、本市の附属機関です。

太宰府市景観計画の見直しに関する事項として、下表のとおり審議しました。

【見直し内容】

- ・太宰府市屋外広告物景観誘導制度に関する事項
- ・景観計画に関する修正
 - 1. 届出対象行為の軽微な修正
 - 2. 景観育成地区「天満宮と宰府宿地区」のゾーンの見直し
 - 3. 太宰府市おすすめ樹種の追加
- ・景観重要建造物指定候補について

表 平成27年度 審議日程

	日時	内 容
第1回	平成 27年 10月 13日 (火)	〇太宰府市屋外広告物景観誘導制度について(事務局提案)
第2回	平成 27年 12月 21日 (月)	〇太宰府市屋外広告物景観誘導制度について (第 1 回審議会の意見等の反映)
第3回	平成28年3月24日(木)	〇太宰府市屋外広告物景観誘導制度について (パブリックコメント後の修正)

表 平成28年度 審議日程

	日時	内 容
第1回	平成28年8月8日(月)	〇太宰府市景観計画の見直しについて (届出制度に関する事項について事務局提案)
第2回	平成 28 年 12 月 16 日 (金)	○太宰府市景観計画の見直しについて(第 1 回審議会の意見等の反映)○景観重要建造物の指定候補について(事務局提案)
第3回	平成29年3月28日(火)	〇太宰府市景観計画の見直しについて (パブリックコメント後の修正)

表 太宰府市景観•市民遺産審議会委員名簿(平成27~28年度分)

	区分	氏名	所属・専門等
1		小 野 隆 弘	太宰府観光協会推薦
2	関係団体等を	新西靖斉	太宰府天満宮推薦
3	代表する者	永田昌人	太宰府市商工会推薦
4		大藪善治	太宰府市民遺産会議推薦(H28.12.22~)
5	191亿 W 1919年 方。	赤 星 健太郎	福岡県建築都市部都市計画課長(H27)
6	関係機関等を 代表する者	酒 井 了	福岡県建築都市部都市計画課長(H28)
7	112900	赤司善彦	福岡県教育庁文化財保護課長
8		浅 野 直 人	福岡大学名誉教授《環境法•環境政策》
9		井上 晋	福岡県文化財保護審議会委員《森林資源科学》
10		大貝知子	《建築、都市開発及び地域開発》
11	識見を有する者	工藤卓	《都市景観、建築・環境デザイン》
12		澤一寬	《景観、色彩環境、まちづくりコンサルタント》
13		山下三平	《景観デザイン・河川工学》
14		吉田 扶希子	《民俗芸能史》
15		有岡慶子	
16		渡邉隆子	(任期:~平成 28 年 12 月 21 日)
17	市民代表	加藤隆明	
18		北橋純子	(仟期: 平成 28 年 12 月 22 日~)
19		徳島さおり	(江朔・平风 ∠○ 牛 Ⅰ∠ 月 ∠∠ 口~)

2 市民意見の徴収及びその他関係団体との協議

	期間•年月日	内 容	
1	平成29年1月17日~2月16日(木)	「景観まちづくり計画(見直し 案)」、「景観計画(見直し案)」 パブリックコメントの実施	コメント提出者1人 コメント数1件
2	平成 27、28 年度 (通算5回)	太宰府天満宮門前六町まちづくり 協議会での説明	景観重要建造物の指定について 屋外広告物景観誘導制度について
3	平成 28 年 1 月 24 日	太宰府市都市計画審議会での意見 の聴取	「景観まちづくり計画(見直し 案)」、「景観計画(見直し案)」 の説明

〇計画見直しの経緯(平成29年度~平成30年度)

1 太宰府市景観・市民遺産審議会

前回の計画見直しと同様に、審議会において、下記の内容について審議しました。

【見直し内容】

- ・景観計画に関する変更
 - 1. 区域内における建築物等修理修景の技術的基準について
 - 2. 区域内における景観重要建造物の指定基準について
 - 3. 歴史的意匠屋外広告物制度の創設について

表 平成29年度 審議日程

	日時	内 容
第1回	 平成 29 年 12 月 22 日(金) 	〇太宰府市景観形成ガイドラインについて (事務局提案)
第2回	平成30年2月27日(火)	〇太宰府市景観形成ガイドラインについて (景観計画に位置づけることに方針決定)

表 平成30年度 審議日程

	日時	内 容
第1回	平成30年9月27日(木)	〇太宰府市景観計画の変更について (区域内における建築物等修理修景の技術的基準について) (区域内における景観重要建造物指定の基準について) (歴史的意匠屋外広告物制度の創設について)
第2回	平成30年12月20日(木)	〇太宰府市景観計画の変更について (審議会の意見等の反映)

表 太宰府市景観•市民遺産審議会委員名簿(平成29~30年度分)

	区分	氏名	所属・専門等
1		小 野 隆 弘	太宰府観光協会推薦
2	関係団体等を	新 西 靖 斉	太宰府天満宮推薦
3	代表する者	永田昌人	太宰府市商工会推薦
4		大藪善治	太宰府市民遺産会議推薦
5	88万+纵88 <i>5</i> 5 左	酒 井 了	福岡県建築都市部都市計画課長(H29)
6	関係機関等を 代表する者	野上和孝	福岡県建築都市部都市計画課長(H3O)
7	1020900	田上稔	福岡県教育庁文化財保護課長
8		浅 野 直 人	福岡大学名誉教授《環境法•環境政策》
9		井上 晋	福岡県文化財保護審議会委員《森林資源科学》
10		大貝知子	《建築、都市開発及び地域開発》
11	識見を有する者	工藤卓	《都市景観、建築・環境デザイン》
12		澤一寬	《景観、色彩環境、まちづくりコンサルタント》
13		山下三平	《景観デザイン・河川工学》
14		吉田 扶希子	《民俗芸能史》
15	市民代書	北橋純子	(年期・東京 28 年 12 日 22 日。)
16	市民代表	徳 島 さおり	(任期:平成 28 年 12 月 22 日~)

2 市民意見の徴収及びその他関係団体との協議

	期間•年月日	内	容
1	平成31年1月18日~2月17日	「景観計画変更(案)」パブリッ クコメントの実施	意見提出件数 3件 (うち計画変更に関するものは無し)
2	平成 29、30 年度 (通算4回)	太宰府天満宮門前六町まちづくり 協議会での説明	景観重要建造物の指定について 門前周辺の高さ制限について 歴史的意匠屋外広告物制度につい て
3	平成31年1月30日	太宰府市都市計画審議会での意見 聴取	「景観計画変更(案)」の説明

〇計画見直しの経緯(令和元年度~令和2年度)

1 太宰府市景観・市民遺産審議会

前回の計画見直しと同様に、審議会において、下記の内容について審議しました。

【見直し内容】

- ・景観計画に関する変更
 - 1. 景観計画区域の良好な形成に関する方針と行為の制限に関する事項(階層1)について
 - 2. 景観育成地区の良好な形成に関する方針と行為の制限に関する事項(階層3)について
 - 3. 色彩基準と緑化基準について
 - 4. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針について
 - 5. 景観公共施設の整備に関する事項について
 - 6. 屋外広告物等に関する表示等についての行為の制限に関する事項について

表 令和元年度 審議日程

	日時	内 容
第3回	令和2年3月26日(木)	〇景観計画見直しに向けての検討課題について (事務局提案)

表 令和2年度 審議日程

	日時	内 容
第1回	令和2年9月29日(火)	〇太宰府市景観計画の変更について (景観計画区域の良好な形成に関する方針と行 為の制限に関する事項(階層1)について) (景観育成地区の良好な形成に関する方針と行 為の制限に関する事項(階層3)について) (色彩基準と緑化基準について) (景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針 について) (景観公共施設の整備に関する事項について) (屋外広告物等に関する表示等についての行為 の制限に関する事項について)
第2回	令和3年1月20日(水)	〇太宰府市景観計画の変更について (審議会の意見等の反映)

表 太宰府市景観•市民遺産審議会委員名簿(令和元年度~2年度分)

	区分	氏名	所属・専門等	
1		小 野 隆 弘	太宰府観光協会推薦	
2		松大路 信潔	太宰府天満宮推薦	
3	関係団体等を 代表する者	斉 藤 誠	太宰府市商工会推薦	
4	TVX 9 O E	大藪善治	太宰府市民遺産会議推薦(R1)	
5		菜畑健治	太宰府市民遺産会議推薦(R2)	
6	88.67.+W88.55.* *	野上和孝	福岡県建築都市部都市計画課長(R1)	
7	関係機関等を 代表する者	松村知樹	福岡県建築都市部都市計画課長(R2)	
8	TVX 9 O O	田上 稔	福岡県教育庁文化財保護課長	
9		浅 野 直 人	福岡大学名誉教授《環境法•環境政策》	
10		大森洋子	久留米工業大学教授《都市景観、建築、歴史的町並み》	
11	識見を有する者	須田隆一	《植物、生態・環境》	
12		松山祐子	《景観、色彩環境》	
13		吉田 扶希子	《民俗芸能史》	
14	市民代表	北 橋 純 子	· (任期:平成31年4月1日~)	
15	徳島 さおり			

2 市民意見の徴収及びその他関係団体との協議

	期間•年月日	内	容
1	令和2年8月5日	福岡県那珂県土整備事務所 企画班、道路課、用地課	景観公共施設の整備に関する事項 について(協議)
2	令和2年8月7日	太宰府天満宮門前六町まちづくり協議会での説明	景観育成地区の良好な形成に関する方針と行為の制限に関する事項(階層3)について色彩基準について屋外広告物等に関する表示等についての行為の制限に関する事項について
3	令和2年11月3日~ 令和2年12月2日	「景観計画変更(案)」パブリッ クコメントの実施	コメント提出者 2 人コメント数 12 件
4	令和2年12月23日	太宰府市都市計画審議会での意見 聴取	「景観計画変更(案)」の説明
5	令和3年2月3日	那珂県土整備事務所 企画班	景観公共施設の整備に関する事項 について(協議)

〇用語解説

あ行

【意匠】

様式の一つの要素として機能し、形、デザインなどを指す。

【屋外広告物法】

良好な景観の形成または風致の維持、公衆に対する危害の防止のため、屋外広告物の表示や屋外広告物を掲出する物件の設置・維持、並びに屋外広告業について、必要な規制の基準を定めることを目的とした法律。昭和24年6月制定。景観法制定に伴い、原則として都道府県の屋外広告物条例による運用であったものが、市町村の屋外広告物条例による運用が可能となった。

【屋外広告物等】

屋外広告物法第2条に定義する「屋外広告物」、太宰府市屋外広告物等に関する条例第2条に定義する「掲出物件」及び同条に定義する「特定屋内広告物」をいう。

か行

【景観】

まちなみや田園などの眺める対象である「景」と、眺める人が感じる印象や価値の「観」から構成される。自然 そのものよりも、人の手が加わった「景」を指すことが多い。眺める人と対象の関係を客観的に捉えようとする 際に用いられる。そのため、良好なものだけでなく、好ましくないものを表すこともある。本計画では、百年後 の理想の風景に向けて、良好な景観を形づくっていくことを目指している。

【景観法】

都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進し、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力のある地域社会の実現を図るため、景観に関する国民共通の基本理念や、国、地方公共団体、事業者、住民それぞれの責務を定めるとともに、行為規制や公共施設の特例、支援の仕組み等を定めた法律。平成 16 年(2004 年) 6 月制定。

O景観法に基づくルール

【景観地区】

都市計画区域または準都市計画区域内において、良好な景観の形成を図るため、建築物の形態意匠の制限や建築物の高さの最高限度または最低限度などを定める地区のこと。

【景観まちづくり市民会議】

協働の景観まちづくりの第一歩として平成 20 年度・21 年度の2ヵ年にわたって開催した市民会議。平成 20 年度は5回、平成 21 年度は6回開催。

【建築基準法】

国民の生命、健康、財産の保護のため、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めた法律。 昭和25年(1950年)5月制定。

〇建築基準法に基づくルール

【建築協定】

住宅地としての環境や商店街としての利便を維持増進するために、地域住民が自ら建築物に関するルールを定め、守っていくこと。建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠、建築設備などについて定めることができる。

さ行

【さいふまいり】

江戸時代から伝わる呼び方で、太宰府天満宮に参詣すること。天満宮参詣とともに、周辺の名所や旧蹟をめぐる歴史や文化に触れる遊山の面もあった。

【在来種】

太宰府の風土に適し、長年にわたって栽培されている樹種。

【視点場】

橋や展望台などから景観を眺める時の特定の場所。本計画では眺める対象を限定する場合に用いている。

【市民遺産カルテ】

太宰府市民遺産ごとの「物語」、「文化遺産」、「育成プラン」の内容を示したもの。

【市民遺産登録者】

太宰府市民遺産認定の際に提案・申請を行った団体。

【借書】

庭園外にある遠くの山並みや水辺、社寺の塔などを庭園の一部であるかのように取り入れ、背景の景観を手前の景観に溶け込ませる造園技法の一つ。

【スカイライン】

建築物や山並みが空を区切ることによって描かれる輪郭線。人工的な地平線。

た行

【太宰府市民遺産】

市民や地域、市が伝えたい太宰府固有の「物語」、その物語を証拠となる「文化遺産」、その文化遺産を保存活用する市民活動である「育成プラン」の3つを合わせたもの。

「市民遺産」=「物語」+「文化遺産」+「育成プラン」

【地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律】

地域における固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境の維持及び向上を図り、後世に継承するために市町村の取り組みを支援する法律。平成 20 年(2008年)5 月制定。

【眺望点】

遠くを見渡すことができる場所。本計画では、「古都太宰府の風景」を眺め、確認するために重要な場所として 位置づけているが、眺める対象は限定していない。

【伝統的】

行為の目的や意匠の祖形は、おおむね 50 年以上前に求めることができるが、意匠や構築材等については現代的素材を使い適宜更新されてきているもの。

【都市計画法】

土地利用(区域や地区の区分等)、都市施設(道路、公園等)、都市計画事業(区画整理、再開発等)などの必要事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とした法律。昭和 43 年 6 月制定。

O都市計画法に基づくルール

【高度地区】

用途地域内において、市街地の環境の維持または土地利用の増進のため、建築物の高さの最高限度または最低限度を定める地区のこと。

【地区計画】

都市計画区域内の身近な生活空間について地区住民等で話し合い、建築物の用途、高さ、色などの制限や、地区の道路、公園などを定め、区域特性にふさわしい良好な整備や保全を行うための計画。

【用途地域】

都市計画区域内または準都市計画区域内において、住宅地、商業地、工業地というように、用途の似た 建築物を集めてまとまった土地利用を行い、地域の環境を保全したり、効率的な活動を可能にしたりす るために定めるもの。12 種類の地域がある。

【どんかん道】

太宰府天満宮神幸式(じんこうしき)大祭における行列の通り道。「どんかん」とは、五行の太鼓と鐘が行列の 先頭に立って「ドン」、「カン」と交互に鳴らしながら進む様子からきている。

は行

【表土】

植物の生育に欠かせない有機物質を含んだ表層部分の土。

【風景】

目に見える様子、景色。ある場面の情景。眺める対象を情緒的に捉える際に用いられる。本計画では、自然環境とともに眺められるある場面の様子を指している。また、眺める人それぞれが「美しい」、「懐かしい」、「心地よい」など、肯定的な感情を喚起するような様子を指す。

【文化遺産】

市民や地域、市が次世代に伝え守りたいモノ(形あるもの)やコト(形に現れないこと)。モノやコトについては、人が生活していくために意思を持って関わり、丁寧に手入れをしながら引き継いできた鎮守の森、樹木、ため池・水路、棚田、建築物、美術・工芸、行事などを幅広く捉えるようにしている。

【文化遺産データベース】

本市の文化遺産に関する様々な情報を蓄積した太宰府文化遺産データ。

【文化遺産情報ファイル】

市の文化遺産に関する様々な情報を蓄積した太宰府文化遺産データベースのうち、基本的な情報を公開しているもの。

ま行

【マンセル値】

色相、明度、彩度の3つの属性の組み合わせによって1つの色彩を表す仕組みであるマンセル表色系で表される色彩の値。

○色彩の3つの属性

【色相】

赤、黄、緑などの色味のこと。赤(R)・黄赤(YR)・黄(Y)・黄緑(GY)・緑(G)・青緑(BG)・青(B)・青紫(PB)・紫(P)・赤紫(RP)の10の色相がある。無彩色はNで表す。

【明度】

明るさの度合い。0から10までの数値で示し、明るい色ほど値が大きい。

【彩度】

鮮やかさの度合い。鮮やかな色ほど値が大きく、色相によって最高彩度の数値は異なる。

【万葉植物】

『万葉集』の和歌に詠まれている植物。

【見付面積】

建築物の外壁及び屋根、工作物の外観の一面における垂直投影面積。

や行

【様式】

部材、意匠、構造など多くの要素から成る集合体を指す。

〇例示

【宰府の歴史的様式】

宰府内にある歴史的建築物を構成する様々な要素(『太宰府市景観形成ガイドライン - 天満宮と宰府宿地区編 - 』第1章(3)歴史的建築物の特性に記載)から成る集合体。

ら行

【ライトアップ】

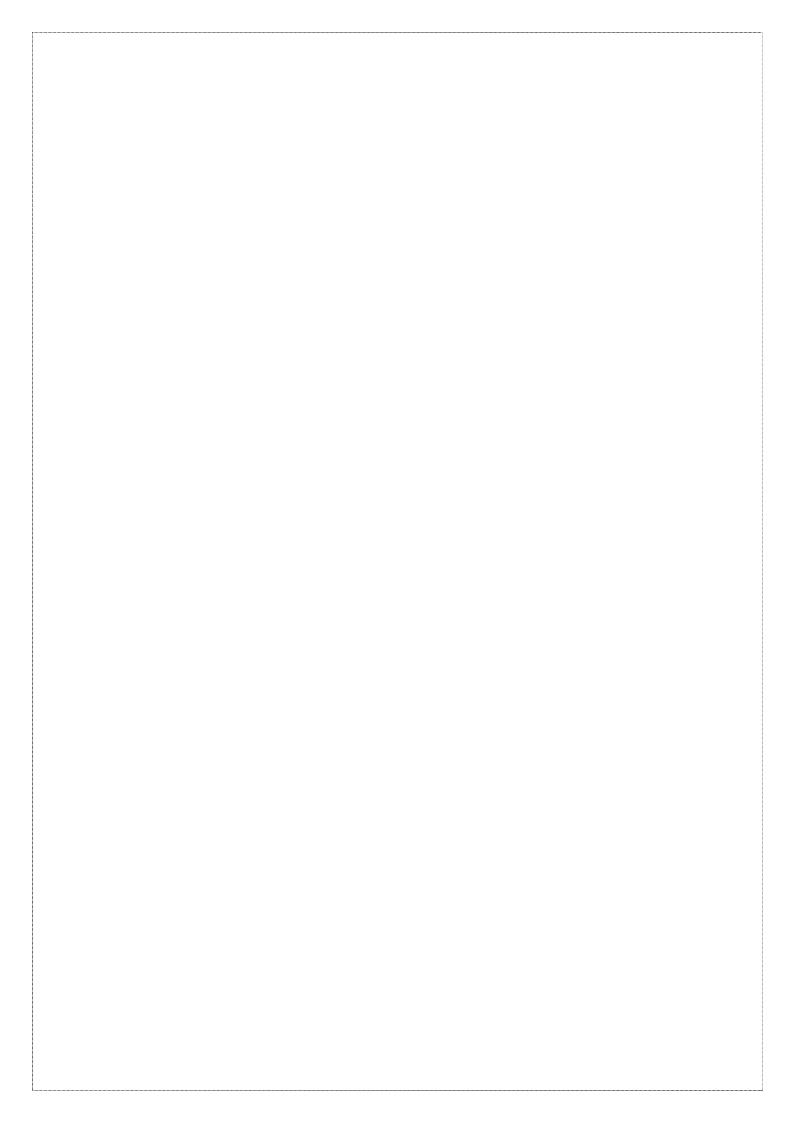
夜間景観の演出として、建築物の壁面や橋梁などの構造物、街路樹、庭園などを浮かび上がらせるための照明。

【歴史的】

行為の目的、意匠ならびに構築材等について、概ね50年以上前から継続されているもの。

【歴史的意匠屋外広告物】

歴史的な意匠を有しており、かつ、本市の良好な景観の形成及び歴史的風致の維持に寄与していると認められる屋外広告物で、歴史的意匠屋外広告物として指定されたもの。



太宰府の景観まちづくり

編集•発行 平成22年12月

第2版発行 平成29年6月

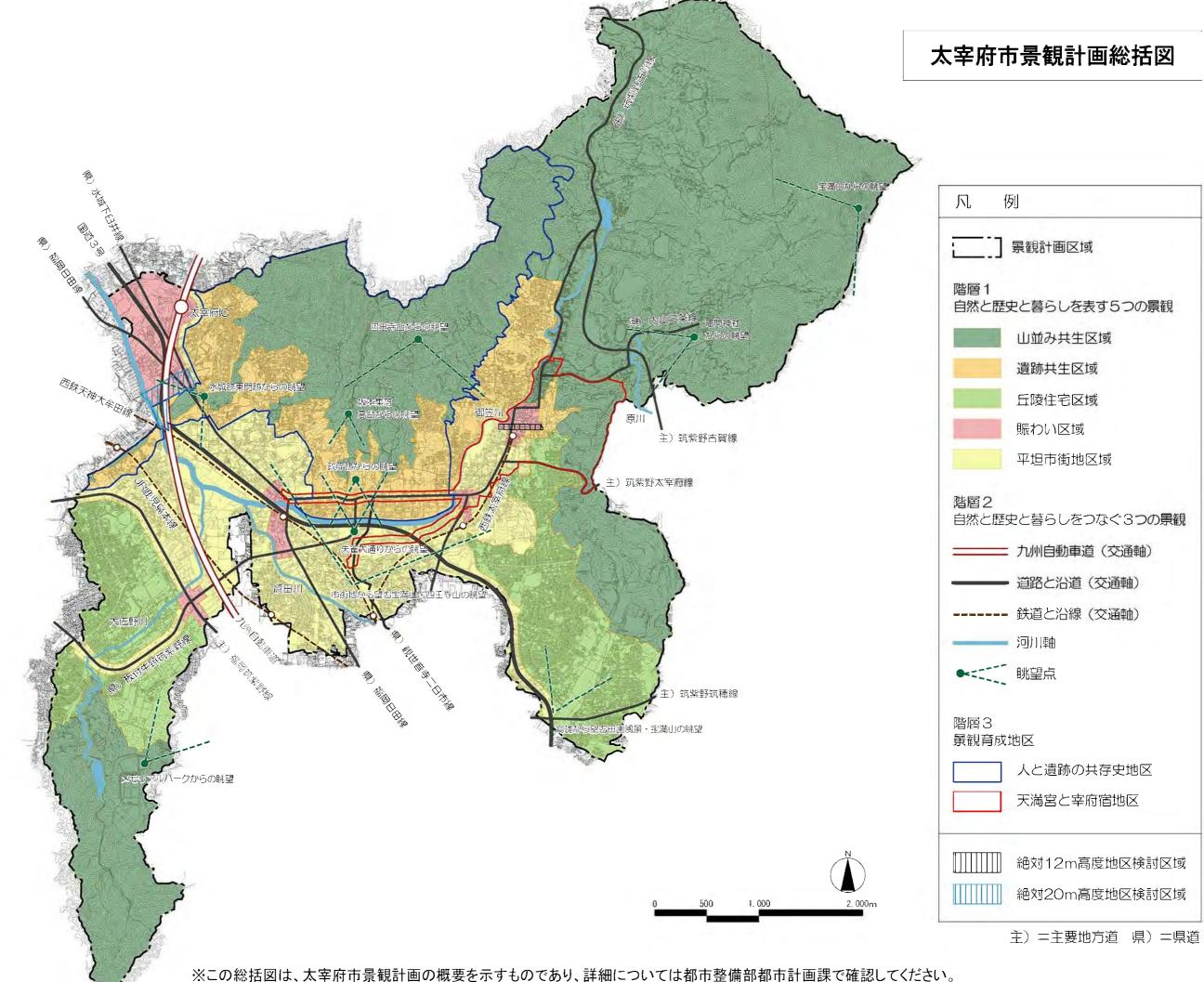
第3版発行 平成31年3月

第4版発行 令和3年3月

太宰府市都市整備部都市計画課 景観・歴史のまち推進係 〒818-0198 福岡県太宰府市観世音寺一丁目 1 番 1 号

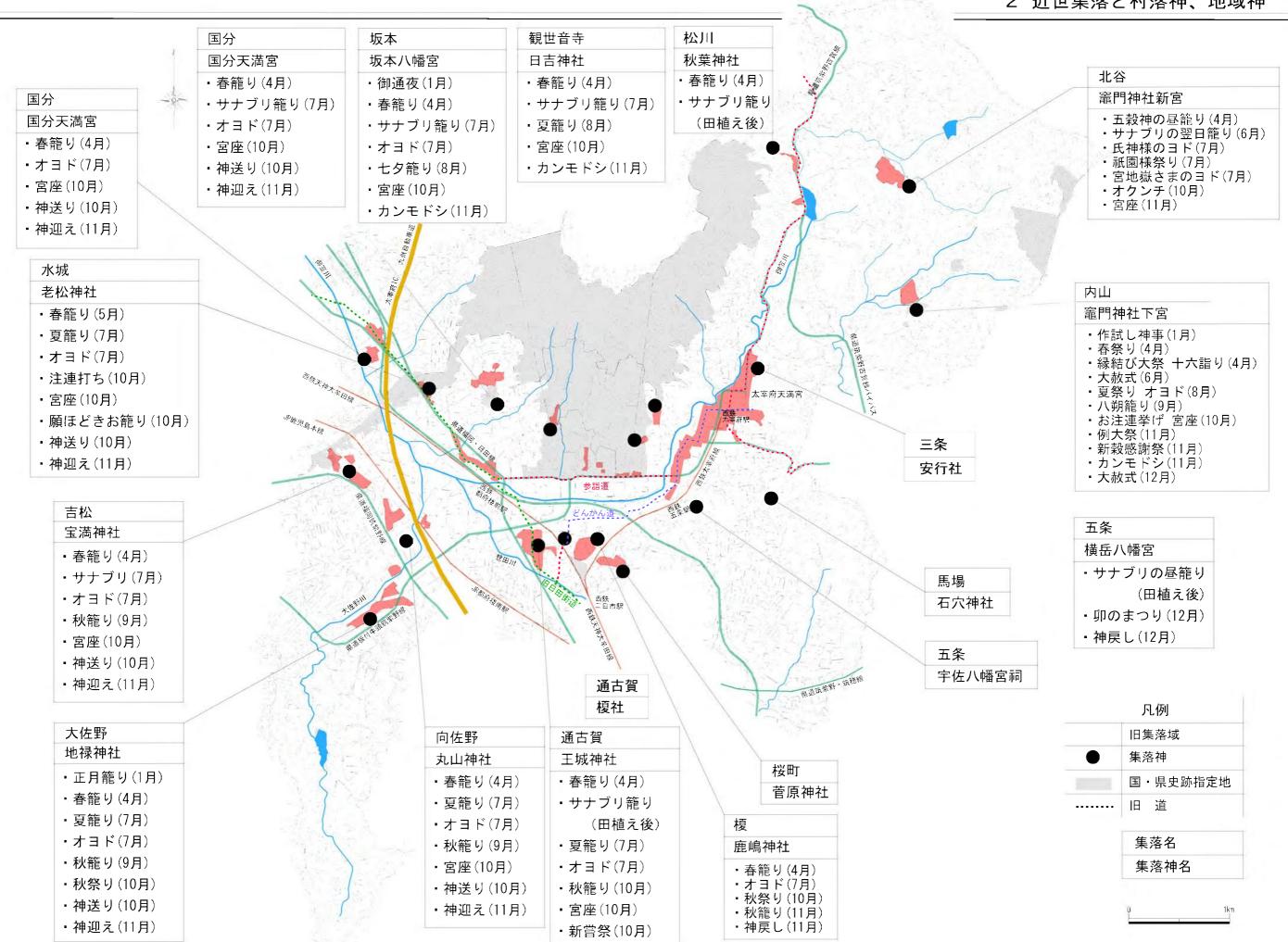
Tel: 092-921-2121 Fax: 092-921-1601

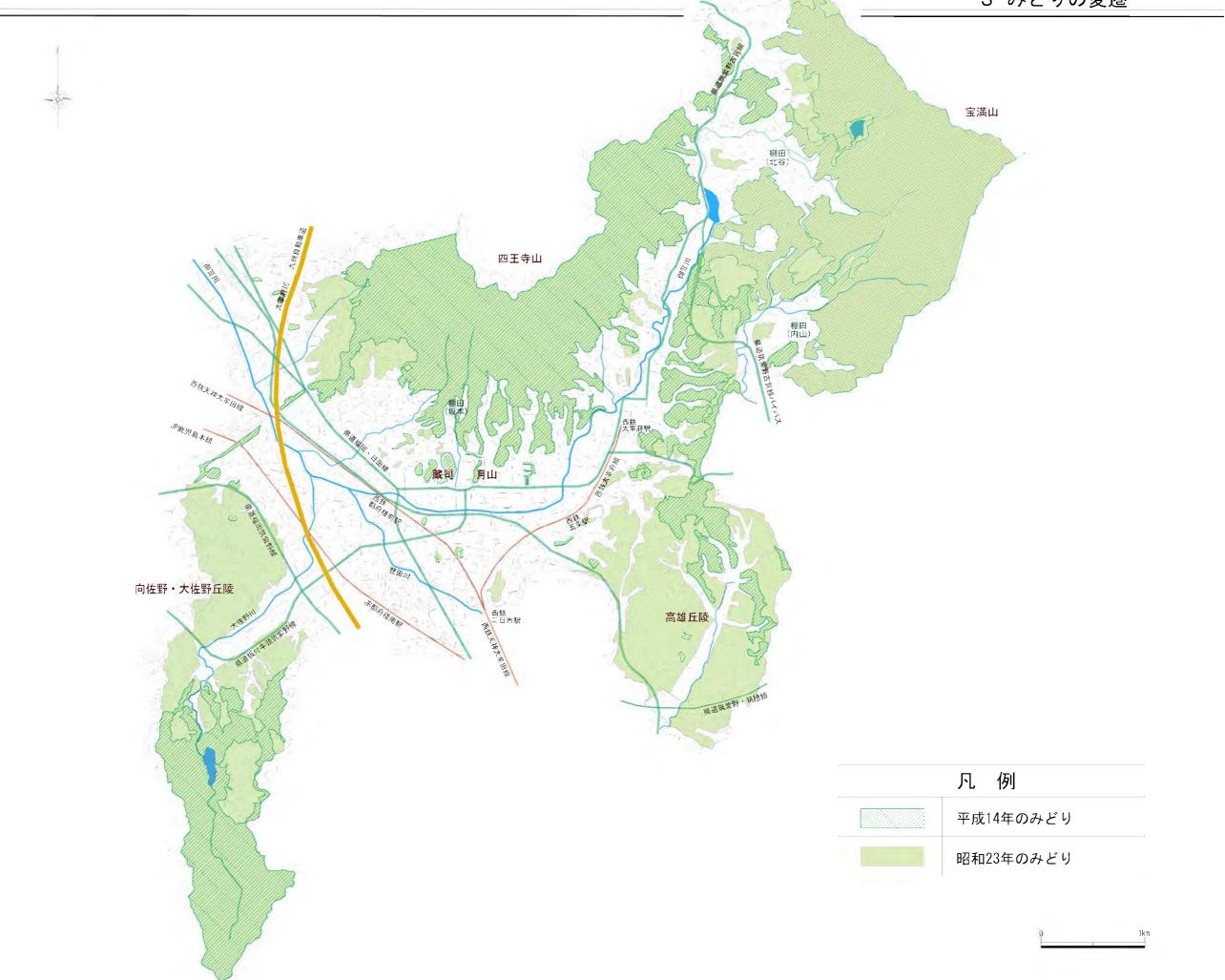
URL: http://www.city.dazaifu.lg.jp/



〇太宰府の成り立ちと現況

- 1 近世以前の歴史
- 2 近世集落と村落神、地域神
- 3 みどりの変遷
- 4 主要な樹木と鎮守の杜
- 5 史跡、寺社仏閣及びその他の文化遺産(一例)
- 6 地域の祭りと伝統行事(一例)





4 主要な樹木と鎮守の杜

